環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度

トップレベル事業所認定に関する検証主任者等新規講習会

区分５　優良事業所基準への適合の検証

修了試験時
持込不可

令和８年11月

東京都環境局

0－1　検証主任者等新規講習会について

- **本資料は検証主任者等新規講習会（区分５）の資料であり、以下の各ガイドラインの内容を抜粋した補助的な教材となっています。**
  - 優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所）（第四計画期間版）
  - 優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所）（第四計画期間版）
  - 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準（第一区分事業所）（第四計画期間版）
  - 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準（第二区分事業所）（第四計画期間版）
  - 優良特定地球温暖化対策事業所の検証ガイドライン（第四計画期間版）

- **本資料において、黒下線は重要な箇所、赤下線は特に重要な箇所を示しています。各ガイドラインをダウンロードの上、受講前に、併せてご確認ください。**

0－2　修了試験について

- 本講習会の修了には、修了試験を受験いただき、試験に合格する必要があります。

- 修了試験は、
  「大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（概要）」
  「各ガイドライン」
  から出題されます。

- 修了試験は、各ガイドラインのみ持ち込むことができます。
  （メモ、付箋、マーキング等不正とみなされない範囲での加筆等は認めます。）
  本資料及びその他の資料は試験に持ち込めませんのでご注意ください。

※ 本資料は「各ガイドライン」からの出題についての補助的な教材です。

本日の講習内容

トップレベル事業所の認定について

1　トップレベル事業所の全体概要

2　トップレベル事業所の認定基準

3　トップレベル事業所の認定ガイドライン

トップレベル事業所の検証について

4　トップレベル事業所の検証の概要

5　トップレベル事業所の検証の実施方法

本日の講習内容

トップレベル事業所の認定について

1　トップレベル事業所の全体概要

2　トップレベル事業所の認定基準

3　トップレベル事業所の認定ガイドライン

トップレベル事業所の検証について

4　トップレベル事業所の検証の概要

5　トップレベル事業所の検証の実施方法

1－1　トップレベル事業所の概要、要件

- **東京都キャップ＆トレード制度の特定地球温暖化対策事業所のうち、知事が定めた認定基準に適合する地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所**
- **次の３種類の認定区分（レベル）があり、それぞれの認定水準は以下のとおり**

認定区分		トップレベル事業所 Silver	トップレベル事業所 Gold	トップレベル事業所 Diamond
定義		地球温暖化の対策の推進の程度が**優れた**事業所	地球温暖化の対策の推進の程度が**特に優れた**事業所	地球温暖化の対策の推進の程度が**極めて優れた**事業所
認定事業所のイメージ		一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	トップレベル事業所Silverよりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準(要件)	得点	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上
	不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで２以内、Ⅳ・Ⅴで２以内（竣工年により、不合格要件の数は緩和）	評価項目Ⅳ・Ⅴで２以内	0

１－２　トップレベル事業所認定のメリット

制度内のメリット

・超過削減量の発行上限撤廃

（経過措置：削減義務率の減少措置）

制度外のメリット

・東京都のグリーン調達における推奨事項への追加

・金融機関等からの認知・評価の向上

・東京都による広報（拡充予定）、セミナー等登壇

・認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

1－3　トップレベル事業所認定の適用期間

- **トップレベル認定の事業所が、認定が継続する期間は、原則として認定された年度が属する計画期間終了年度まで**
- **第三計画期間に認定を受けた事業所は、当初申請年度から５年度目まで適用（経過規定として、計画期間をまたいで認定継続）**

期間		第３計画期間					第４計画期間				
年度		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
例①	3期認定		認定	**第3期計画期間の認定が5年継続**				認定継続の場合は、認定の再取得が必要			
例②	4期認定									認定	**計画期間終了まで認定が継続**
例③	4期認定 4期にレベル変更						認定(Silver)	Silver	Silver	認定(Gold)	Gold
例④	3期認定 継続中4期に認定			認定	準トップ	準トップ	準トップ	認定(Gold)	Gold	Gold	Gold
例⑤	認定基準不適合後の特例措置			認定			取消通知	再認定※			

第4計画期間に認定を再取得する場合は、当初認定年度に関係なく4期終了まで有効

認定レベル等の変更の場合は、当初認定後5年間、認定継続

基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで

※　基準に適合しなくなった場合は、いずれの例も、取消通知のあった年度まで

１－４　トップレベル事業所に係る基準等の全体像

優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準

優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン

第１号様式：地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所）
１．地球温暖化対策推進状況評価ツール（第一区分事業所）
２．地球温暖化対策推進状況評価ツール（第一区分事業所）　【複数エネルギー管理責任者用】

自動計算・自動入力

第２号様式：地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所）
３．地球温暖化対策推進状況に係る調書作成用シート

根拠書類等

認定ガイドライン

- 認定基準における各評価項目の取組状況の把握方法に関する指針
- 認定に係る手続き、評価書の作成方法について、事業者側の視点から、認定申請の手順、登録検証機関の検証ポイントを記載
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握について、詳細な方法と検証の考え方を記載したもの

本日の講習内容

トップレベル事業所の認定について

1　トップレベル事業所の全体概要

2　トップレベル事業所の認定基準

3　トップレベル事業所の認定ガイドライン

トップレベル事業所の検証について

4　トップレベル事業所の検証の概要

5　トップレベル事業所の検証の実施方法

２－１　トップレベル事業所の認定

認定基準　P1,2

認定申請事業所が次の事項をすべて満足するとき、トップレベル事業所に認定する。

ア. 登録検証機関による検証の結果が「適合」で、検証方法が適正であること、
　　又は、検証の結果が「都と要協議」であるが、協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。

イ. 都による審査及びトップレベル検討会において、地球温暖化対策推進状況評価書の内容が適正と
　　認められること。

ウ. 総合得点が、認定基準の認定水準を満足していること。

エ. 省エネ法の「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の
　　規定により管理標準を設定し、それに基づきエネルギーの使用の合理化に係る調整、計測・記録、
　　保守・点検等を適切に行っていること。

2－2　評価項目（第一区分）

認定基準　P10～18 別表第１

評価項目

評価項目の区分	事務所の例			熱供給施設の例		
	必須項目	一般項目	加点項目	必須項目	一般項目	加点項目
Ⅰ 一般管理事項	15	5	2	17	2	2
Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項	21	36	51	12	34	39
Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項	13	53	13	10	42	13
Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	1	3	6	0	2	8
Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	2	6	3	2	5	4
小計	52	103	75	41	85	66
計（必須＋一般）	230（155）			192（126）		

評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

２－３　トップレベル事業所の必須要件（第一区分）

認定基準　P3

「3a.1高効率熱源機器の導入」,「3c.1高効率照明器具の導入」,その他の不合格要件

- **３ａ．１高効率熱源機器の導入**

  設置年度が2000年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格ＣＯＰ又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第２の表３．３又は表３．４の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **３ｃ．１高効率照明器具の導入**

  評価点が０点であること又は対象となる主たる室用途ごとの最も消費電力の大きい主たるランプの種類の水準について、別表第２の表７．１の係数の欄に掲げる数値が０．９未満であること

- **その他の評価項目（必須項目）**

  評価項目の取組状況の程度が、最も低い取組状況であること

2－4　既築事業所、事業所用途等に関する緩和措置（第一区分）

認定基準　P10～18 別表第１

既築事業所

最も新しい建物の竣工年度に応じた緩和措置を設定

- 評価項目「コミッショニングの実施」や「外気冷房システムの導入」などについて、最も新しい建物の竣工年度が2012年度以前の場合は評価分類を「加点項目」に緩和

設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

- 評価項目「高効率熱源機器の導入」は、設備の設置年度が2000年度から2012年度までの場合は評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和
- 2013年度（変圧器については2008年度）以降に更新又は増設をした高効率設備が存在する場合であって、その設備の割合が50%未満のときは、評価分類を「必須項目」から「一般項目」又は「加点項目」に変更する。

事業所用途

テナントビル、宿泊施設、医療施設、熱供給施設、情報通信施設及び物流施設には評価分類や評価項目からの除外等の緩和措置を設定

２－５　総合得点の計算方法

認定基準　P4

総合得点

総合得点＝基礎得点＋加点項目の得点

- 基礎得点＝必須項目の得点＋一般項目の得点＝１００点
- 加点項目の合計点数は、２５点を上限

配　　点

基礎得点１００点の配点

Ⅰ 一般管理事項：	１０点
Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項：	４５点
Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項：	２５点
Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項：	１０点
Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項：	１０点

２－６　各評価項目の得点

認定基準　P4

評価点

- 各評価項目の評価点は、取組状況の程度に応じて別表第2の評価点の欄に掲げる点数又は同欄に掲げる方法により算定した数値とする。
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握は、別表第２の備考に掲げる方法等及び認定ガイドラインに基づき行う。

各評価項目の得点

- 各評価項目は、取組状況に応じて1点から0点の間で評価点を付す
- 評価項目の得点＝評価点×重み係数

2－7　重み係数

認定基準　P5

「重み係数」設定の考え方

- エネルギー使用量が大きい設備の評価項目は得点が大きい。
  →設備のエネルギー消費量の大小に応じて得点
- 省エネ効果が大きい評価項目は、得点が大きい。
  →対策の省エネルギー効果の程度に応じて得点
- 比較的省エネ率の小さい「事業所及び設備の運用に関する事項」の評価項目でも、総合得点への影響が大きい。
  →「III 設備及び事業所の運用に関する事項」を重視した配点

重み係数＝Ｋ１×Ｋ２×Ｋ３×Ｋ４×Ｋ５

Ｋ１	Ⅰ 一般管理事項・Ⅳ 再エネに関する事項・Ⅴ ゼロエミ化に関する事項：要求事項の配分比率 Ⅱ　性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：エネルギー消費先比率
Ｋ２	Ⅰ 一般管理事項・Ⅳ 再エネに関する事項・Ⅴ ゼロエミ化に関する事項：要求事項内の配分比率 Ⅱ 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：省エネ率
Ｋ３	用途補正係数（区分Ⅰのみ）
Ｋ４	（区分Ⅰ）、Ｋ３（区分Ⅱ）　適用範囲補正係数
Ｋ５	（区分Ⅰ）、Ｋ４（区分Ⅱ）　得点換算係数

２－８　建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合の要件

認定基準　P7

- Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項の得点のみ建築物環境計画書の評価結果を用いて算定することができる。
- Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項の得点は、別表第11で定める方法により算定された各項評価目の区分ごとの得点を合計したものとし、Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項における不合格要件は適用しないものとする。
- 総合得点は、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの必須項目及び一般項目である評価項目の得点と建築物環境計画書の評価結果を用いて算定されたⅡ 建物及び設備性能に関する事項の得点を合計して基礎得点とし、これにⅡ 建物及び設備性能に関する事項以外の評価項目の区分に含まれる加点項目である評価項目の得点を加算した得点とする。なお、加点項目の合計点数は、25点を上限とする。

2－9　複数のエネルギー管理責任者が存在する場合の措置

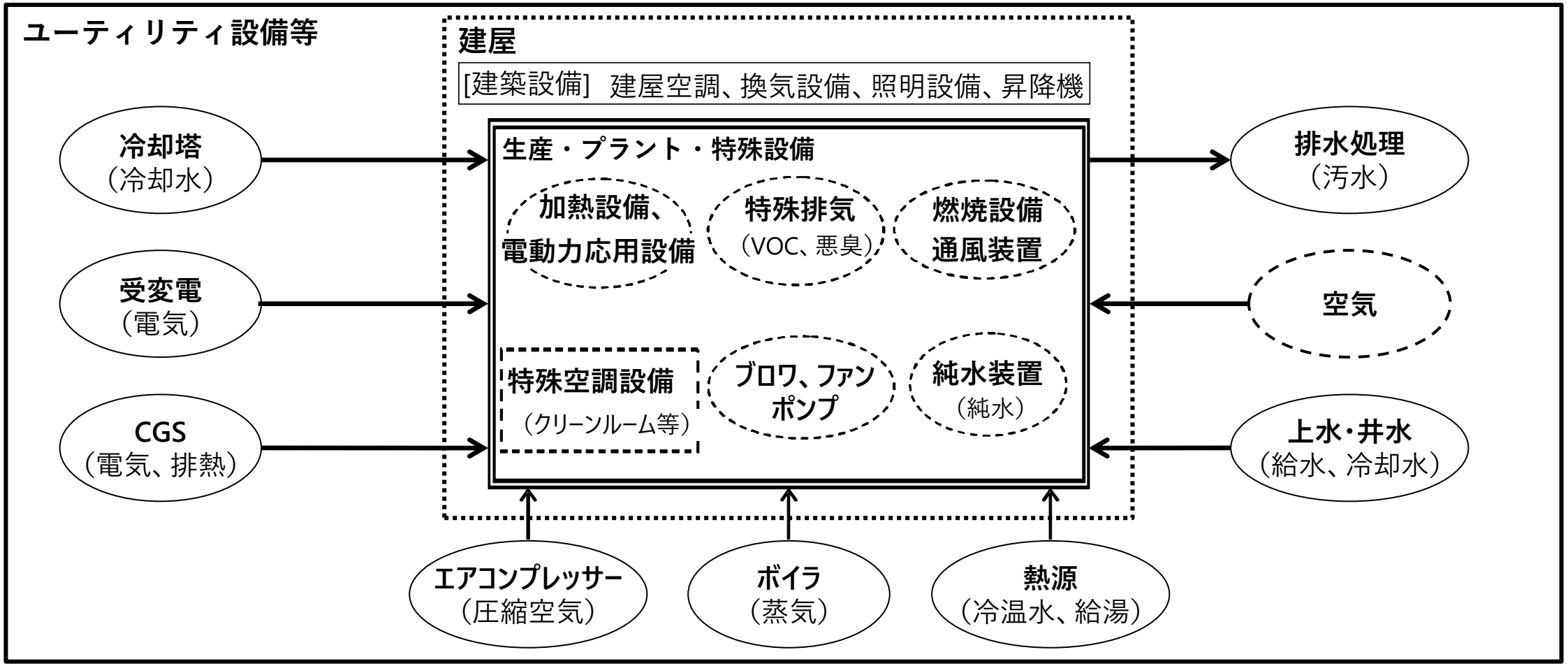
認定基準　P8（区分Ⅰ）　P7（区分Ⅱ）

- 地球温暖化対策の推進の程度は、事業所全体を一括して把握する
- 以下のすべての条件を満たす場合、複数エネルギー管理責任者の総合得点の算定方法を適用できる
  ① 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合
  ② 評価項目の取組状況の一括した把握が難しい場合
  ③ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲及びエネルギー管理区分ごとのエネルギー使用量が明確に区別できる場合
- 熱源・熱搬送設備又は給排水設備を共用しているときは、その部分に評価ツール（複数管理者用）を使用することはできない（認定ガイドラインP56）
- 建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合は、この方法により総合得点を算定することはできない。

2－10　評価対象の設備（第二区分）

例．工場における評価対象の設備（イメージ）

共通設備（ユーティリティ設備、建築設備）と生産プロセスの工場全般が評価の対象



2－11　評価項目の区分（第二区分）

認定基準　P2（区分Ⅱ）

- 『Ⅱ設備及び建物の性能に関する事項』と『Ⅲ設備及び事業所の運用に関する事項』の評価項目は、「全事業所共通の評価項目」と「事業所用途ごとの評価項目」に分類

Ⅰ　一般管理事項 Ⅳ　事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 Ⅴ　事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	Ⅱ　設備及び建物の性能に関する事項	Ⅲ　設備及び事業所の運用に関する事項
全事業所共通	**ユーティリティ設備等**に関する評価項目 （ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ設備、建築設備、建物、再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰ・未利用ｴﾈﾙｷﾞｰ）	← **全事業所共通**
	生産・プラント・特殊設備に関する評価項目	← **事業所用途により評価項目が選択される**
	上水道施設に関する評価項目	←
	下水道施設に関する評価項目	←
	廃棄物処理施設に関する評価項目	←

2－12　評価項目の区分（第二区分）

認定基準　P9～21 別表第１（区分Ⅱ）

Ⅱ 設備及び建物の性能に関する事項
1.ユーティリティ設備等の省エネルギー性能
a. 蒸気供給設備
b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備
c. コージェネレーション設備
d. 受変電設備、配電設備
e. 圧縮空気供給設備
f. 給排水・給湯設備、排水処理設備
2.建築設備の省エネルギー性能
a. 空調・換気設備
b. 照明設備
c. 衛生設備
d. 昇降機設備
e. その他
3.建物の省エネルギー性能
a. 建物外皮
b. 自然エネルギーの利用
4.再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰ・未利用ｴﾈﾙｷﾞｰ
Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項
1.ユーティリティ設備等の運用管理
2.ユーティリティ設備等の保守管理
3.建築設備の運用管理
4.建築設備の保守管理

Ⅱ 設備及び建物の性能に関する事項
5.生産・ﾌﾟﾗﾝﾄ・特殊設備の省ｴﾈﾙｷﾞｰ性能
a.燃料の燃焼
b.加熱及び冷却並びに伝熱の性能
c.排熱回収
d.断熱・保温
e.電動力応用設備・電気加熱設備
f.特殊空調設備
g.特殊排気設備
h.純水供給設備
i.場内輸送設備
j.追加評価事項
Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項
5.生産・プラント・特殊設備の運用管理
6.生産・プラント・特殊設備の保守管理

Ⅱ 設備及び建物の性能に関する事項
5.上水道施設の省エネルギー性能
a.共通
b.取水・導水工程
c.沈殿・ろ過工程
d.高度浄水工程
e.排水処理工程
Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項
5.上水道施設の運用管理
6.上水道施設の保守管理

Ⅱ 設備及び建物の性能に関する事項
5.下水道施設の省エネルギー性能
a.前処理工程
b.水処理工程
c.汚泥処理工程
d.汚泥焼却工程
Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項
5.下水道施設の運用管理
6.下水道施設の保守管理

Ⅱ 設備及び建物の性能に関する事項
5.廃棄物処理施設の省エネルギー性能
a.前処理工程
b.熱処理工程
c.後処理工程
Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項
5.廃棄物処理施設の運用管理
6.廃棄物処理施設の保守管理

2－13　評価項目（第二区分）

認定基準　P9～21 別表第１（区分Ⅱ）

評価項目

評価項目の区分	工場他			上水道施設			下水道施設			廃棄物処理施設		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
Ⅰ 一般管理事項	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項	13	49	130	12	25	92	16	38	93	14	30	103
Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項	32	49	54	22	40	36	22	39	39	23	33	36
Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	1	3	6	1	3	6	1	3	6	1	3	6
Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6	2
小計	65	111	194	54	78	138	58	90	142	57	76	149
計（必須＋一般）	370（176）			270（132）			290（148）			282（133）		

評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

２－14　トップレベル事業所の必須要件（第二区分）

認定基準　P3（区分Ⅱ）

「1a.1高効率蒸気ボイラーの導入」、「1b.1高効率熱源機器の導入」、その他の不合格要件

- **１ａ．１高効率蒸気ボイラーの導入**
  設置年度が１９９５年度より前又は２０１２年度より後の蒸気ボイラーを1台でも使用している場合であって、全ての蒸気ボイラーのボイラー効率が、ボイラー機種に応じて別表第2の表1.3の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **１ｂ．１高効率熱源機器の導入**
  設置年度が１９９５年度より前又は２０１２年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格ＣＯＰ又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表2.3又は表2.4の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **その他の評価項目（必須項目）**
  評価項目の取組状況の程度が、最も低い取組状況であること

2－15　既存事業所に関する緩和措置（第二区分）

認定基準　P9～21 別表第１（区分Ⅱ）

設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

以下の高効率機器の導入に関する評価項目は、使用年数等を考慮し、設備の設置年度によって評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和

- Ⅱ 1a.1高効率蒸気ボイラーの導入
- Ⅱ 1b.1高効率熱源機器の導入
  →事業所内の当該設備（蒸気ボイラー、熱源機器）において、
  すべての設置年が2000年度から2012年度までの場合は一般項目とする。
- Ⅱ 1d.1高効率変圧器の導入
  →全ての変圧器の設置年度が1990年度以降で、かつ2008年度以降設置の設備の割合が50％未満の場合は一般項目とする。
- Ⅱ 1e.1高効率エアコンプレッサーの導入
  → 全てのエアコンプレッサーの設置年度が2000年度以降で、かつ2013年度以降設置の設備の割合が50％未満の場合は一般項目とする。

2－16　エネルギー消費先区分（第二区分）

認定基準　P67 別表第５（区分Ⅱ）

ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分	
区　分	細　目
ユーティリティ設備等	蒸気供給
	熱　源
	冷却塔
	熱搬送
	ｺｰｼﾞｪﾈ
	受変電
	圧縮空気
	給排水
	給　湯
	排水処理
建築設備	一般ﾊﾟｯｹｰｼﾞ空調
	一般空調機
	換　気
	照　明
	昇降機
	コンセント
	厨　房

ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分	
区　分	細　目
生産・プラント・特殊設備	燃料燃焼
	熱利用
	電動力応用
	電気加熱
	特殊ﾊﾟｯｹｰｼﾞ空調
	特殊空調機
	冷凍・冷蔵
	特殊排気
	純水供給
	輸　送

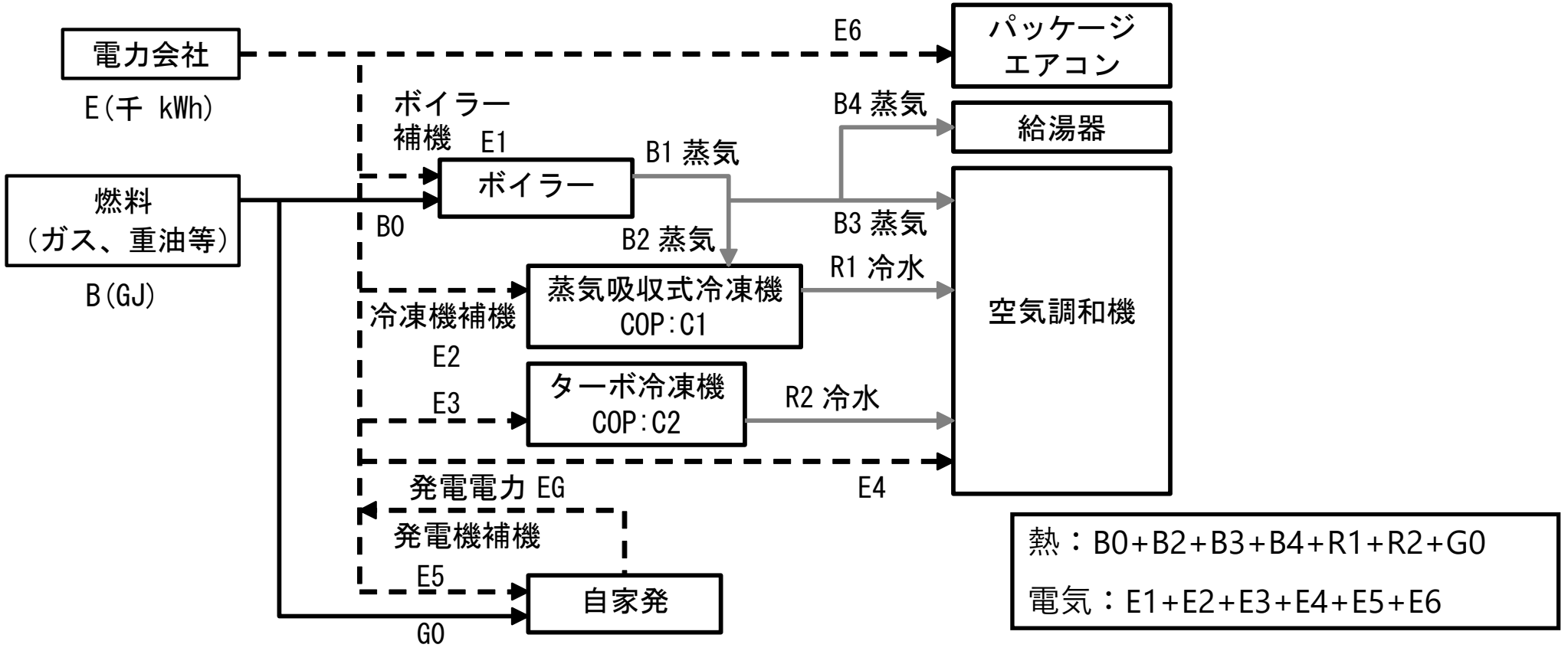
ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分	
区　分	細　目
上水道施設	取水・導水
	沈　殿
	ろ　過
	高度浄水
	汚泥濃縮
	汚泥脱水
	送水・配水
下水道施設	主ポンプ
	沈殿池
	反応タンク
	高度処理
	汚泥濃縮
	汚泥消化
	汚泥脱水
	汚泥焼却

ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分	
区　分	細　目
廃棄物処理施設	乾　燥
	受入供給
	燃　焼
	灰溶融
	ガス冷却
	通　風
	排ガス処理
	灰出し

2－17　エネルギー使用量の考え方（第二区分）

認定ガイドライン（区分Ⅱ）　P61～64

省エネ法のエネルギー管理指定工場の現地調査に用いられる総括表と同様に、
事業所の全エネルギー使用量はグロス（個々の設備による使用量実績の積み上げ）で集計する。



本日の講習内容

トップレベル事業所の認定について

1　トップレベル事業所の全体概要

2　トップレベル事業所の認定基準

3　トップレベル事業所の認定ガイドライン

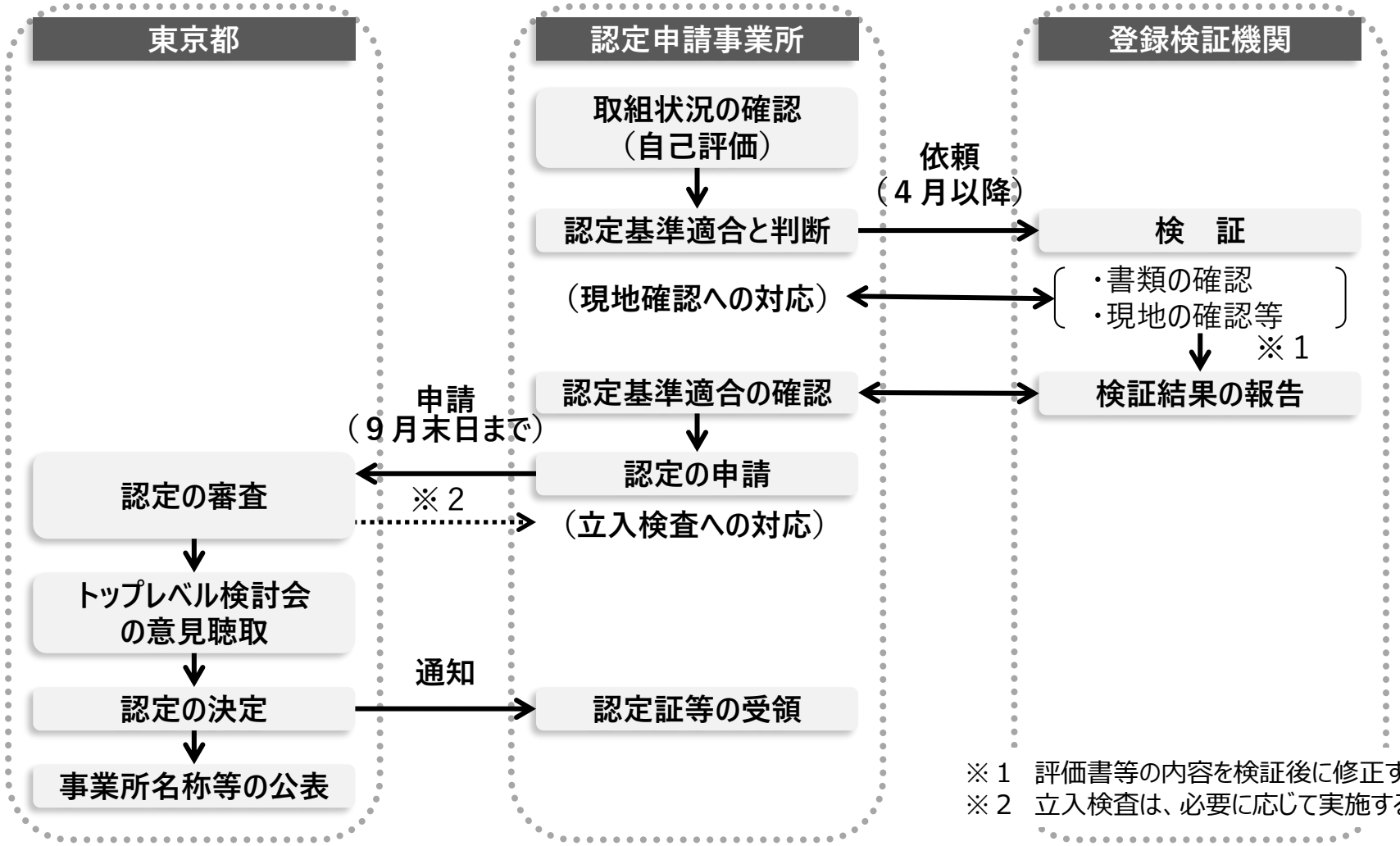
トップレベル事業所の検証について

4　トップレベル事業所の検証の概要

5　トップレベル事業所の検証の実施方法

3－1　認定申請のフロー

認定ガイドライン　P12



※1　評価書等の内容を検証後に修正する場合は、再検証を行う。
※2　立入検査は、必要に応じて実施する。

3－2　自己評価

認定ガイドライン　P13

自己評価

- 認定申請事業所は、認定基準に適合しているかどうか、自己評価を行う。
- 自己評価に当たっては、認定ガイドラインに則り、評価書等を作成する。
- 自己評価には、地球温暖化対策推進状況評価ツールを用いなければならない。

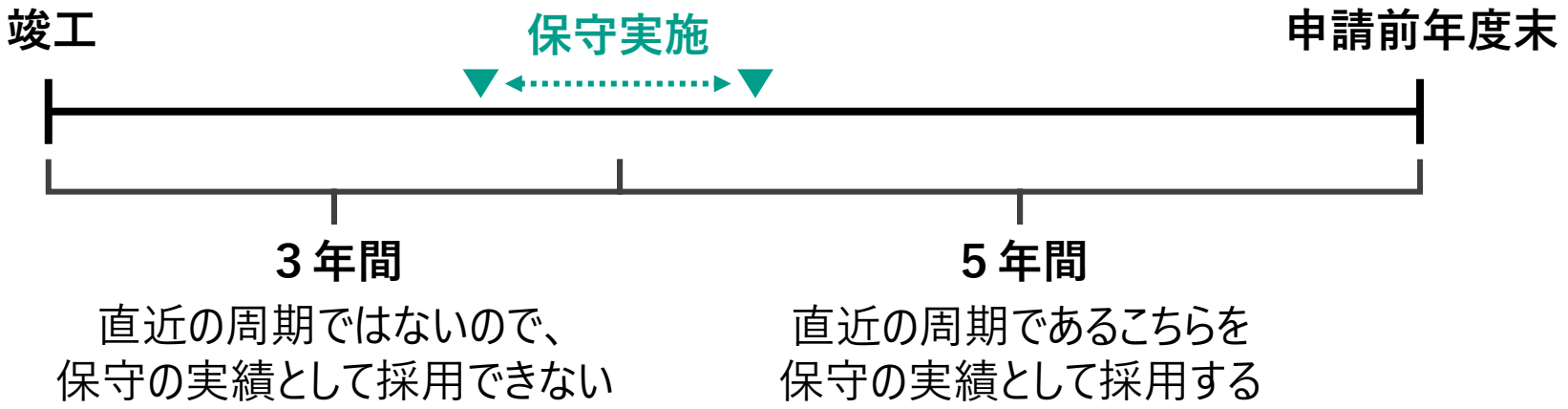
評価の対象

- Ⅰ 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目（区分 II は3.5、3.7を除く）、II 建物及び設備性能に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち1.1～1.3 及び4.1～4.3 及び V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.1～1.2、2.1～3.4 の評価項目に関しては申請の前年度末時点の状況で評価する。
- Ⅰ 一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目を除く。（区分 II は3.5、3.7を除く））、III 事業所及び設備の運用に関する事項（保守に関係する部分を除く。）、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち2.1～3.2 及び V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.3～1.6 の評価項目については申請の前年度の年間を通した継続的な実績で評価する。
- 保守に関する評価項目は、申請の前年度末日とそれに最も近い日との間隔と、申請前年度末時点において明文化されている実施予定の間隔のうち、長い方の間隔を取組状況とする。ただし、実施予定が明文化されていない場合、間隔は実施無しとして評価を行う。（p55,56）

3－3　保守に関する評価項目の取組状況の判断の例

📖 **認定ガイドライン　P55～56**

①：保守の実績を確認する



②：申請前年度末時点での文書化された保守予定周期を確認する

4 年間

③：①と②を比較して、取組状況の判断を行う

①は 5 年間、②は 4 年間。したがって、取組状況は 5 年間に 1 回となる。

3－4　登録検証機関による検証

認定ガイドライン　P16

- **トップレベル事業所の認定申請を行いたいとき**

- **「トップレベル事業所Gold」から「トップレベル事業所Diamond」等、認定区分の変更を行いたいとき※1（認定ガイドライン P31～32）**

  ※1　取組状況が変化した評価項目等だけではなく、 全ての評価項目について検証が必要
  認定の期限は、当初の認定から継続となる。

- **認定後に用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更の程度が著しく、基準排出量の増加・削減義務率の区分の変更を伴うとき（認定ガイドライン P35）**

- **都から認定の変更又は取消しを受けた事業所が、再びトップレベル事業所の認定申請を行いたいとき※2（認定ガイドライン P34）**

  ※2　ただし、認定の変更又は取消しの通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と
  変化がない状態に復元したときは、登録検証機関の検証を添えずに申請することができる。

3－5　登録検証機関への依頼

認定ガイドライン　P16

- **認定申請事業所が行った地球温暖化の対策の推進の程度に係る評価結果は、公平性、網羅的、正確性等を確保することが求められる**

- **認定申請事業所と著しい利害関係を有する登録検証機関には検証の依頼ができないことに留意した上で、登録検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない**

※著しい利害関係を有する事業者の一例

- 検証機関の親株式会社
- 検証機関又は検証機関の親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3ヵ年に次の業務を実施した事業者
  (例)　エネルギー利用に関するコンサルティング

3－6　検証の時期・検証の実施

認定ガイドライン　P16,19

検証の時期

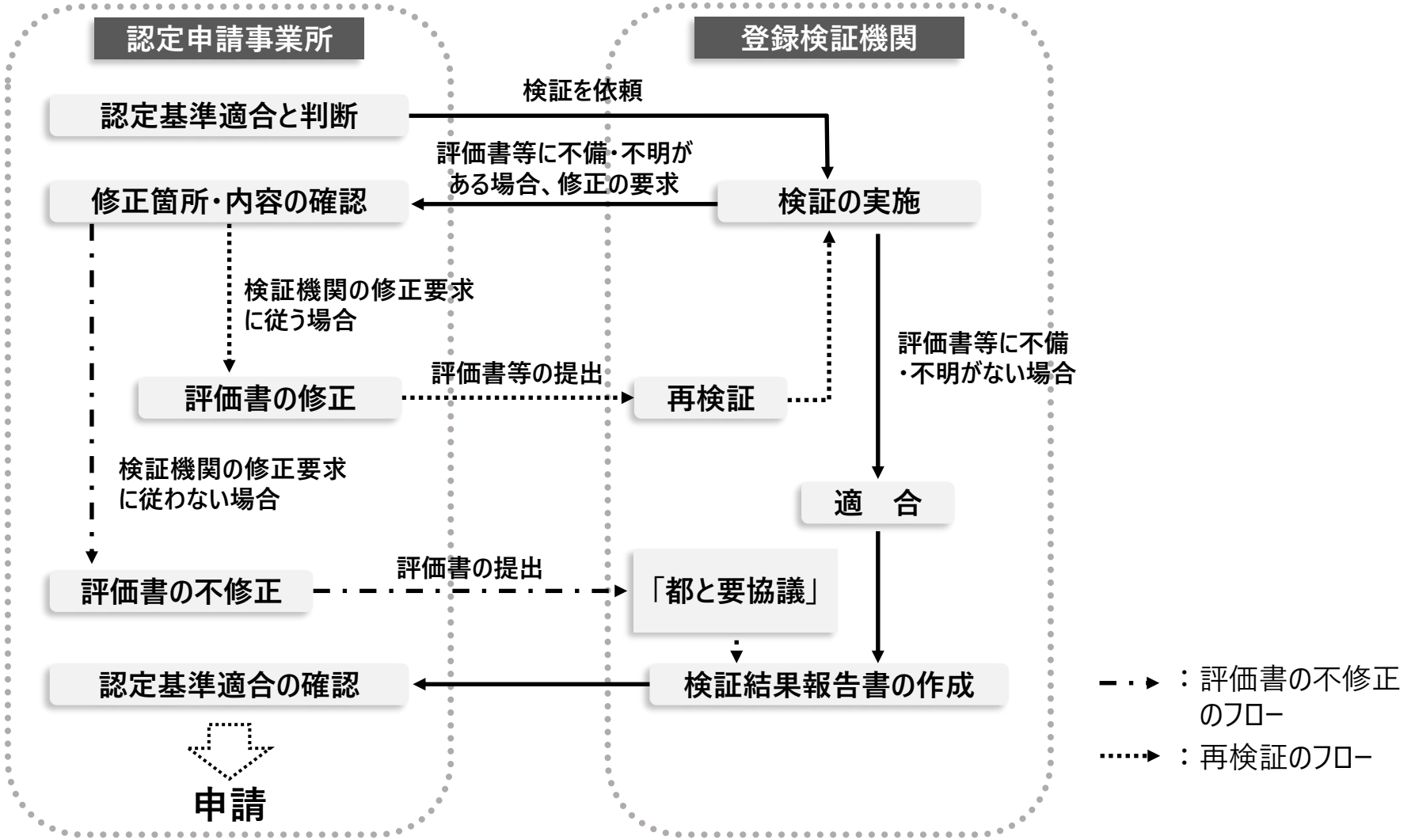
- ９月末日までの申請に間に合うように実施する。
- 規模、用途等によって検証に要する時間が異なるため、可能な限り早期に検証を受けることが望ましい。

検証の実施

- 検証は、次の点について、第三者の立場で確認する。
  ①　自己評価が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているか。
  ②　建物概要、設備性能、エネルギー使用量等に関して、算定及び集計の結果が適切であるか。
- 検証は、証拠となる書類の確認、設備又は各室に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。
- 検証を円滑に執り行うため、事前に準備し、検証当日の登録検証機関からの要求には速やかに対応する。
- 認定申請事業所は証拠となる書類を認定申請事業所における実地調査の前に検証機関へ提出することができる。

3－7　検証のフロー

認定ガイドライン　P20



3－8　不備あり・不明の対応・再検証・評価書の不修正

認定ガイドライン　P21

不備あり・不明の対応

- 登録検証機関は、評価書等の内容と取組状況の程度が、整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、その誤りについて、認定申請事業所に対し、評価書等を修正するよう求める。

再検証

- 修正の要求に対して、評価書の内容と取組状況の程度の整合を確認するための証拠書類を作成した上で、評価書等を再提出する。
- 検証で修正を求められた箇所に限定して修正し、他の箇所の修正は行わない。
- 再検証は１つの検証対象事項につき２回まで。（検証ガイドラインp27-28（７）再検証の実施）

評価書の不修正

- 修正の要求に応じなかった場合、登録検証機関の検証結果には「不備あり」又は「不明」が残り、「都との要協議事項」として報告される。
- 検証結果報告書の検証結果は「東京都と要協議」となり、「東京都と要協議」の内容を修正する前の総合得点及び不合格要件の数が記入される。（検証ガイドラインp36-37 ２ 検証結果報告書・検証結果詳細報告書の作成）

3－9　小売電気事業者のメニュー別排出係数を用いて排出量を算定している事業所の検証

認定ガイドライン　P21,22

- 小売電気事業者のメニュー別排出係数及び再エネ率に関連する以下の①～⑤の検証が９月末の認定申請までに間に合わない場合は、**検証機関にその旨を伝え、12月末までに検証を受け、認定申請を行う。**

  ①　第１号様式その２・その19 の前年度ＣＯ２排出量実績
  ②　「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」
  ③　「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」
  ④　「Ｖ1.3 ＣＯ２排出量の削減実績」
  ⑤　「Ｖ1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」

- **①～⑤の事項以外については、９月末の書類提出において、検証の実地調査までを実施する必要がある。**

3－10　認定申請の時期・提出書類

認定ガイドライン　P23

認定申請の時期

- 検証の結果、評価書の総合得点が認定水準を満足しているときは、９月末日※までに、優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書に、評価書等を添えて申請を行う。
- 申請期間、申請方法等の詳細は、環境局のホームページに掲載する。

提出書類

（１）優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書（規則第１号様式の15）
（２）地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第１号様式）
（３）地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第２号様式）
（４）検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
（５）検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
（６）検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
（７）検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
（８）認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
（９）その他都が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出する。

3－11　「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所

認定ガイドライン　P23

「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所

- 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所は、９月末までに都へ連絡するとともに、**検証の実地調査まで終了させた段階の（１）～（３）及び（６）～（９）を提出する。**なお、この時点で第１号様式その２・その19 の前年度ＣＯ２排出量実績、「Ⅳ3.1 再生可能エネルギー電気の購入」、「Ⅳ3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」、「Ｖ1.3 ＣＯ２排出量の削減実績」及び「Ｖ1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」の評価項目はこの段階になくても良い。**改めて12 月末までに検証を終了した全ての書類を提出する。**ただし、既に提出した書類に修正がない場合は再度同じ書類を提出する必要はない。

提出書類（再掲）

（１）優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書（規則第１号様式の15）
（２）地球温暖化対策推進状況評価書　（第一区分事業所、第二区分事業所）（第１号様式）
（３）地球温暖化対策推進状況に係る調書　（第一区分事業所、第二区分事業所）（第２号様式）
（４）検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
（５）検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
（６）検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
（７）検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
（８）認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
（９）その他都が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出する。

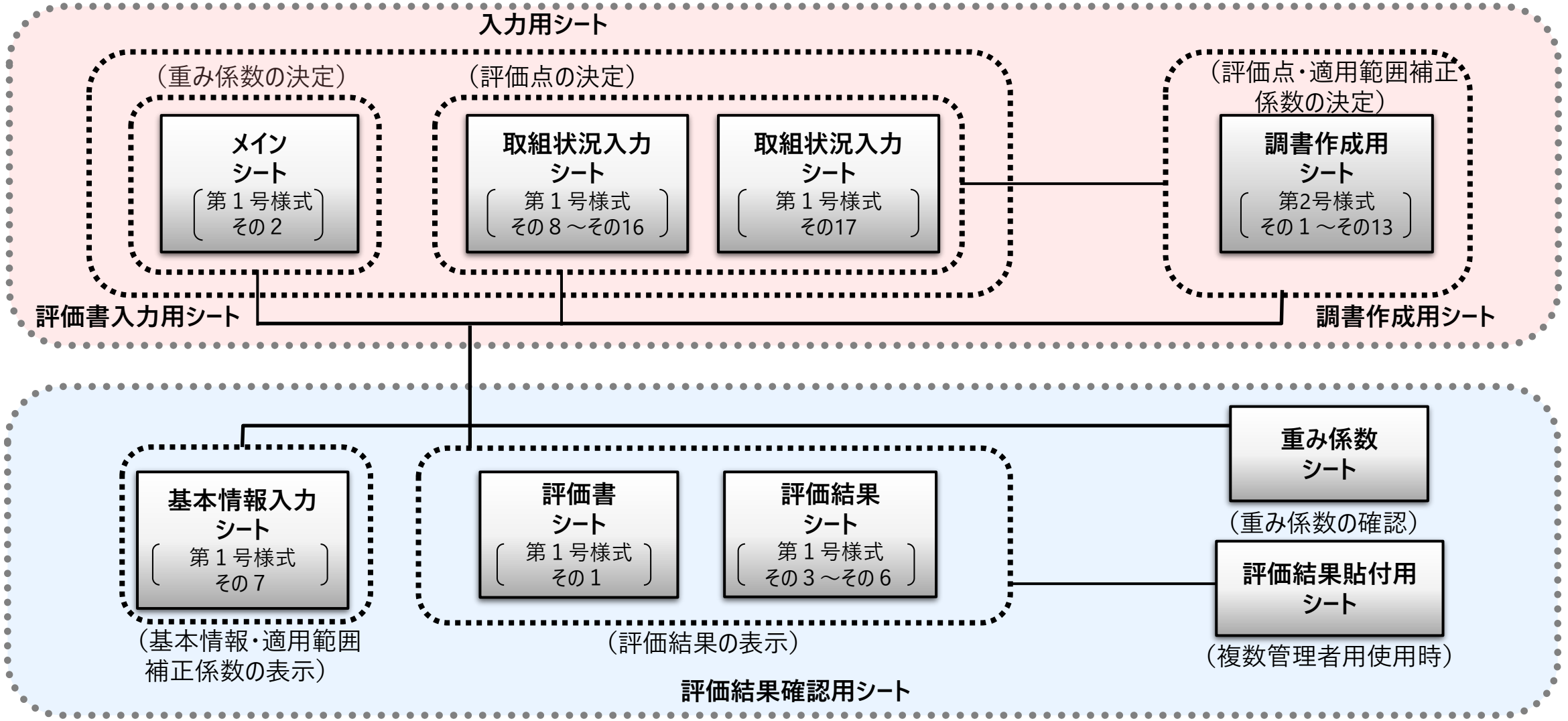
3－12　評価書等の全体構成

認定ガイドライン　P39

	評価書 （第１号様式 その１～その17(区分Ⅰ) その１～その31(区分Ⅱ)）	評価書 （第１号様式 その18～その24（区分Ⅰ） その32～その42（区分Ⅱ））	調　書 （第２号様式 その１～その13（区分Ⅰ） その1～その14（区分Ⅱ））
作成方法	評価ツール	評価ツール （複数エネルギー管理責任者用）	評価ツール （調書作成用シート）
複数のエネルギー管理責任者が存在しない場合	認定申請事業所全体で作成	－ （作成不要）	認定申請事業所全体で作成
複数エネルギー管理責任者用を用いる場合	エネルギー管理責任者ごとに作成	認定申請事業所全体で作成	エネルギー管理責任者ごとに作成

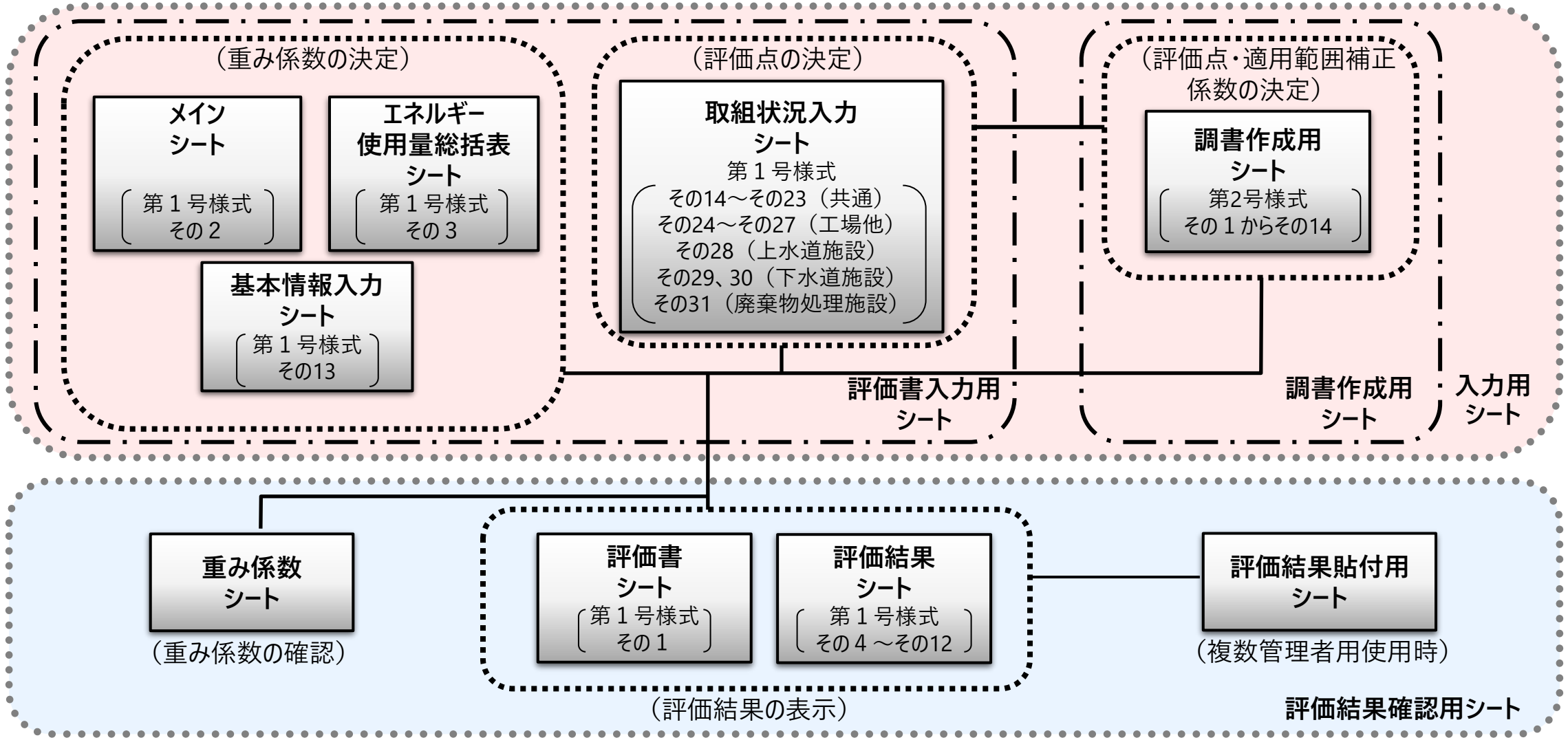
3－13　評価書等の概要（区分Ⅰ）

認定ガイドライン　P43～46（区分Ⅰ）



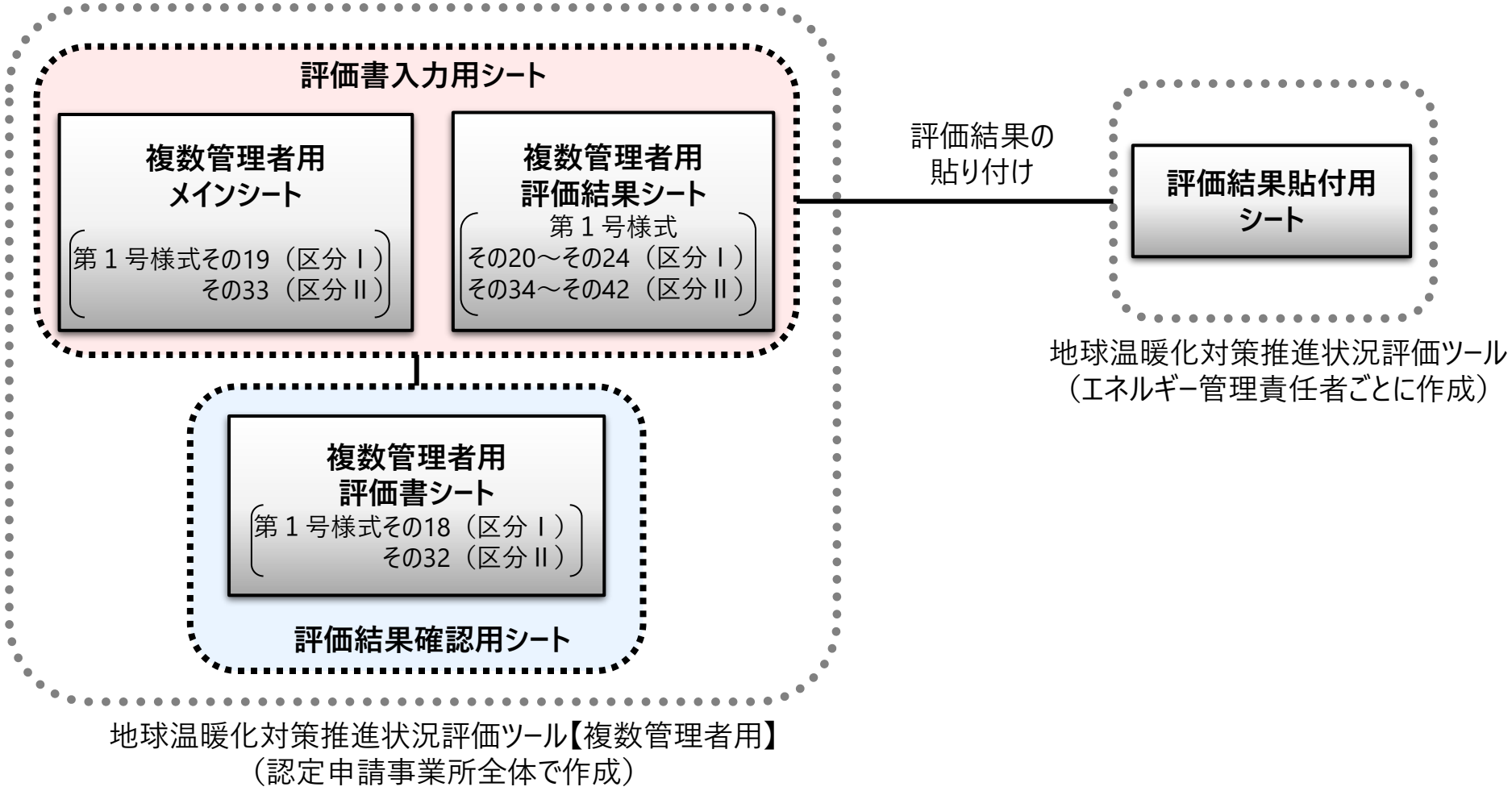
3－14　評価書等の概要（区分Ⅱ）

認定ガイドライン　P42～47（区分Ⅱ）



3－15　複数管理者用の評価書・評価ツールの概要

認定ガイドライン　P47～48（区分Ⅰ）、P47～49（区分Ⅱ）



3－16　調書の概要

📖 **認定ガイドライン　P42（区分Ⅰ）、P41,42（区分Ⅱ）**

調書の位置づけ

- 調書は、評価書とともに提出する書類で、検証の対象となる。
  （第２号様式その１～その13（区分Ⅰ）、その１～その14（第二区分））
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとが対象になる。

調書を作成する目的

① 認定申請事業所全体の設備機器等の容量や台数等を把握する。
② 認定申請事業所のエネルギー消費先区分ごとのエネルギー使用量を推計する。(第二区分)
③ 対象評価項目の取組状況の程度を把握する。
④ 検証を円滑に行う。

3－17　調書・調書作成用シートの一覧（区分Ⅰ）

認定ガイドライン　P42（区分Ⅰ）

様　式	分　類
〇設備機器等に関するもの	
第２号様式その１	熱源機器
第２号様式その２	冷却塔
第２号様式その３	空調用ポンプ
第２号様式その４	空調機　その１
第２号様式その５	空調機　その２
第２号様式その６	パッケージ形空調機
第２号様式その７	ファン
第２号様式その８の１	照明器具－標準入力
第２号様式その８の２	照明器具－簡易入力
第２号様式その９	変圧器
第２号様式その10	給水ポンプ
第２号様式その11	昇降機
第２号様式その12	冷凍・冷蔵設備
〇集計	
第２号様式その13	空調設備集計

3－18　調書・調書作成用シートの概要（区分Ⅰ）

認定ガイドライン　P42（区分Ⅰ）

- 左側に基本情報、右側に取組状況の程度を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、第１号様式その７の基本情報となる数値や第１号様式その８からその16の取組状況の程度が、自動的に反映される。

第2号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所））その8

空調用ポンプ

最も古い設備 2008　～最も新しい設備 2008

No	設置年度	機器記号	機器名称	No.31	No.32	No.33	No.30	－	Ⅱ3a.3		－	Ⅱ3a.10	Ⅱ3a.11	Ⅱ3a.13	Ⅱ3a.14	Ⅱ3a.15	Ⅲ1a.12
				種別													
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ	電動機出力（kW）	台数	永久磁石（IPM）モータ	JIS高効率モータ	インバータ制御	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	空調2次ポンプの3台以上に分割又は小容量ポンプ	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	空調2次ポンプの末端差圧制御	インバータ制御の空調用ポンプ系統のバルブ全開
取組状況の程度				－	－	－	－	－	0%	33%	－	100%	82%	46%	0%	100%	100%
合計				122.5kW	88.5kW	165.0kW	376.0kW	20台	0.0kW	122.5kW	163.0kW	122.5kW	100.5kW	40.5kW	0.0kW	122.5kW	163.0kW
1	2008	CDP-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	30.0	1									
2	2008	CP-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		15.0	1									
3	2008	CDP-RB-1-3	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	45.0	3									
4	2008	CP-RB-1-3	直焚吸収冷温水機用冷温水ポンプ		○		11.0	3									
5	2008	CP-HEX-1	蓄熱槽冷水1次ポンプ		○		22.0	1			○			○			○
6	2008	CP-HEX-2	蓄熱槽冷水2次ポンプ		○		18.5	1			○			○			○
7	2008	CP-L-1,2	冷水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○				○	○
8	2008	CP-H-1,2	冷水高層系統2次ポンプ	○			18.5	3		○	○	○	○			○	○
9	2008	HP-L-1,2	温水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○				○	○
10	2008	CHP-H-1-3	冷温水高層系統2次ポンプ	○			15.0	3		○	○	○	○			○	○
11																	
28																	
29																	
30																	

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

（日本工業規格A列4番）

3－19　調書・調書作成用シートの一覧（区分Ⅱ）

認定ガイドライン　P42（区分Ⅱ）

様　式	分　類
〇設備機器等に関するもの	
第２号様式その１	蒸気ボイラー
第２号様式その２	熱源機器
第２号様式その３	冷却塔
第２号様式その４	熱源ポンプ
第２号様式その５	変圧器
第２号様式その６	エアコンプレッサー
第２号様式その７	給水・排水処理設備
第２号様式その８	パッケージ形空調機　その１
第２号様式その９	パッケージ形空調機　その２
第２号様式その10	空調機　その１
第２号様式その11	空調機　その２
第２号様式その12	空調・換気用ファン
第２号様式その13	照明器具
第２号様式その14	昇降機

※該当する設備がある場合は必ず作成する。

3－20　調書・調書作成用シートの概要（区分Ⅱ）

認定ガイドライン　P41,42（区分Ⅱ）

- 左側に基本情報、中央に取組状況の程度、右側にエネルギー使用量を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、評価書へ自動的に反映される。

第2号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所））その5

空調用ポンプ

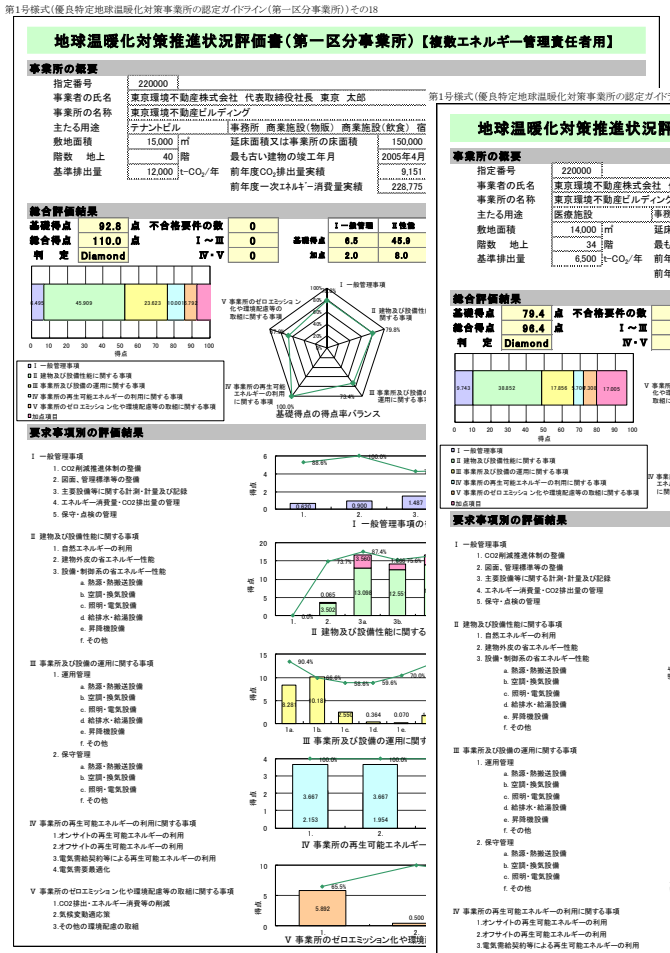
No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	－	Ⅱ1b.5	Ⅱ1b.8		Ⅱ1b.11	Ⅱ1b.12	エネルギー使用量				
				種別														
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ	電動機出力（kW）	台数	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	永久磁石（IPM）モータ	JIS高効率モータ	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	年間稼働時間（h/年）	負荷率	推計値（MWh/年）	実測値（MWh/年）	採用値（MWh/年）
取組状況の程度				－	－	－	－	－	100%	0%	100%	0%	0%	－	－	－	－	－
合計				88.0kW	148.0kW	220.0kW	456.0kW	12台	88.0kW	0.0kW	456.0kW	0.0kW	0.0kW	－	－	1,337MWh/年	200MWh/年	1,396MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-2-1	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	55.0	3			○			3,000	1.00	495		495
2	ユーティリティ	PC-2-1	直焚吸収冷温水機用冷水ポンプ		○		37.0	3			○			3,000	1.00	333		333
3	ユーティリティ	PCD-1-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1			○			4,000	1.00	220		220
4	ユーティリティ	PC-1-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		37.0	1			○			4,000	1.00	148		148
5	ユーティリティ	PC-1-1～3	冷水2次ポンプ	○			22.0	4	○		○			4,000	0.40	141	200	200
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の
取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

（日本工業規格A列4番）

3－21　評価書（評価書シート）の概要

認定ガイドライン　P44,45


第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その18

地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所)【複数エネルギー管理責任者用】

事業所の概要

指定番号	220000		
事業者の氏名	東京環境不動産株式会社　代表取締役社長　東京　太郎		
事業所の名称	東京環境不動産ビルディング		
主たる用途	テナントビル	事務所　商業施設(物販)　商業施設(飲食)　宿	
敷地面積	15,000 ㎡	延床面積又は事業所の床面積	150,000
階数　地上	40 階	最も古い建物の竣工年月	2005年4月
基準排出量	12,000 t-CO_2/年	前年度CO_2排出量実績	9,151
		前年度一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量実績	228,775

総合評価結果

基礎得点	92.8 点	不合格要件の数	0		Ⅰ一般管理	Ⅱ性能
総合得点	110.0 点	Ⅰ～Ⅲ	0	基礎得点	6.5	45.9
判　定	Diamond	Ⅳ・Ⅴ	0	加点	2.0	8.0

要求事項別の評価結果

Ⅰ 一般管理事項
1. CO2削減推進体制の整備
2. 図面、管理標準等の整備
3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録
4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理
5. 保守・点検の管理

Ⅰ 一般管理事項の

Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項
1. 自然エネルギーの利用
2. 建物外皮の省エネルギー性能
3. 設備・制御系の省エネルギー性能
a. 熱源・熱搬送設備
b. 空調・換気設備
c. 照明・電気設備
d. 給排水・給湯設備
e. 昇降機設備
f. その他

Ⅱ 建物及び設備性能に関する

Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項
1. 運用管理
a. 熱源・熱搬送設備
b. 空調・換気設備
c. 照明・電気設備
d. 給排水・給湯設備
e. 昇降機設備
f. その他
2. 保守管理
a. 熱源・熱搬送設備
b. 空調・換気設備
c. 照明・電気設備
f. その他

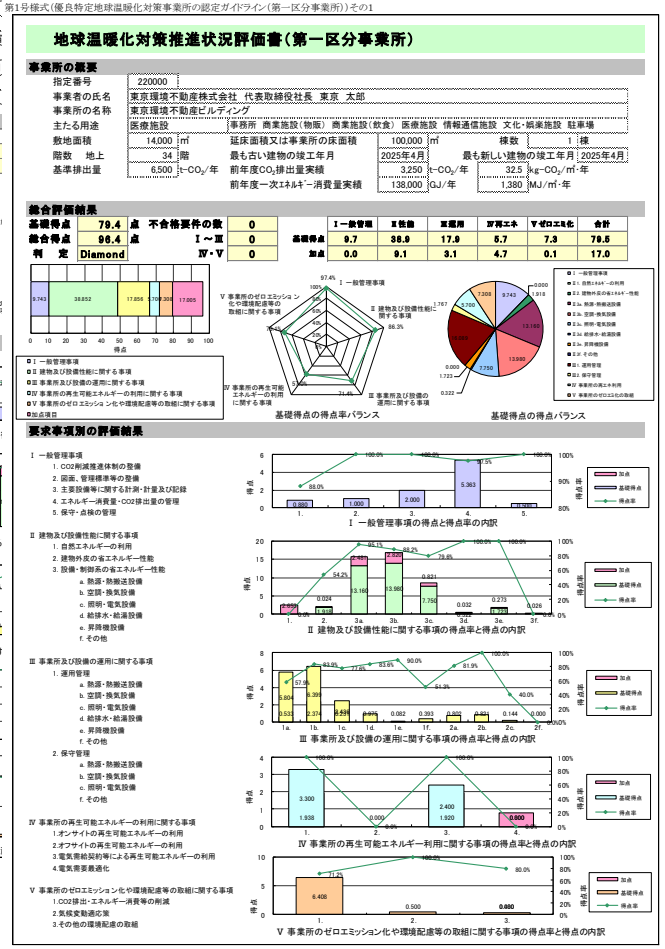
Ⅲ 事業所及び設備の運用に関す

Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項
1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用
2.オフサイトの再生可能エネルギーの利用
3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用
4.電気需要最適化

Ⅳ 事業所の再生可能エネルギー

Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項
1.CO2排出・エネルギー消費等の削減
2.気候変動適応策
3.その他の環境配慮の取組

Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境


第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その1

地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所)

事業所の概要

指定番号	220000				
事業者の氏名	東京環境不動産株式会社　代表取締役社長　東京　太郎				
事業所の名称	東京環境不動産ビルディング				
主たる用途	医療施設	事務所　商業施設(物販)　商業施設(飲食)　医療施設　情報通信施設　文化・娯楽施設　駐車場			
敷地面積	14,000 ㎡	延床面積又は事業所の床面積	100,000 ㎡	棟数	1 棟
階数　地上	34 階	最も古い建物の竣工年月	2025年4月	最も新しい建物の竣工年月	2025年4月
基準排出量	6,500 t-CO_2/年	前年度CO_2排出量実績	3,250 t-CO_2/年	32.5 kg-CO_2/㎡･年	
		前年度一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量実績	138,000 GJ/年	1,380 MJ/㎡･年	

総合評価結果

基礎得点	79.4 点	不合格要件の数	0		Ⅰ一般管理	Ⅱ性能	Ⅲ運用	Ⅳ再エネ	Ⅴゼロエミ化	合計
総合得点	96.4 点	Ⅰ～Ⅲ	0	基礎得点	9.7	38.9	17.9	5.7	7.3	79.5
判　定	Diamond	Ⅳ・Ⅴ	0	加点	0.0	9.1	3.1	4.7	0.1	17.0

要求事項別の評価結果

Ⅰ 一般管理事項
1. CO2削減推進体制の整備
2. 図面、管理標準等の整備
3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録
4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理
5. 保守・点検の管理

Ⅰ 一般管理事項の得点と得点率の内訳

Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項
1. 自然エネルギーの利用
2. 建物外皮の省エネルギー性能
3. 設備・制御系の省エネルギー性能
a. 熱源・熱搬送設備
b. 空調・換気設備
c. 照明・電気設備
d. 給排水・給湯設備
e. 昇降機設備
f. その他

Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項の得点率と得点の内訳

Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項
1. 運用管理
a. 熱源・熱搬送設備
b. 空調・換気設備
c. 照明・電気設備
d. 給排水・給湯設備
e. 昇降機設備
f. その他
2. 保守管理
a. 熱源・熱搬送設備
b. 空調・換気設備
c. 照明・電気設備
f. その他

Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項の得点率と得点の内訳

Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項
1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用
2.オフサイトの再生可能エネルギーの利用
3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用
4.電気需要最適化

Ⅳ 事業所の再生可能エネルギー利用に関する事項の得点率と得点の内訳

Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項
1.CO2排出・エネルギー消費等の削減
2.気候変動適応策
3.その他の環境配慮の取組

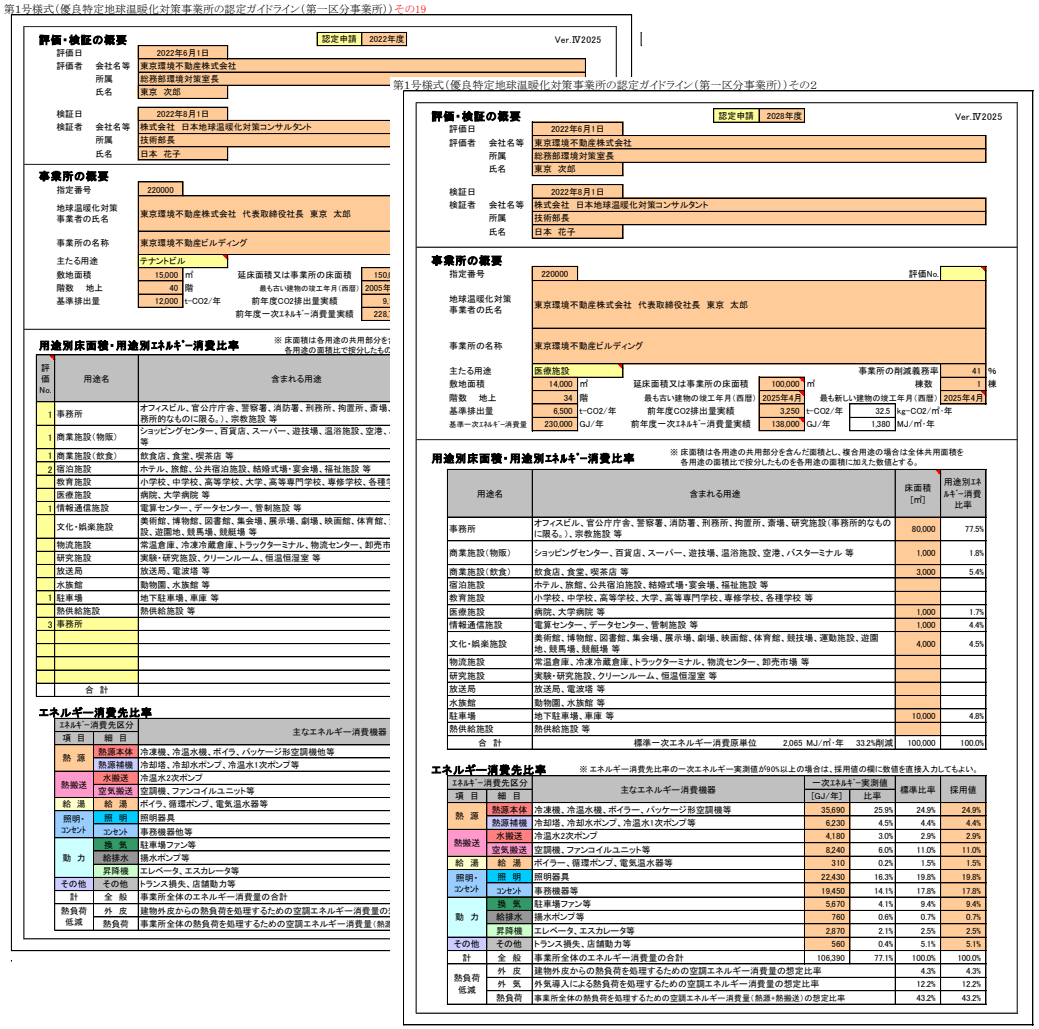
Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項の得点率と得点の内訳

評価書シートは、認定申請事業所の概要、総合評価結果、要求事項別の評価結果を示す。

複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、①評価書シートが、エネルギー管理責任者ごとの評価結果、②複数管理者用評価書シートが、認定申請事業所全体の評価結果となる。

3－22　評価書（メインシート）の概要

認定ガイドライン　P44,45



第1号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所））その19

評価・検証の概要　認定申請　2022年度　Ver.IV2025

評価日　2022年6月1日

評価者　会社名等　東京環境不動産株式会社
所属　総務部環境対策室長
氏名　東京　次郎

検証日　2022年8月1日

検証者　会社名等　株式会社　日本地球温暖化対策コンサルタント
所属　技術部長
氏名　日本　花子

事業所の概要

指定番号　220000

地球温暖化対策事業者の氏名　東京環境不動産株式会社　代表取締役社長　東京　太郎

事業所の名称　東京環境不動産ビルディング

主たる用途　テナントビル

敷地面積　15,000 ㎡　延床面積又は事業所の床面積　150,

階数　地上　40 階　最も古い建物の竣工年月（西暦）　2005年

基準排出量　12,000 t-CO2/年　前年度CO2排出量実績　9,

前年度一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量実績　228,

用途別床面積・用途別ｴﾈﾙｷﾞｰ消費比率　※床面積は各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を各用途の面積比で按分したものを各用途の面積に加えた数値とする。

評価No.	用途名	含まれる用途
1	事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、裁判所、研究施設（事務所的なものに限る。）、宗教施設 等
1	商業施設（物販）	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、 等
1	商業施設（飲食）	飲食店、食堂、喫茶店 等
2	宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 等
	教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種
	医療施設	病院、大学病院 等
1	情報通信施設	電算センター、データセンター、管制施設 等
	文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、設、遊園地、競馬場、競艇場 等
	物流施設	常温倉庫、冷凍冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市
	研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室 等
	放送局	放送局、電波塔 等
	水族館	動物園、水族館 等
1	駐車場	地下駐車場、車庫 等
	熱供給施設	熱供給施設 等
3	事務所	
	合　計	

エネルギー消費先比率

ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分 項目	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分 細目	主なエネルギー消費機器
熱源	熱源本体	冷凍機、冷温水機、ボイラ、パッケージ形空調機他等
	熱源補機	冷却塔、冷却水ポンプ、冷温水1次ポンプ等
熱搬送	水搬送	冷温水2次ポンプ
	空気搬送	空調機、ファンコイルユニット等
給湯	給湯	ボイラ、循環ポンプ、電気温水器等
照明・コンセント	照明	照明器具
	コンセント	事務機器他等
動力	換気	駐車場ファン等
	給排水	揚水ポンプ等
	昇降機	エレベータ、エスカレータ等
その他	その他	トランス損失、店舗動力等
計	全般	事業所全体のエネルギー消費量の合計
熱負荷低減	外皮	建物外皮からの熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量の
	熱負荷	事業所全体の熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量（熱

第1号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所））その2

評価・検証の概要　認定申請　2028年度　Ver.IV2025

評価日　2022年6月1日

評価者　会社名等　東京環境不動産株式会社
所属　総務部環境対策室長
氏名　東京　次郎

検証日　2022年8月1日

検証者　会社名等　株式会社　日本地球温暖化対策コンサルタント
所属　技術部長
氏名　日本　花子

事業所の概要

指定番号　220000　評価No.

地球温暖化対策事業者の氏名　東京環境不動産株式会社　代表取締役社長　東京　太郎

事業所の名称　東京環境不動産ビルディング

主たる用途　医療施設　事業所の削減義務率　41 %

敷地面積　14,000 ㎡　延床面積又は事業所の床面積　100,000 ㎡　棟数　1 棟

階数　地上　34 階　最も古い建物の竣工年月（西暦）　2025年4月　最も新しい建物の竣工年月（西暦）　2025年4月

基準排出量　6,500 t-CO2/年　前年度CO2排出量実績　3,250 t-CO2/年　32.5 kg-CO2/㎡･年

基準一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量　230,000 GJ/年　前年度一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量実績　138,000 GJ/年　1,380 MJ/㎡･年

用途別床面積・用途別ｴﾈﾙｷﾞｰ消費比率　※床面積は各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を各用途の面積比で按分したものを各用途の面積に加えた数値とする。

用途名	含まれる用途	床面積 [㎡]	用途別ｴﾈﾙｷﾞｰ消費比率
事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、裁判所、研究施設（事務所的なものに限る。）、宗教施設 等	80,000	77.5%
商業施設（物販）	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル 等	1,000	1.8%
商業施設（飲食）	飲食店、食堂、喫茶店 等	3,000	5.4%
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 等		
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 等		
医療施設	病院、大学病院 等	1,000	1.7%
情報通信施設	電算センター、データセンター、管制施設 等	1,000	4.4%
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 等	4,000	4.5%
物流施設	常温倉庫、冷凍冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市場 等		
研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室 等		
放送局	放送局、電波塔 等		
水族館	動物園、水族館 等		
駐車場	地下駐車場、車庫 等	10,000	4.8%
熱供給施設	熱供給施設 等		
合　計	標準一次エネルギー消費原単位　2,065 MJ/㎡･年　33.2%削減	100,000	100.0%

エネルギー消費先比率　※エネルギー消費先比率の一次エネルギー実測値が90%以上の場合は、採用値の欄に数値を直接入力してもよい。

ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分 項目	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費先区分 細目	主なエネルギー消費機器	一次ｴﾈﾙｷﾞｰ実測値 [GJ/年]	一次ｴﾈﾙｷﾞｰ実測値 比率	標準比率	採用値
熱源	熱源本体	冷凍機、冷温水機、ボイラー、パッケージ形空調機等	35,690	25.9%	24.9%	24.9%
	熱源補機	冷却塔、冷却水ポンプ、冷温水1次ポンプ等	6,230	4.5%	4.4%	4.4%
熱搬送	水搬送	冷温水2次ポンプ	4,180	3.0%	2.9%	2.9%
	空気搬送	空調機、ファンコイルユニット等	8,240	6.0%	11.0%	11.0%
給湯	給湯	ボイラー、循環ポンプ、電気温水器等	310	0.2%	1.5%	1.5%
照明・コンセント	照明	照明器具	22,430	16.3%	19.8%	19.8%
	コンセント	事務機器等	19,450	14.1%	17.8%	17.8%
動力	換気	駐車場ファン等	5,670	4.1%	9.4%	9.4%
	給排水	揚水ポンプ等	760	0.6%	0.7%	0.7%
	昇降機	エレベータ、エスカレータ等	2,870	2.1%	2.5%	2.5%
その他	その他	トランス損失、店舗動力等	560	0.4%	5.1%	5.1%
計	全般	事業所全体のエネルギー消費量の合計	106,390	77.1%	100.0%	100.0%
熱負荷低減	外皮	建物外皮からの熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量の想定比率			4.3%	4.3%
	外気	外気導入による熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量の想定比率			12.2%	12.2%
	熱負荷	事業所全体の熱負荷を処理するための空調エネルギー消費量（熱源・熱搬送）の想定比率			43.2%	43.2%

メインシートは、評価・検証の概要、認定申請事業所の概要、認定申請事業所の用途別床面積等を示す。

複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、①メインシートが、エネルギー管理責任者ごとのもの、②複数管理者用メインシートが、認定申請事業所全体のものとなる。

3－23　評価書（評価結果シート）の概要

認定ガイドライン　P44,45

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その3

地球温暖化対策推進状況評価結果一覧表(第一区分事業所)

※ 評価分類の欄の◎印は必須項目、○印は一般項目、＋印は加点項目を示す。
不合格の要件の欄の×印は、トップレベル事業所の必須要件を満足しない場合を示す。

評価項目の区分			評価分類	No.	評価項目	不合格要件	評価点	重み係数	得点	得点集計
Ⅰ 一般管理事項	1.	CO2削減推進体制の整備	◎	1.1	CO2削減推進会議等の設置及び開催		0.8	0.600	0.480	0.880
			◎	1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備		1	0.400	0.400	+0.000
			＋	1.3	環境認証の取得		0	0.080	0.000	
	2.	図面、管理標準等の整備	◎	2.1	図面・改修履歴等の整備		1	0.300	0.300	1.000
			◎	2.2	設備台帳等の整備		1	0.300	0.300	+0.000
			◎	2.3	管理標準等の整備		1	0.400	0.400	
	3.	主要設備等に関する計測・計量及び記録	◎	3.1	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の導入		1	0.500	0.500	2.000
			◎	3.2	電力負荷状況・発電状況等の把握に必要な計測・計量設備の導入		1	0.200	0.200	+0.000
			◎	3.3	エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入		1	0.400	0.400	
			◎	3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入		1	0.300	0.300	
			○	3.5	エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入		1	0.300	0.300	
			○	3.6	代表階又は代表エリアの使用量把握に必要な計測・計量設備の導入		1	0.300	0.300	
			＋	3.7	空調の使用量に応じた課金体系の導入		0	0.320	0.000	
	4.	エネルギー消費量・CO2排出量の管理	◎	4.1	エネルギー消費特性の把握、エネルギー消費原単位の算出及び管理		1	0.220	0.220	5.363
			◎	4.2	CO2排出量の管理		1	0.110	0.110	+0.000
			◎	4.3	CO2削減目標の設定、CO2削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施		1	1.100	1.100	
			◎	4.4	CO2削減対策の啓発活動の実施		1	0.220	0.220	
			○	4.5	エネルギー供給設備の運転解析の実施		1	0.550	0.550	
			◎	4.6	改善策の立案・実施及び効果検証の実施		1	1.100	1.100	
			○	4.7	コミッショニング(性能検証)の実施		1	1.925	1.925	
			○	4.8	利用者等への環境・エネルギー情報提供システムの導入		0.5	0.275	0.138	
	5.	保守・点検の管理	◎	5.1	保守・点検計画の策定及び実施		1	0.500	0.500	0.500
Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項	1.	自然エネルギーの利用	＋	1.1	自然採光を利用したシステムの導入		0.2	0.704	0.141	0.000
			＋	1.2	自然通風を利用したシステムの導入		1	1.267	1.267	+2.653
			＋	1.4	未利用エネルギーシステムの導入		1	1.245	1.245	
			＋	1.5	年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入		0	0.077	0.000	
	2.	建物外皮の省エネルギー性能	○	2.1	高性能な建物外皮の導入		0.5048	3.250	1.640	1.918
			○	2.2	風除室、回転扉等による隙間風対策の導入		0.95	0.191	0.182	+0.024
			○	2.3	屋上緑化の導入		1	0.096	0.096	
			＋	2.4	ブラインドの日射制御及びｽｹｼﾞｭｰﾙ制御の導入		0.8	0.031	0.024	
			＋	2.5	壁面緑化の導入		0	0.057	0.000	
	3. 設備・制御系の省エネルギー性能	a. 熱源・熱搬送設備	◎	3a.1	高効率熱源機器の導入		0.957	8.107	7.758	13.160
			◎	3a.2	高効率冷却塔の導入		0.854	0.473	0.404	+2.481
			◎	3a.3	高効率空調用ポンプの導入		0.9	0.726	0.654	
			◎	3a.5	大温度差送水システムの導入		1	0.804	0.804	
			◎	3a.6	水搬送経路の密閉化		1	0.536	0.536	
			◎	3a.7	蒸気弁・フランジ部の断熱		－	－	－	
			◎	3a.8	熱源の台数制御の導入		1	0.431	0.431	
			◎	3a.9	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入		1	0.146	0.146	
			◎	3a.10	空調2次ポンプ変流量制御の導入		1	0.603	0.603	
			○	3a.11	空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入		1	0.368	0.368	
			○	3a.12	熱源機器出口設定温度の適方制御の導入		1	0.172	0.172	
			○	3a.13	空調1次ポンプ変流量制御の導入		0.8	0.447	0.358	
			○	3a.14	冷却水ポンプ変流量制御の導入		0.8	0.488	0.390	
			○	3a.15	空調2次ポンプの末端差圧制御の導入		1	0.335	0.335	
			○	3a.16	熱交換器の断熱		1	0.201	0.201	
			＋	3a.17	蓄熱システムの導入		1	1.173	1.173	
			＋	3a.18	高効率コージェネレーションの導入		1	1.173	1.173	
			＋	3a.19	冷却塔ファンインバータ制御の導入		0	0.117	0.000	
			＋	3a.20	フリークーリングシステムの導入		0	0.244	0.000	
			＋	3a.22	配管摩擦低減剤(DR剤)の導入		0	0.402	0.000	
			＋	3a.23	中温冷水利用システムの導入		0	0.460	0.000	
			＋	3a.24	統合熱源制御システムの導入		0	0.920	0.000	
			＋	3a.25	空調2次ポンプの送水圧力設定制御の導入		1	0.134	0.134	
			＋	3a.26	エネルギーの面的利用の導入		0	0.460	0.000	

認定申請事業所における各評価項目の不合格の要件、評価点、重み係数、得点、評価項目の区分ごとの得点集計を示す。

複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとのもののみとなる。

3－24　評価書（基本情報入力シート）の概要

認定ガイドライン　P44,45

第1号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所））その7

基本情報

区　分	No.	評価項目No.	適用範囲補正係数・評価項目	評価対象	数値	単位
適用範囲補正係数に関する評価対象	1	—	熱源、冷却塔、空調機、パッケージ、ファンコイル	建物全体の総冷熱源容量（地域冷暖房受入を含む。）	12,574	kW
	2	—	熱源	熱源機器総冷却能力（地域冷暖房受入を含む。）	10,549	kW
	3	—	蒸気ボイラー	建物全体の総温熱源容量（地域冷暖房受入を含む。）	6,338	kW
	4	—	冷却塔	水冷熱源機器総冷却能力	10,021	kW
	5	—	蒸気ボイラー	蒸気ボイラー総加熱能力		kW
	6	—	空調機	空調機総冷却能力	12,291	kW
	7	—	ファンコイル	ファンコイルユニット総冷却能力	230	kW
		Ⅱ 3b.14	ファンコイルユニットの比例制御の導入			
	8	—	パッケージ	空気熱源パッケージ形空調機総冷却能力	283	kW
	9	—	冷却塔、パッケージ	水熱源パッケージ形空調機総冷却能力		kW
	10	—	駐車場	ファン（空調機内に設置されているものを除く。）総電動機出力	179.3	kW
		Ⅱ 3b.3	高効率ファンの導入			
	11	—	駐車場	自走式駐車場ファン総電動機出力	53.5	kW
		Ⅱ 3b.18	駐車場ファンのCO又はCO2濃度制御の導入			
	12	—	事務室・客室、事務室・教室、事務室、事務室・教室、事務室・教室・研究室	主たる事務室の床面積	62,080	㎡
	13	—	事務室・客室	主たる客室の床面積		㎡
	14	—	事務室・教室、事務室・教室・研究室	主たる教室の床面積		㎡
	15	—	事務室・教室・研究室	主たる研究室の床面積		㎡
	16	—	冷凍・冷蔵	冷凍・冷蔵設備の圧縮機総電動機出力		kW
		Ⅱ 3f.3	高効率冷凍・冷蔵設備の導入			
	17	—	クリーンルーム	クリーンルームの床面積		㎡
熱源・熱搬送設備	18	Ⅱ 3a.2	高効率冷却塔の導入	冷却塔ファン総電動機出力	112.0	kW
		Ⅱ 3a.9	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入			
		Ⅱ 3a.19	冷却塔ファンインバータ制御の導入			
	19	Ⅱ 3a.2	高効率冷却塔の導入	冷却塔散水ポンプ総電動機出力		kW
	20	Ⅱ 3a.3	高効率空調用ポンプの導入	空調用ポンプ総電動機出力	848.5	kW
	21	Ⅱ 3a.10	空調2次ポンプ変流量制御の導入	空調2次ポンプ総電動機出力	343.5	kW
		Ⅱ 3a.11	空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入			
		Ⅱ 3a.15	空調2次ポンプの末端差圧制御の導入			
		Ⅱ 3a.25	空調2次ポンプの送水圧力設定制御の導入			
	22	Ⅱ 3a.13	空調1次ポンプ変流量制御の導入	空調1次ポンプ総電動機出力	195.0	kW
	23	Ⅱ 3a.14	冷却水ポンプ変流量制御の導入	冷却水ポンプ総電動機出力	310.0	kW
空調・換気設備	24	Ⅱ 3b.1	高効率空調機の導入	空調機ファン総電動機出力	930.9	kW
	25	Ⅱ 3b.2	高効率パッケージ形空調機の導入	パッケージ形空調機総冷却能力	283.0	kW
	26	Ⅱ 3b.8	空調機の変風量システムの導入	空調機ファン総電動機出力（外調機、エレベーター機械室及び電気室を除く。）	621.3	kW
		Ⅱ 3b.21	大温度差送風空調システムの導入			
		Ⅱ 3b.31	空調機の間欠運転制御の導入			
	27	Ⅱ 3b.4	ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入	空調用総外気導入量（24時間空調部分を除く。）	451,060	m^3/h
	28	Ⅱ 3b.10	空調機の気化式加湿器の導入	空調用総外気導入量（厨房用を除く。）	364,980	m^3/h
		Ⅱ 3b.13	CO2濃度による外気量制御の導入			
		Ⅱ 3b.20	全熱交換器の導入			
		Ⅱ 3b.26	デシカント空調システムの導入			
	29	Ⅱ 3b.23	放射冷暖房空調システムの導入	主たる居室の床面積	70,102	㎡
		Ⅱ 3b.25	潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムの導入			
		Ⅱ 3b.27	ハイブリッド空調システムの導入			
	30	Ⅱ 3b.32	厨房外調機・ファンの風量モード切換制御の導入	厨房総外気導入量	86,100	m^3/h
		Ⅱ 3b.33	厨房外調機の換気モード切換制御の導入			
	31	Ⅱ 3b.35	ファンの手動調整用インバータの導入	ファン総電動機出力	1,110.2	kW
照明・電気設備	32	Ⅱ 3c.3	照明の初期照度補正制御の導入	主たる事務室・教室の床面積	62,080	㎡
		Ⅱ 3c.8	照明の昼光利用照明制御の導入			
	33	Ⅱ 3c.5	高効率変圧器の導入	600Vを超え7,000V以下の総変圧器容量	11,700.0	kVA
給排水・給湯設備	34	Ⅱ 3d.1	高効率給水ポンプの導入	加圧給水ポンプユニット総電動機出力	45.0	kW
	35			給水ポンプ総電動機出力	380.4	kW
昇降機設備	36	Ⅱ 3e.1	エレベーターの可変電圧可変周波数制御方式の導入	エレベーター総電動機出力	1,302.0	kW
		Ⅱ 3e.4	エレベーターの電力回生制御の導入			
	37	Ⅱ 3e.2	エレベーターの群管理制御の導入	複数台設置してある箇所のエレベーター総電動機出力	1,208.0	kW
	38	Ⅱ 3e.3	エレベーターかご内の照明、ファン等の不使用時停止制御の導入	全エレベーター台数	22.0	台
	39	Ⅱ 3e.5	エスカレーターの自動運転方式又は微速運転方式の導入	エスカレーター総電動機出力	29.5	kW
その他設備	40	Ⅱ 3f.3	高効率冷凍・冷蔵設備の導入	冷凍設備の圧縮機総電動機出力		kW

適用範囲補正係数

熱源	No.2	10,549	kW ／	No.1	12,574	kW ＝							0.839
冷却塔	（No.4	10,021	kW ＋	No.9		kW ）／	No.1	12,574	kW ＝				0.797
蒸気ボイラー	No.5		kW ／	No.3	6,338	kW ＝							0
空調機	No.8	12,291	kW ／	No.1	12,574	kW ＝							0.977
パッケージ	（No.8	283	kW ＋	No.9		kW ）／	No.1	12,574	kW ＝				0.023
ファンコイル	No.7	230	kW ／	No.1	12,574	kW ＝							0.018
駐車場	No.11	53.5	kW ／	No.10	179.3	kW ＝							0.298
情報通信													0.044
事務所													0.775
厨房													0.054
事務室・客室	（No.12	62,080	㎡ ＋	No.13		㎡ ）／		100,000	㎡ ＝				0.621
事務室・教室	（No.12	62,080	㎡ ＋	No.14		㎡ ）／		100,000	㎡ ＝				0.621
事務室	No.12	62,080	㎡ ／		100,000	㎡ ＝							0.621
事務室・教室・研究室	（No.12	62,080	㎡ ＋	No.14		㎡ ＋	No.15		㎡ ）／	100,000	㎡ ＝		0.621
冷凍・冷蔵	No.16		kW ×8.76×1700／		150,000	GJ／年 ＝							0
クリーンルーム	No.17		㎡ ×4 ／		100,000	㎡ ＝							0

（日本工業規格A列4番）

認定申請事業所において、評価に必要となる基本情報を示す。

適用範囲補正係数に関する必須入力項目と、評価対象としたい評価項目の分母となる数値からなる。

複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとのもののみとなる。

3－25　評価書（エネルギー使用量総括表シート）の概要

認定ガイドライン　P44,45（区分Ⅱ）

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第二区分事業所))その3

エネルギー使用量総括表

No.	管理区分	設備・機器 種類・容量・台数等	エネルギー使用量 燃料 [GJ/年]	電気 [MWh/年]	熱 [GJ/年]	合 計 [GJ/年]	ｴﾈﾙｷﾞｰ使用割合	エネルギー消費先区分	調書
事業所全体合計			127,186	35,237	－	－	－		
合 計			99,912	49,528	16,307	599,607	100.0%		
1	第1工場	機械加工設備		4,967		48,480	8.1%	電動力応用	○
2	第1工場	乾燥炉　蒸気			3,378	3,378	0.6%	熱利用	○
3	第1工場	電気炉		676		6,593	1.1%	電気加熱	○
4	第1工場	パッケージ形空調機		556		5,424	0.9%	一般ﾊﾟｯｹｰｼﾞ空調	○
5	第1工場	給排気ファン		1,526		14,892	2.5%	換　気	○
6	第1工場	照明器具		2,484		24,240	4.0%	照　明	○
7	第1工場	オフィス機器		248		2,424	0.4%	コンセント	
8									
9	第2工場	塗装前処理工程　蒸気			2,481	2,481	0.4%	熱利用	○
10	第2工場	塗装前処理工程		532		5,189	0.9%	電動力応用	○
11	第2工場	電着塗装ライン		1,329		12,973	2.2%	電気加熱	○
12	第2工場	塗装乾燥炉　ガス	31,016			31,016	5.2%	燃料燃焼	○
13	第2工場	塗装乾燥炉　通風装置他		1,152		11,244	1.9%	電動力応用	○
14	第2工場	塗装ブース		4,431		43,245	7.2%	電動力応用	○
15	第2工場	空気熱源ヒートポンプユニット　10台		996		9,721	1.6%	熱　源	○
16	第2工場	空調用ポンプ		139		1,356	0.2%	熱搬送	○
17	第2工場	塗装ブース用空調機		1,772	8,862	26,160	4.4%	特殊空調機	○
18	第3工場	塗装用排気ファン		532		5,189	0.9%	電動力応用	○
19	第3工場	蓄熱燃焼式脱臭装置	25,200			25,200	4.2%	特殊排気	○
20	第2工場	一般空調用空調機		725	1,586	8,666	1.4%	一般空調機	○
21	第2工場	照明器具		1,242		12,120	2.0%	照　明	○
22	第2工場	オフィス機器		124		1,212	0.2%	コンセント	
23									
24	第3工場	クリーンルーム用空調機		2,223		21,696	3.6%	特殊空調機	○
25	第3工場	生産装置		2,988		29,167	4.9%	電動力応用	○
26	第3工場	生産装置　電気炉		329		3,208	0.5%	電気加熱	○
27	第3工場	照明器具		124		1,212	0.2%	照　明	○
28	第3工場	オフィス機器		12		121	0.0%	コンセント	
29									
30	ユーティリティ	貫流ボイラー　2t/h×5台	36,000	50		36,488	6.1%	蒸気供給	○
31	ユーティリティ	直焚吸収冷温水機　450RT×3台	7,659			7,659	1.3%	熱　源	○
32	ユーティリティ	ターボ冷凍機　450RT×1台		12,663		123,591	20.6%	熱　源	○
33	ユーティリティ	冷却塔		469		4,578	0.8%	冷却塔	○
34	ユーティリティ	空調用ポンプ		1,876		18,314	3.1%	熱搬送	○
35	ユーティリティ	ガスエンジンコージェネ　400kW×2台						コージェネ	○
36	ユーティリティ	受変電設備ロス		1,905		18,592	3.1%	受変電	○
37	ユーティリティ	エアコンプレッサー　5台		375		3,660	0.6%	圧縮空気	○
38	ユーティリティ	給水ポンプ		367		3,582	0.6%	給排水	○
39	ユーティリティ	排水処理施設		243		2,372	0.4%	排水処理	○
40	ユーティリティ	純水供給装置		1,025		10,004	1.7%	純水供給	○
41	ユーティリティ	給排気ファン		118		1,152	0.2%	換　気	○
42									
43	事務棟他	パッケージ形空調機		621		6,057	1.0%	一般ﾊﾟｯｹｰｼﾞ空調	○
44	事務棟他	給排気ファン		85		831	0.1%	換　気	○
45	事務棟他	照明器具		277		2,707	0.5%	照　明	○
46	事務棟他	パソコン・OA機器		253		2,466	0.4%	コンセント	
47	事務棟他	電気給湯器		4		40	0.0%	給　湯	○
48	事務棟他	エレベーター		34		335	0.1%	昇降機	○
49	事務棟他	厨房機器・厨房用空調・換気	37	20		231	0.0%	厨　房	
50	事務棟他	フォークリフト		35		342	0.1%	輸　送	○

（日本工業規格A列4番）

エネルギー使用量総括表シート（第二区分事業所のみ）は、認定申請事業所のエネルギー使用量の総括表で、事業所全体のエネルギー消費先別の設備概要やエネルギー使用量を把握できるように作成する。

3－26　評価書（取組状況入力シート）の概要

認定ガイドライン　P44,45

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8

地球温暖化対策推進に係る評価項目と取組状況(第一区分事業所)

Ⅰ．一般管理事項

※ 枠外の◎印は必須項目、○印は一般項目、＋印は加点項目を示す。
加点項目は採用又は実施している場合のみ記入する。

1.　CO2削減推進体制の整備

	No.	評価項目	評価内容		取組状況の程度	評価点
◎	1.1	CO2削減推進会議等の設置及び開催	CO2削減推進会議等が設置され、どの程度の頻度で実施されているか。			0.8
				統括管理者が出席するCO2削減推進会議	月1回以上	1
				特定テナント連絡会議(特定テナントがある場合に限る。)	年2回以上	0.5
				テナント説明会(テナントがある場合に限る。)	年2回以上	0.5
◎	1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	PDCA管理サイクル(計画・実施・確認・処置)の実施体制がどの程度整備されているか。		全て整備	1
＋	1.3	環境認証の取得	環境ラベリング認証が取得されているか。		取得無し	0

2.　図面、管理標準等の整備

	No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点
◎	2.1	図面・改修履歴等の整備	竣工図、機器完成図及び改修履歴がわかる書類が、どの程度整備されているか。	概ね80%以上は整備	1
◎	2.2	設備台帳等の整備	エネルギー使用機器の管理のために、電子データ化された設備台帳等が、どの程度整備されているか。	概ね80%以上は整備	1
◎	2.3	管理標準等の整備	管理標準及び運転操作マニュアルが整備されているか。	整備	1

3.　主要設備等に関する計測・計量及び記録

	No.	評価項目	評価内容		取組状況の程度	評価点
◎	3.1	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の導入	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等が導入され、かつどの程度の機能(基本BEMS:データ採取、タイムプログラム等基本的制御・監視、管理日報・月報・年報、拡張機能:維持管理、応用的制御及びｴﾈﾙｷﾞｰ消費分析・管理)を有しているか。		基本BEMS+拡張機能	1
◎	3.2	電力負荷状況・発電状況等の把握に必要な計測・計量設備の導入	電力負荷状況、発電状況並びに各変圧器の需要率、負荷率及び不等率の把握に必要な計測・計量設備が、一次側の電圧が400V以上の変圧器全台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。		80%以上に採用	1
◎	3.3	エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	熱源、照明等エネルギー消費先別の電力量・燃料消費量・熱量の把握に必要な計測・計量設備による一次エネルギー実測値が、事業所全体のエネルギー消費量に対して、どの程度の割合になっているか。		70%以上	1
◎	3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	建物用途・棟・方位・高さ等により使用エリアを系統に分割し、その系統別の電力量・熱量を含む使用量の把握に必要な計測・計量設備が、電力量は動力盤及び分電盤総面数、熱量は全ポンプ系統数に対して、どの程度の割合で導入されているか。			1
				電力量	80%以上に採用	1
				熱量(冷温水・蒸気)	80%以上に採用	1
○	3.5	エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入	熱源システム効率等、エネルギー供給設備の分析に必要な電力量・燃料消費量・熱量・流量・温度・補給水量等の把握に必要な計測・計量設備が、どの程度細かく導入されているか。		機器別	1
○	3.6	代表階又は代表エリアの使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	代表階又は代表エリアの電力量・熱量・温度の把握に必要な計測・計量設備が、基準階数又は対象エリア面積に対して、どの程度の割合で導入されているか。		10%以上に採用	1
＋	3.7	空調の使用量に応じた課金体系の導入	主たる用途のテナント空調料金の課金方法に、熱量及び電力量など使用量に応じた課金体系が導入されているか。		実施無し	0

4.　エネルギー消費量・CO2排出量の管理

	No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点
◎	4.1	エネルギー消費特性の把握、エネルギー消費原単位の算出及び管理	BEMS等のデータを活用し、電力及び熱のピーク負荷の数値化等によるエネルギー消費の特性、建物全体のエネルギー消費原単位算出及び類似の建物との比較により、省エネルギー状況の管理が実施されているか。	実施	1
◎	4.2	CO2排出量の管理	建物全体のCO2排出量及び原単位の管理がどの程度の頻度で実施されているか。	月1回以上	1
◎	4.3	CO2削減目標の設定、CO2削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施	2029年度までのCO2排出量削減に向けた目標を設定し、CO2削減対策項目ごとの具体的な計画の立案及び実績の集約・評価がどの程度実施されているか。	全て実施	1
◎	4.4	CO2削減対策の啓発活動の実施	空調・照明等の使用時間短縮、事務用機器・パソコン等の省電力化、冷凍冷蔵庫・ブラインド等の効率運用などCO2削減対策に関する啓発活動が実施されているか。	実施	1
○	4.5	エネルギー供給設備の運転解析の実施	エネルギー供給設備(熱源・熱搬送設備及びコージェネレーション設備)の運転に関して、BEMS等のデータの運転解析により、需要パターンに応じた機器の選択と稼働率の選定等、運用実態に即した運転計画と運転効率の検証が、どの程度の頻度で実施されているか。	年2回以上	1
◎	4.6	改善策の立案・実施及び効果検証の実施	BEMS等のデータの活用により問題点を抽出し、優先的に改善すべき課題の決定、具体的な対策・計画及びチューニングなどの改善策の立案と実施、その効果の検証がどの程度実施されているか。	全て実施	1
○	4.7	コミッショニング(性能検証)の実施	新築、増築又は改修時の竣工後、1年以上に渡って、運用段階のコミッショニング(性能検証)が実施されているか。	実施	1
○	4.8	利用者等への環境・エネルギー情報提供システムの導入	インターネット等を介して、利用者がいつでも環境・エネルギー情報を見ることができる状況を提供する見える化のシステムが導入され、どの程度の頻度でデータが更新されているか。	月1回程度	0.5

5.　保守・点検の管理

	No.	評価項目	評価内容	取組状況の程度	評価点
◎	5.1	保守・点検計画の策定及び実施	燃焼設備及び動力設備の保守・点検計画の策定及び計画に基づいた保守・点検の実施がどの程度実施されているか。	計画の策定及び実施	1

認定申請事業所の各評価項目に対する取組状況の程度を示す。

複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとのもののみとなる。

3－27　評価書（複数管理者用評価結果シート）の概要

認定ガイドライン　P48（区分Ⅰ）、P49（区分Ⅱ）

第1号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その20

地球温暖化対策推進状況評価結果一覧表(第一区分事業所)【複数エネルギー管理責任者用】

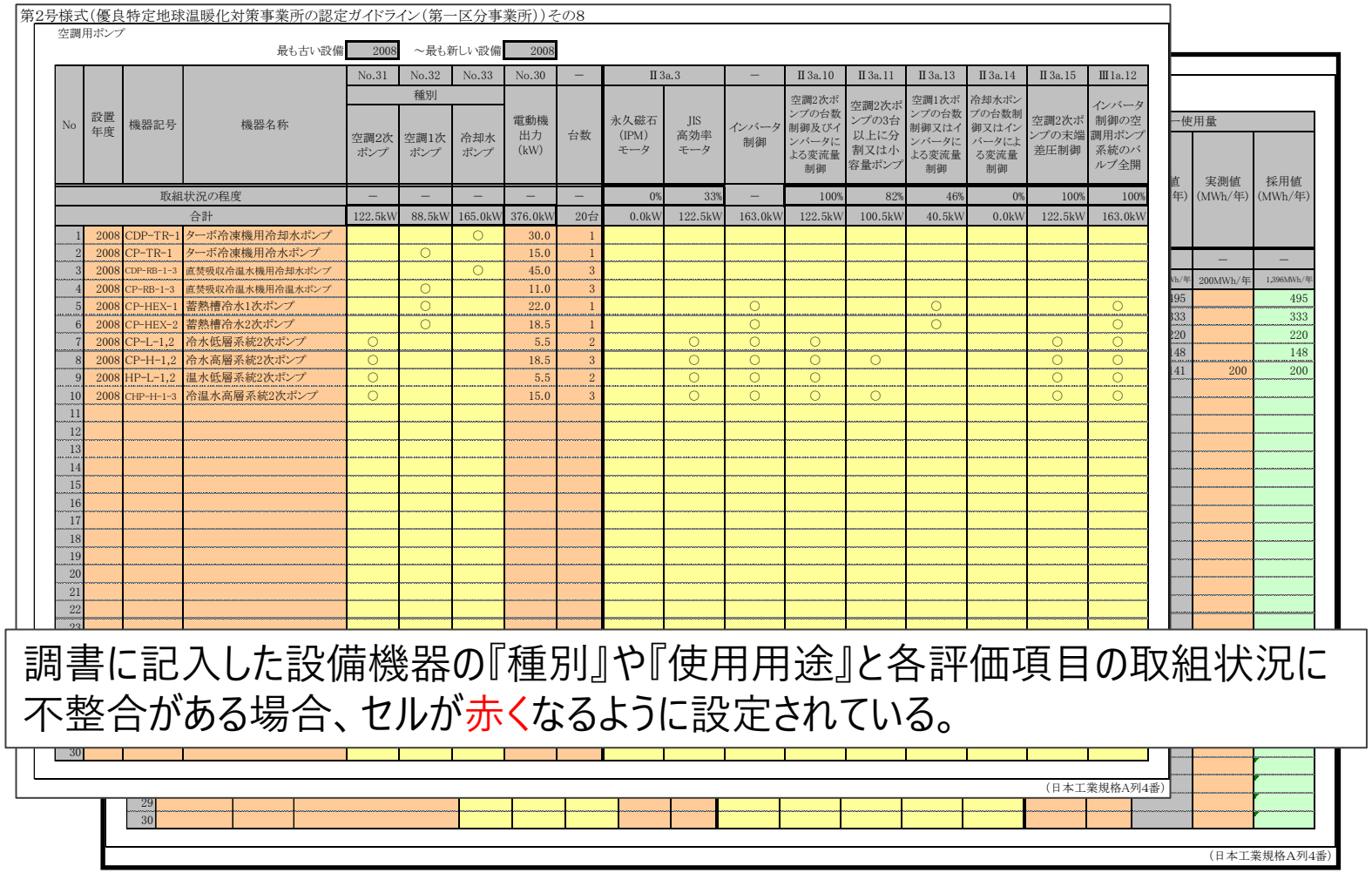
※ 評価分類の欄の◎印は必須項目、○印は一般項目、＋印は加点項目を示す。不合格の要件の欄の×印は、トップレベル事業所の必須要件を満足しない場合を示す。

評価項目の区分		No.	評価項目	評価No.1 58.3%				評価No.2 25.3%				評価No.3 16.4%				評価No.4 0.0%				評価No.5 0.0%				評価No.6 0.0%				得点	得点集計
				評価分類	不合格要件	得点	最高得点	評価分類	不合格要件	得点	最高得点	評価分類	不合格要件	得点	最高得点	評価分類	不合格要件	得点	最高得点	評価分類	不合格要件	得点	最高得点	評価分類	不合格の要件	得点	最高得点		
Ⅰ 一般管理事項	1. CO2削減推進体制の整備	1.1	CO2削減推進会議等の設置及び開催	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300													0.300	0.620
		1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	◎		0.320	0.400	◎		0.320	0.400	◎		0.320	0.400													0.320	+0.000
		1.3	環境認証の取得	＋		0.000		＋		0.000		＋		0.000														0.000	+0.000
	2. 図面、管理標準等の整備	2.1	図面・改修履歴等の整備	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300													0.300	0.900
		2.2	設備台帳等の整備	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300													0.300	+0.000
		2.3	管理標準等の整備	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300													0.300	
	3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録	3.1	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の導入	◎		0.400	0.400	◎	×	0.000	0.400	◎		0.400	0.400													0.299	1.487
		3.2	電力負荷状況・発電状況等の把握に必要な計測・計量設備の導入	◎		0.200	0.200	◎		0.200	0.200	◎		0.200	0.200													0.200	+0.000
		3.3	エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	◎		0.240	0.300	◎		0.240	0.300	◎		0.240	0.300													0.240	
		3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	◎		0.213	0.300	◎		0.105	0.300	◎		0.105	0.300													0.168	
		3.5	エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300	◎		0.300	0.300													0.300	
		3.6	代表階又は代表エリアの使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	○		0.240	0.300	○		0.000	0.300	○		0.000	0.300													0.140	
		3.7	空調の使用量に応じた課金体系の導入	○		0.240	0.300	○		0.000	0.300	○		0.000	0.300													0.140	
	4. エネルギー消費量・CO2排出量の管理	4.1	エネルギー消費特性の把握、エネルギー消費原単位の算出及び管理	◎		0.500	0.500	◎		0.500	0.500	◎		0.500	0.500													0.500	3.088
		4.2	CO2排出量の管理	◎		0.250	0.250	◎		0.500	0.500	◎		0.500	0.500													0.354	+2.000
		4.3	CO2削減目標の設定、CO2削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施	◎		0.400	0.500	◎		0.400	0.500	◎		0.400	0.500													0.400	
		4.4	CO2削減対策の啓発活動の実施	◎		0.250	0.500	◎		0.250	0.500	◎		0.250	0.500													0.250	
		4.5	エネルギー供給設備の運転解析の実施	◎		0.750	0.750	◎		0.500	0.500	◎		0.500	0.500													0.646	
		4.6	改善策の立案・実施及び効果検証の実施	◎		0.750	0.750	◎		0.500	0.500	◎		0.500	0.500													0.646	
		4.7	コミッショニング(性能検証)の実施	○		0.500	1.000	○		0.000	1.000	○		0.000	1.000													0.292	
		4.8	利用者等への環境・エネルギー情報提供システムの導入	＋		2.000		＋		2.000		＋		2.000														2.000	
	5. 保守・点検の管理	5.1	保守・点検計画の策定及び実施	◎		0.400	0.400	◎		0.400	0.400	◎		0.400	0.400													0.400	0.400
Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項	1. 自然エネルギーの利用	1.1	自然採光を利用したシステムの導入	＋		0.000		＋		0.000		＋		0.000														0.000	0.000
		1.2	自然通風を利用したシステムの導入	＋		0.000		＋		0.000		＋		0.000														0.000	+0.000
		1.4	未利用エネルギーシステムの導入	＋		0.000		＋		0.000		＋		0.000														0.000	
		1.5	年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	＋		0.000		＋		0.000		＋		0.000														0.000	
	2. 建物外皮の省エネルギー性能	2.1	高性能な建物外皮の導入	○		2.872	4.986	○		3.991	3.991	○		3.991	3.991													3.339	3.502
		2.2	風除室、回転扉等による隙間風対策の導入	○		0.264	0.293	○		0.023	0.023	○		0.023	0.023													0.163	+0.065
		2.3	屋上緑化の導入	＋		0.047		＋		0.038		＋		0.038														0.043	
		2.4	ブラインドの日射制御及びｽｹｼﾞｭｰﾙ制御の導入	＋		0.023		＋		0.019		＋		0.019														0.022	
		2.5	壁面緑化の導入	＋		0.000		＋		0.000		＋		0.000														0.000	
	3 設備・制御系の省エネルギー性能 a. 熱源・熱搬送設備	3a.1	高効率熱源機器の導入	○		10.223	11.422	◎	×	6.628	8.744	◎		6.628	8.744													8.724	13.098
		3a.2	高効率冷却塔の導入	＋		0.192		＋		0.251		＋		0.251														0.217	+3.560
		3a.3	高効率空調用ポンプの導入	＋		0.320		◎		0.123		◎		0.000														0.219	
		3a.5	大温度差送水システムの導入	＋		1.080		＋		0.414		＋		0.414														0.802	
		3a.6	水搬送経路の密閉化	○		0.900	0.900	○		0.393	0.393	○		0.393	0.393													0.689	
		3a.7	蒸気弁・フランジ部の断熱	◎		0.298	0.298	◎		…	0.465	◎		–														0.174	
		3a.8	熱源の台数制御の導入	◎		0.608	0.608	◎		0.465	0.465	◎		0.465	0.465													0.548	
		3a.9	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入	◎		0.133	0.133	◎		0.139	0.139	◎		0.139	0.139													0.135	
		3a.10	空調2次ポンプ変流量制御の導入	◎		0.810	0.810	◎		0.643	0.643	◎		0.643	0.643													0.740	
		3a.11	空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入	○		0.495	0.495	○		0.393	0.393	○		0.393	0.393													0.453	
		3a.12	熱源機器出口設定温度の遠方制御の導入	○		0.243	0.243	○		0.186	0.186	○		0.186	0.186													0.219	
		3a.13	空調1次ポンプ変流量制御の導入	○		0.309	0.618	○		0.472	0.472	○		0.472	0.472													0.376	
		3a.14	冷却水ポンプ変流量制御の導入	○		0.221	0.443	○		0.463	0.463	○		0.463	0.463													0.322	

複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとに作成した評価書の評価結果を示す。

3－28　調書作成用シートの概要

認定ガイドライン　P45,46（区分Ⅰ）、P46,47 （区分Ⅱ）



第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8

空調用ポンプ

最も古い設備 2008 ～最も新しい設備 2008

No	設置年度	機器記号	機器名称	No.31	No.32	No.33	No.30	－	Ⅱ3a.3		－	Ⅱ3a.10	Ⅱ3a.11	Ⅱ3a.13	Ⅱ3a.14	Ⅱ3a.15	Ⅲ1a.12
				種別													
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ	電動機出力(kW)	台数	永久磁石(IPM)モータ	JIS高効率モータ	インバータ制御	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	空調2次ポンプの3台以上に分割又は小容量ポンプ	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	空調2次ポンプの末端差圧制御	インバータ制御の空調用ポンプ系統のバルブ全開
取組状況の程度				－	－	－	－	－	0%	33%	－	100%	82%	46%	0%	100%	100%
合計				122.5kW	88.5kW	165.0kW	376.0kW	20台	0.0kW	122.5kW	163.0kW	122.5kW	100.5kW	40.5kW	0.0kW	122.5kW	163.0kW
1	2008	CDP-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	30.0	1									
2	2008	CP-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		15.0	1									
3	2008	CDP-RB-1-3	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	45.0	3									
4	2008	CP-RB-1-3	直焚吸収冷温水機用冷温水ポンプ		○		11.0	3									
5	2008	CP-HEX-1	蓄熱槽冷水1次ポンプ		○		22.0	1			○			○			○
6	2008	CP-HEX-2	蓄熱槽冷水2次ポンプ		○		18.5	1			○			○			○
7	2008	CP-L-1,2	冷水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○				○	○
8	2008	CP-H-1,2	冷水高層系統2次ポンプ	○			18.5	3		○	○	○	○			○	○
9	2008	HP-L-1,2	温水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○				○	○
10	2008	CHP-H-1-3	冷温水高層系統2次ポンプ	○			15.0	3		○	○	○	○			○	○

（日本工業規格A列4番）

一使用量

値	実測値(MWh/年)	採用値(MWh/年)
	－	－
年)	200MWh/年	1,396MWh/年
495		495
333		333
220		220
148		148
141	200	200

（日本工業規格A列4番）

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

左側から、基本情報、取組状況の程度、エネルギー使用量（第二区分事業所のみ）を記入するように構成されている。

取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、評価書へ自動的に反映される。

3－29　主な改正内容

令和８年度の主な改正事項

（※）は次頁以降で詳細説明

- **メーカー回答書への要押印の廃止**
  参照先：認定ガイドライン P57（区分Ⅰ）、P56（区分Ⅱ）
- **基準一次エネルギー消費量の定義の見直し（※）**
  参照先：認定ガイドライン P59（区分Ⅰ）、P59（区分Ⅱ）
- **評価項目「Ⅲ1.7 情報通信施設のPUEの実績」評価基準等の見直し（※）**
  参照先：認定ガイドライン P290（区分Ⅰ）
- **評価項目「Ⅲ1.8 情報通信施設のPUEの改善」評価基準等の見直し**
  参照先：認定ガイドライン P291（区分Ⅰ）
- **評価項目「Ⅳ3.1 再生可能エネルギー電気の購入」判断基準の見直し（※）**
  参照先：認定ガイドライン P316（区分Ⅰ）、P326（区分Ⅱ）
- **評価項目「Ⅴ2.1 気候変動への適用」判断基準の見直し（※）**
  参照先：認定ガイドライン P329（区分Ⅰ）、P338（区分Ⅱ）
- **検証の対象　根拠書類との突合確認が省略可能な評価項目の追加**
  参照先：検証ガイドラインP37

3－30　基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

認定ガイドライン　P59,60（区分Ⅰ）　P59（区分Ⅱ）

- **認定ガイドラインの見直し**

区分Ⅰの例
※区分Ⅱの場合は、イ）の適用なし

（キ）基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量は、基準排出量に相当する一次エネルギー消費量とし、次のア）からウ）までの場合に応じ、それぞれの項に定める値とする。

ア）基準排出量が過去の排出量の平均値である場合　基準排出量の算定に用いた各年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されている一次エネルギー消費量の平均値

イ）基準排出量が排出標準原単位を用いた算定値である場合　認定基準 別表第７に規定される標準一次エネルギー原単位に、用途別の延床面積を乗じて合計した値

ウ）基準排出量がア）及びイ）のどちらにも該当しない場合　前年度の一次エネルギー消費量を基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO_2排出量で除して算出した係数（GJ/t-CO_2）を基準排出量に乗じて算出した値

- 基準排出量の決定方法に応じて、基準一次エネルギー消費量の算定方法を明確化
- 基準排出量の変更を行っている場合等は、ウ）（区分Ⅱの場合は、イ））による算定となるため注意が必要
  （基準排出量の改定は、原則含まない）

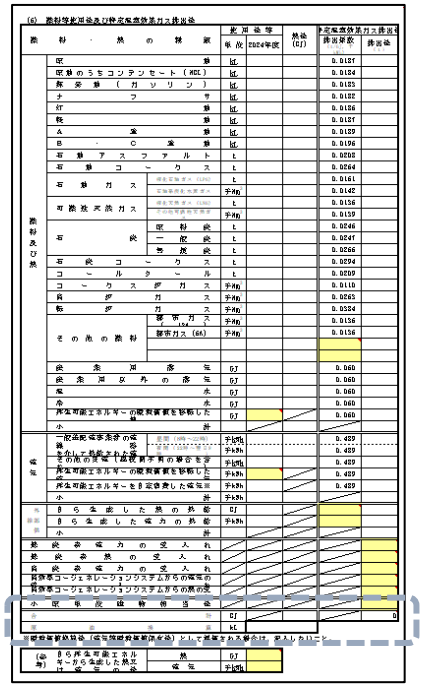
3－31　基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

ア）基準排出量が過去の排出量の平均値である場合

基準排出量の算定に用いた各年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されている一次エネルギー消費量の平均値

○基準排出量算定書 ２（１）において、「**過去の実績排出量の平均値**」を選択している場合

基準排出量決定申請書　添付資料
特定温室効果ガス排出量算定報告書
その６シート（算定に用いた各年度分）



枠内拡大

一次エネルギー消費量

| | | |

3－32　基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

イ）基準排出量が排出標準原単位を用いた算定値である場合　※区分Ⅰのみ

認定基準 別表第７に規定される標準一次エネルギー原単位に、用途別の床面積を乗じて合計した値

○基準排出量算定書 ２ （１）において、「**排出標準原単位を用いる方法により算定する量**」を選択している場合

評価ツール　メインシート

用途別床面積・用途別ｴﾈﾙｷﾞｰ消費比率

※ 床面積は各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を各用途の面積比で按分したものを各用途の面積に加えた数値とする。

用途名	含まれる用途	床面積 [㎡]	用途別ｴﾈﾙｷﾞｰ消費比率
事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設（事務所的なものに限る。）、宗教施設 等		
商業施設（物販）	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル 等		
商業施設（飲食）	飲食店、食堂、喫茶店 等		
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 等		
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 等		
医療施設	病院、大学病院 等		
情報通信施設	電算センター、データセンター、管制施設 等		
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 等		
物流施設	常温倉庫、冷凍冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市場 等		
研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室 等		
放送局	放送局、電波塔 等		
水族館	動物園、水族館 等		
駐車場	地下駐車場、車庫 等		
熱供給施設	熱供給施設 等		
合　計	標準一次エネルギー消費原単位　MJ/m²・年		

対応する用途の
標準一次エネルギー
原単位を確認

認定基準 別表第７

別表第7

用途名	含まれる用途	標準一次エネルギー消費原単位 [MJ/㎡・年]	熱源		熱搬送		給湯	照明・コンセント		動力			その他	計	熱負荷低減			
			熱源本体	熱源補機	水搬送	空気搬送	給湯	照明	コンセント	換気	給排水	昇降機	その他	全般	外皮	外気	熱負荷
事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設（事務所的なものに限る。）、宗教施設 等	2,000	0.258	0.045	0.031	0.118	0.014	0.202	0.184	0.062	0.008	0.025	0.053	1.000	0.050	0.136	0.452
商業施設（物販）	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル 等	3,700	0.247	0.044	0.011	0.040	0.009	0.208	0.192	0.128	0.009	0.054	0.060	1.000	0.027	0.102	0.340
商業施設（飲食）	飲食店、食堂、喫茶店 等	3,700	0.247	0.044	0.011	0.040	0.009	0.208	0.192	0.128	0.009	0.054	0.060	1.000	0.027	0.102	0.340
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設 等	3,300	0.306	0.054	0.023	0.087	0.120	0.120	0.110	0.083	0.012	0.035	0.050	1.000	0.030	0.141	0.470
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 等	1,500	0.349	0.062	0.011	0.040	0.004	0.187	0.173	0.058	0.004	0.024	0.090	1.000	0.067	0.138	0.460
医療施設	病院、大学病院 等	3,500	0.272	0.048	0.025	0.095	0.180	0.109	0.101	0.070	0.010	0.030	0.060	1.000	0.029	0.132	0.440
情報通信施設	電算センター、データセンター、管制施設 等	9,000	0.350	0.061	0.042	0.160	0.003	0.045	0.306	0.014	0.002	0.006	0.012	1.000	0.008	0.008	0.613
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場 等	2,300	0.255	0.045	0.042	0.158	0.005	0.146	0.134	0.064	0.005	0.027	0.120	1.000	0.043	0.150	0.500
物流施設	常温倉庫、冷凍冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市場 等	1,700	0.152	0.026	0.018	0.069	0.008	0.238	0.108	0.146	0.005	0.029	0.200	1.000	0.029	0.080	0.266
研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室 等	9,000	0.354	0.062	0.043												0.621
放送局	放送局、電波塔 等	5,600	0.290	0.051	0.035												0.508
水族館	動物園、水族館 等	6,900	0.085	0.015	0.014												0.167
駐車場	地下駐車場、車庫 等	1,000	0.000	0.000	0.000												0.000
熱供給施設	熱供給施設 等	－	0.760	0.095	0.095												0.010

標準一次エネルギー
原単位

＜算定例＞　用途別床面積が以下の場合の例

・事務所　　：50,000 m² ⇒ 標準一次エネ原単位：2,000 MJ / m²・年 ⇒ 100,000 GJ
・商業施設（物販）：5,000 m² ⇒ 標準一次エネ原単位：3,700 MJ / m²・年 ⇒ 18,500 GJ
・宿泊施設　　：3,000 m² ⇒ 標準一次エネ原単位：3,300 MJ / m²・年 ⇒ 9,900 GJ

合計

● **基準一次エネルギー消費量： 128,400 GJ**

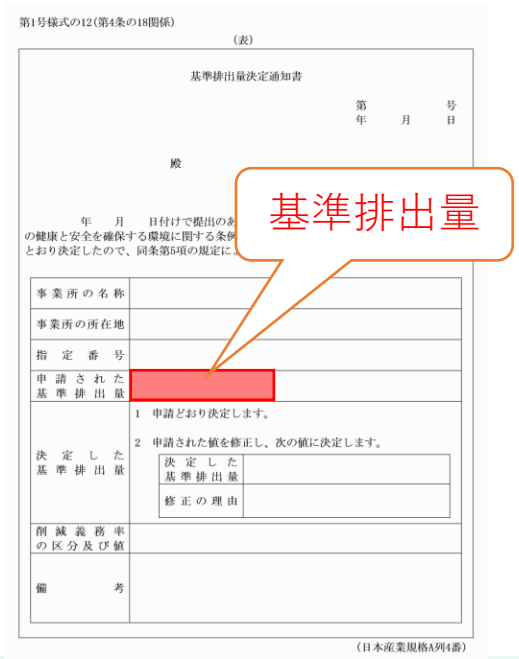
3－33　基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

ウ）基準排出量がア）及びイ）のどちらにも該当しない場合　※区分Ⅱの場合 イ）

前年度の一次エネルギー消費量を基準排出量の算定方法によって算定された前年度ＣＯ$_2$排出量で除して算出した係数（ＧＪ/t-ＣＯ$_2$）を基準排出量に乗じて算出した値

○基準排出量算定書 2 （1）において、「**その他**」を選択している場合
○**基準排出量を変更等により、ア）又はイ）で算定できなくなった**場合
（環境確保条例第４条の18の２による「基準排出量の改定」は、原則含まない）

基準排出量決定通知書


第1号様式の12(第4条の18関係)

(表)

基準排出量決定通知書

第　　号
年　月　日

殿

年　月　日付けで提出のあ
の健康と安全を確保する環境に関する条例
とおり決定したので、同条第5項の規定に

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
申請された基準排出量	
決定した基準排出量	1　申請どおり決定します。 2　申請された値を修正し、次の値に決定します。 決定した基準排出量 修正の理由
削減義務率の区分及び値	
備考	

（日本産業規格A列4番）

基準排出量

特定温室効果ガス算定報告書（前年度実績）

その６（燃料、エネルギー）



前年度の一次エネルギー消費量

基準年度の排出量算定用（参考）



基準排出量の算定方法によって算定された前年度ＣＯ２排出量

＜算定例＞　各値が以下の場合の例
- 基準排出量：10,000 t
- 前年度の一次エネルギー消費量：150,000 GJ
- 基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO2排出量：6,000 t

● **基準一次エネルギー消費量：250,000 GJ**

150,000 ÷ 6,000 × 10,000

3－34　評価項目「Ⅲ1.7 情報通信施設のPUEの実績」の見直し

認定ガイドライン　P290（区分Ⅰ）

- 評価基準等の見直し

取組状況の程度・取組状況の評価点						
取組状況（改正前）	1.6以下	1.6超 1.8以下	1.8超 2.0以下	2.0超 2.2以下	2.2超	把握できていない
取組状況（改正後）	1.4以下	1.4超 1.5以下	1.5超 1.6以下	1.6超 1.7以下	1.7超	把握できていない
評価点	1	0．8	0．5	0．2	0	0

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準

（１）主たる用途が情報通信施設の場合は、前年度のＩＴ機器の電気使用量（消費エネルギー）及び付帯設備の電気使用量を記入すると、PUE（Power Usage Effectiveness）の実績値、取組状況の程度及び評価点が自動計算される。

（２）ＩＴ機器の電気使用量及び付帯設備の電気使用量の算定にあたっては、**日本データセンター協会発行の「ＰＵＥ計測・計算方法に関するガイドライン」**に従うものとする。

- 省エネ法の動向等を踏まえた評価水準の見直し
- PUEの算定方法の見直し
- 評価ツールへの入力方法の変更

3－35　評価項目「III1.7 情報通信施設のPUEの実績」の見直し

評価ツール　取組状況入力方法

②、③を入力すると、「PUE」、「取組状況」及び「評価点」が自動計算される

1f.7	情報通信施設のPUEの実績	主たる用途が情報通信施設の場合、PUE(Power Usage Effectiveness)の実績がどの程度か。								–
		事業形態			IT機器の電気使用量 [kWh]	付帯設備の電気使用量 [kWh]	最大受電容量 [kW]	稼働率 [%]	PUE	
		ハウジング	ホスティング	クラウド						
		□	□	□						

① 対応する「事業形態」をチェック

② 「IT機器の電気使用量」を入力

③ 「付帯設備の電気使用量」を入力

④ 「最大受電電力」を入力

②、③、④を入力すると、「稼働率」が自動計算される
（評価点には影響なし）

3－36　評価項目「Ⅳ3.1 再生可能エネルギー電気の購入」の見直し

認定ガイドライン　P316（区分Ⅰ）　P326（区分Ⅱ）

- **認定ガイドラインの判断基準見直し**

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準
（１）　前年度の再生可能エネルギー電気購入量の購入電力量※１に対する割合を選択する。 （２）　再生可能エネルギー電気とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とし、非化石証書等を組み合わせた電力メニューで契約された電気を含む。 （３）　再生可能エネルギー電気購入量は、購入電力量に、再生可能エネルギー電気の利用率を乗じて得た数値とする。 （中略） （７）「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて再生可能エネルギー電気購入量を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。 ※１：購入電力量とは、小売電気事業者等から購入した電力のうち、事業所で消費する電力量とし、オンサイト又はオフサイト（評価項目Ⅳ2.1に該当するもの）の発電設備による電力量を含まない。購入電力量と事業所の消費電力量が異なる場合は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインによる算出方法による。

- 「購入電力量」及び「再生可能エネルギー電気」の定義の補足追加
- その他軽微修正等

3－37　評価項目「Ⅳ3.1 再生可能エネルギー電気の購入」の見直し

算定例

電力使用状況が下表の事業所における「再生可能エネルギー電気の購入割合」の算定例を示す。

電気使用種別	使用量	算定
小売電気事業者等からの電気購入量	100,000 千kWh	対象
オンサイト再エネ発電量	10 千kWh	対象外
オフサイト再エネ発電量	50,000 千kWh	対象外
(事業所による)非化石証書等充当量	10,000 千kWh	対象外

ここで、小売電気事業者等からの電気購入量100,000 千kWh が、以下のＡ及びＢで構成される場合

Ａ：40,000 千kWh（再エネ利用率100%）

Ｂ：60,000 千kWh（再エネ利用率20%）

再生可能エネルギー電気の購入割合

$$\frac{\text{A [千 kWh]} \times \text{A の再エネ利用率[\%]} + \text{B [千 kWh]} \times \text{B の再エネ利用率[\%]}}{\text{小売電気事業者等からの電力購入量 [千 kWh]}} = \frac{40{,}000 \times 100 + 60{,}000 \times 20}{100{,}000} = 52(\%)$$

3－38　評価項目「V2.1 気候変動への適用」の見直し

認定ガイドライン　P328（区分Ⅰ）　P338（区分Ⅱ）

- **判断基準の見直し**

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準
（３）災害時用の自家発電設備等の設置の評価は、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 ア　事業所内に、系統電力の停電時に建物使用者が一時的に滞在する場所※１への電力供給が可能な自家発電設備を備えている。 イ　アの自家発電設備が、事業所で定める防災計画やBCP 等を踏まえた発電出力であり、その運転時間を確保するための措置（燃料の保管等）を講じている。 ウ　事業所内に再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備のうちいずれかを設置し、系統電力の停電時に当該設備により建物使用者が一時的に滞在する場所への電力供給が可能となっている。

- 建築物環境計画書制度の令和７年度版評価基準に合わせて、適合要件を見直し

※（３）ウの要件について、「**再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備のうちいずれかを設置**」に見直し
ただし、**アからウまでの全てを満たす場合**に「実施」となることに注意

3－39　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P11,31,32,35**

適用する認定基準及び認定ガイドライン

- 認定の申請に当たっては、原則として、申請年度の4月1日時点の認定基準及び本ガイドラインを適用するものとする。（p11）

認定申請年度以降に検証が必要となる場合

- 基準適合の報告において、トップレベル事業所Gold であった事業所がトップレベル事業所Diamond の認定基準に適合したとき又はトップレベル事業所Silver であった事業所がトップレベル事業所Diamond もしくはトップレベル事業所Gold の認定基準に適合したときは、登録検証機関による検証の結果を添えて、改めて９月末までにトップレベル事業所の認定申請を行うことにより、トップレベル事業所の認定を受けることができる。（p31,32）

- 認定申請年度以降に、用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更が生じて、当該変更が条例第五条の十四の基準排出量の変更の要件を満足する場合で、当該特定地球温暖化対策事業所が優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準に適合するとして、継続して認定を受けたいときは、当該年度の基準適合状況報告は登録検証機関による検証の結果を添えて提出しなければならない。ただし、状況の変更が、設備の変更又は熱供給事業所における熱供給先面積の変更の場合この限りでない。また、当該特定地球温暖化対策事業所が検証を受ける範囲は、当該状況の変更によって評価書、調書等に生じた変更部分のみを対象とする。（p35）

3－40　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P36,37**

認定申請年度以降に検証が必要となる場合

- トップレベル事業所の規模等の状況の変更の程度が著しく、削減義務率の区分に変化が生じることが見込まれる場合（他人から供給された熱の使用割合に係る変更を除く。)には、規模等の状況の変更後、事業者は、都に相談して削減義務率の区分について確認し、申請手続きを開始することができる。区分の変更後の特定地球温暖化対策事業所が優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準に適合するとして、継続して認定を受けたいときは、ウに定めるところにより、登録検証機関による検証の結果を添えて、トップレベル事業所の認定申請を新たに行わなければならない。
（p35）

- 評価の対象年度の途中に区分の変更があった場合で、当該変更部分の竣工日が７月１日以降のときは、評価の対象期間が短く、適正に評価できないことがあるため、当該年度は変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度にウに定めるところにより、登録検証機関による検証の結果を添えて、トップレベル事業所の認定申請を新たに行うことができる。
（p36）

3－41　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P54**

評価書・調書の作成上の留意点（検証の留意点）

- 評価の対象範囲は、事業所内の予備機を含む全ての設備である。（p54）

ただし、

- 基準排出量の計算において除外された小規模原単位排出源は、評価対象外とする。
- 認定申請事業所の棟数が 5 棟以上で、かつ延床面積の合計が10 万㎡以上の場合は、延床面積が2,000 ㎡未満の建物（変電所やエネルギーセンターなどのエネルギー供給施設を除く。）に限り、当該事業所全体のエネルギー消費量の20％未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。
- 単相電源のルームエアコン、単相電源又は電動機出力0.75kW 未満のファンは、評価対象から除外することができる。
- テナント部分が空室であった場合でも、評価の対象とする。また、原則として、事業所内のテナント所有分の設備も評価対象に含めるものとする。ただし、主たる用途が事務所又はテナントビルの場合は、100 ㎡未満の店舗テナントに限り、その合計が2,000 ㎡未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。（除外する店舗を評価項目ごとに変更することはできない。）

3－42　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P55**

評価書・調書の作成上の留意点（検証の留意点）

次の設備については、以下の規定した取扱いとする。

熱源機器等：　テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。
なお、上記の熱源機器に関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットも評価対象から除外することができる。事務所テナント所有分は、評価の対象に含めなくてもよい。ただし、100 ㎡以上のサーバー室等の情報通信施設に設置されたもの及び社員食堂等に利用されているものは、評価の対象に含めるものとする。

衛生器具：　事務所テナント所有分及び店舗テナント所有分は、評価の対象に含めなくてもよい。

冷凍・冷蔵設備：事務所テナント所有分及び小規模な店舗テナント所有分（バックヤードを含んだ店舗面積が500 ㎡未満の店舗の専用の設備でテナントが所有しているもの）は、評価の対象に含めなくてもよい。

3－43　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P57**

評価書・調書の作成上の留意点（検証の留意点）

- 評価ツール（複数管理者用）を使用する場合は、認定基準の条件（① 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合、② 評価項目の取組状況の一括した把握が難しい場合、③エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲及びエネルギー管理区分ごとのエネルギー使用量が明確に区別できる場合）を全て満たしていることを必ず確認する。なお、認定基準の条件を満たしている場合であっても、熱源・熱搬送設備又は給水設備を共用しているときは、その共用している部分を分けて評価ツール（複数管理者用）を使用することはできない。

- Ⅰ 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目及びⅡ 建物及び設備性能に関する事項、Ⅳ 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち1.1～1.3 、4.1～4.3、Ⅴ 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.1～1.2、2.1、3.1、3.3 の評価項目において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。

- メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先が必要となる。

3－44　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

認定ガイドライン　P59～61

評価書の作成上の留意点（検証の留意点）

第１号様式その２、その17※（メインシート）※複数管理者用のみ

イ 事業所の概要

- (ウ) 主たる用途

  テナントビルとは、事務所を主体とする賃貸ビルのことを言い、商業施設を主体とる賃貸ビルは商業施設を選択する。上記用途のいずれにも該当しない場合、その他を選択する。ただし、テナントビルで建物の全てのテナントが規則第４条の４第１項に該当し、第２項の届出を行い、削減義務の対象となっている場合、事務所を選択する。この項目は、主たる用途による緩和措置等に関する判断に用いているため、必ず選択する。評価ツール（複数管理者用）を使用する場合は、第１号様式その２及びその17ともに同一の用途を選択する。（p59）

- (サ)最も古い建物の竣工年月（西暦）、最も新しい建物の竣工年月（西暦）

  竣工年月は、認定申請事業所内に竣工年月が異なる複数の建物がある場合、最も古い建物の竣工年月と最も新しい建物の竣工年月を西暦で記入する。
  最も古い建物の竣工年月は、古い順からの延床面積の累積値が、認定申請事業所全体の延床面積の６％以上になる建物の竣工年月とする。最も新しい建物の竣工年月は、新しい順からの延床面積の累積値が、認定申請事業所全体の延床面積の50％以上になる建物の竣工年月とする。
  仮使用の場合にあっては、最初の仮使用承認通知書発行日を当該建物の竣工年月とすることができる。この項目は、竣工年度による緩和措置に関する判断に用いている。（p61）

3－45　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P62,63**

評価書の作成上の留意点（検証の留意点）

第１号様式その２、その17※（メインシート）※複数管理者用のみ

ウ 用途別床面積・用途別エネルギー消費比率

(ア) 床面積

- 床面積は、前年度末時点の各用途の廊下、便所等の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。
- 宿泊施設、教育施設、医療施設等に付属する事務室部分は、それぞれの用途に含めた合計床面積を記入する。
- 事務所、宿泊施設、教育施設、医療施設等で厨房がある場合、商業施設（飲食）の欄に客席及び厨房の合計床面積（廊下等の共用部分を含む。）を記入する。この項目は、厨房の評価に用いているため、必ず記入する。
- 情報通信施設とは、電算センター、データセンター、管制施設の他、電算室、サーバー室、コンピューター室、CPU 室、マシン室等で、サーバーラックや電算機等（テナント設置分を含む。）を設置してある100 ㎡以上の室を対象とする。

3－46　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P63,64**

評価書の作成上の留意点（検証の留意点）

第１号様式その２、その17※（メインシート）※複数管理者用のみ

エ エネルギー消費先比率

- 用途別床面積を入力すると、標準比率及び採用値の欄には用途ごとの床面積と認定基準　別表第７のエネルギー消費先区分の細目ごとの欄に掲げる数値から計算された数値が自動的に入力される。
- 計量設備により把握したエネルギー消費先区分（細目）ごとのエネルギー消費量が認定申請事業所の全エネルギー消費量に対する割合の９０％以上のときは、計量設備により把握した実測値、又は設備仕様及び実稼動条件に基づく推計値を用いることができる。
（p63）

第１号様式その８からその 16（取組状況入力シート）

- 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室で、ホテル等のロビー・ホワイエも含むものとし、便所等の一時的に使用される室、廊下、階段室、EV ホール、エントランス等の移動のための空間、設備室、倉庫等通常人が使用しない室及び厨房は居室に該当しないものとする。
（p64）

※ページ数は認定ガイドライン（第一区分事業所）のページを示している。

3－47　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P66**

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

各調書に共通する事項

- 調書には評価対象となっている全ての設備機器について、取組状況の程度に関わらず記入する。
- 重複して評価できないものを重複して評価している場合や割合で評価するもので分母との関係が食い違っている場合など、調書の整合性に問題があるときは、原則として、セルの色が赤色に変わるようになっている。赤色のセルがある場合は、記入又は選択内容を再確認した上で、必要に応じて修正する。
- 省エネ対策が導入されているが、運用上で利用されていない場合、「△」の印を選択する。

3－48　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P66～68**

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

設備機器等に関するもの

ア 第２号様式その１（熱源機器）

- コージェネレーション等に用いる排熱ボイラー、排ガス排温水投入型吸収冷温水機（温熱源）及び給湯用の空気熱源ヒートポンプユニットは評価対象に含めない。
- 蓄熱システムがある場合で、総熱源容量が熱源機器ではなく、放熱用熱交換器の交換熱量又は放熱ポンプの流量と設計温度差から算出した熱量で決まっている場合、適用範囲補正係数の算定のために、熱交換器又は放熱ポンプの仕様を記入する。
- 熱源容量は、定格冷凍能力又は定格加熱能力とし、温度条件は設計条件又はJIS基準によるものとする。熱回収ヒートポンプユニット及び熱回収ターボ冷凍機は、熱回収運転時の冷凍能力又は加熱能力、排熱投入型直焚吸収冷温水機は、排熱投入時の冷凍能力とする。単位が指定されているため、別表第２ 単位換算表を用いて指定の単位に換算する。（p66～68）

イ 第２号様式その２（冷却塔）

- 予備機を含む全ての冷却塔又は加熱塔の設置年度、機器記号、機器名称、冷却能力又は加熱能力、電動機出力（凍結防止用ポンプを除く。）及び台数を記入する。（p68）

3－49　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

認定ガイドライン　P68,69

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

設備機器等に関するもの

ウ 第２号様式その３（空調用ポンプ）

- 空調用ポンプとは、冷却水ポンプ、冷水ポンプ、温水ポンプ、冷温水ポンプの他、ブラインポンプ、放熱ポンプなど熱媒を循環するポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空ポンプ、還水ポンプなどとする。
- 冷却水ポンプとは、冷凍機用、水熱源パッケージ形空調機用の他、その他の冷却塔回りの冷却水ポンプとし、密閉式冷却塔の散水ポンプは含まない。
- 空調1次ポンプとは、熱源機器用の補機及び熱交換器回りの冷水ポンプ、温水ポンプ、冷温水ポンプの他、ブラインポンプ、放熱ポンプなど熱媒を循環するポンプとする。
- 空調2 次ポンプとは、熱源群又は地域冷暖房受入施設から空調機などの二次側機器に熱を搬送するための冷水ポンプ、温水ポンプ及び冷温水ポンプとし、同一系統において空調2次ポンプ以降にこれらのポンプがある場合も含めるものとする。熱供給施設の場合は、熱源機器及び熱交換器の1 次ポンプを除くポンプで、熱供給施設から需要家に熱を搬送するためのポンプとする。
- 熱供給施設は、給排水・給湯設備の評価項目が除外となるため、給水ポンプがある場合、空調用ポンプに含めるものとする。

3－50　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P69,70**

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

設備機器等に関するもの

エ 第２号様式その４ （空調機）

- 予備機を含む全てのユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機、システム形空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット及び放射冷暖房空調機器を対象とする。
- 使用用途（エレベーター機械室・電気室、24時間空調外気導入、厨房用外気導入又はファンコイルユニット）に該当する場合、「○」の印を選択する。
- 機器名称は、使用用途が分かるように、系統名又は対象室等を必ず記入する。
- 外気導入量は、外気冷房時の外気量及びＣＯ２濃度制御時の外気量ではなく、設計外気量とし、外調機と空調機が直列に繋がっているようなシステムの場合は、空調用外気導入量が重複しないように、どちらかの機器側のみで計上する。
- 単相ファンコイルユニットのファン電動機出力は、空欄のままとする。
- 24 時間空調外気導入とは、防災センターなど定常的に24 時間空調している部分への外気導入のことで、不定期に24時間空調する場合は該当しないものとする。
- 医療施設用外気導入とは、病室、診察室、手術室など衛生上、外気導入量を絞ることが困難な室への外気導入を対象とする。
- 複数の使用用途の外気取入が同一系統の空調機により行われている場合、その空調機の使用用途は受持設計風量が大きい方とする。

3－51　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P70,71**

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

設備機器等に関するもの

オ 第２号様式その６（パッケージ形空調機）

- 中温用など特殊条件のパッケージ形空気調和機又は直膨形空気調和機の場合、電気式は空欄のままとする。
- 電算室用パッケージ形空調機は、高顕熱(顕熱比（SHF）=0.9 以上)型の電気式冷房専用機で、圧縮機がインバータ制御されているものとする。
- 機器名称は、使用用途が分かるように、系統名又は対象室等を必ず記入する。
- 直膨形空気調和機は、パッケージ形空気調和機として取り扱うが、空調機の評価項目に該当する場合、第２号様式その４空調機にも併記して評価できる。（p70）

カ 第２号様式その７（ファン）

- 空調機に設置されているもの又は排煙機を除く、予備機を含む全ての給排気ファンを対象とする。
- 24 時間空調外気導入に該当する場合は、空調用外気導入も「○」の印を選択する。
- 空調用外気導入とは、居室など人のために外気導入するものを対象とする。喫煙室及び厨房等の排煙のための換気は該当しない。
- 空調機と排気ファン、又は、給気ファンと排気ファンなどで、外気導入量が重複しないように、どちらかの機器側のみで計上する。（p70,71）

3－52　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P71～73**

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

設備機器等に関するもの

キ 第２号様式その８の１（照明器具－標準入力）、第２号様式その８の２（照明器具－簡易入力）

- 照明器具の調書は、第２号様式その８の１（照明器具－標準入力）、又は用途別の標準床面積比率を用いる第２号様式その８の２（照明器具－簡易入力）のいずれかを用いて作成する。第１号様式その１ ２の取組状況入力シート II 3c.1 高効率照明器具の導入で、標準入力を用いる場合は、「標準入力」を、簡易入力を用いる場合は、「簡易入力」を選択する。
- 第２号様式その８の２（照明器具－簡易入力）を用いる場合、床面積に関する数値は、メインシートの用途別床面積から自動計算される。
- 第２号様式その８の１（照明器具－標準入力）を用いる場合で、熱供給施設等、全ての事務室に窓が無い場合に限り、主たる室用途は事務室（窓無し）を選択する。
- 事業所の用途に関係なく、主たる室用途がある場合は、評価の対象に含める。主たる室用途及び床面積は、テナント部分まで含めることとし、その室用途が判断基準で該当しない場合を除いて必ず選択及び記入する。
- 基準階がある場合は、１フロアで算定した数値に対象フロア数を乗じたものとしてよい。
- 駐車場床面積、貸室面積、客室面積、病室面積、教室面積など予めその床面積が明確になっている場合は、その床面積を活用する。
- １つの室又は主たる室用途の中に、照明器具の種類又はランプ種類が複数ある場合は、必ず室ごと及び照明器具の種類ごとに行を分けて調書を作成する。

3－53　その他の認定ガイドラインにおける重要項目

📖 **認定ガイドライン　P71,72,74**

調書の作成上の留意点（検証の留意点）

設備機器等に関するもの

キ 第２号様式その８の１（照明器具－標準入力）、　第２号様式その８の２（照明器具－簡易入力）

- 主たる用途に該当しない機械室、受水槽室、ポンプ室、電気室、映画館、美術館、展望台等は、評価対象外とする。
- 主たる室用途と床面積は、屋内競技場、屋外競技場、及び屋外を除いて、空調・換気設備、照明・電気設備など他の評価項目の分母となっているため、その室用途が認定申請事業所に無い場合を除いて、漏れの無いように必ず記入する。（p71,72）

サ 第２号様式その12（冷凍・冷蔵設備）

- ごみ用の冷蔵設備は、評価の対象に含めなくてもよい。（p74）

本日の講習内容

トップレベル事業所の認定について

1　トップレベル事業所の全体概要

2　トップレベル事業所の認定基準

3　トップレベル事業所の認定ガイドライン

トップレベル事業所の検証について

4　トップレベル事業所の検証の概要

5　トップレベル事業所の検証の実施方法

4－1　登録検証機関による検証

認定ガイドライン　P15,31,P34～37

検証が必要な場合

- **トップレベル事業所の認定申請を行いたいとき**（P16、3）
- **認定の変更**（「Gold」→「Diamond」、「Silver」→「Gold」又は「Diamond」）**を行いたいとき**※1（P31、1（4）ア）

※1　取組状況が変化した評価項目等だけではなく、全ての評価項目について検証が必要

- **認定後に用途、規模、エネルギー供給等の状況に変更の程度が著しく、基準排出量・削減義務率の区分の変更を伴うとき**※2（P35～37、3（1）（2））

※2　①基準排出量の増加の変更が伴う場合は、評価書・調書に生じた変更部分のみ検証を行う。ただし、変更内容が、設備の変更又は熱供給事業所における熱供給先面積の変更のみの場合、検証の必要なし

②削減義務率の区分の変更を伴う場合は、取組状況が変化した評価項目等だけではなく、全ての評価項目について検証が必要

- **都から認定の変更又は取消しを受けた事業所が、再びトップレベル事業所の認定申請を行いたいとき**※3（P34、2）

※3　ただし、認定の変更又は取消しの通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したときは、登録検証機関の検証を添えずに申請することができる。

注：都から認定の変更又は取消しを受けた事業所が、上記※3に該当する場合でも、以下の事項に該当するときは、トップレベル事業所認定の申請を行うことができない。（P34、2）

（1）認定の変更又は取消しのときに事業者から報告書が提出されていなかったとき

（2）認定の変更又は取消しのときに事業者から提出された報告書において地球温暖化対策の取組の程度に係る内容に錯誤があった場合であって、当該錯誤を都が修正することによって認定変更又は取消しを行ったとき

（3）認定の取消しのときに事業者から提出された報告書において地球温暖化対策の取組の程度に係る内容に虚偽があったとき

4－2　登録検証機関による検証

認定ガイドライン　P16

検証の時期

- 検証は４月から認定申請までの期間に実施する。

登録検証機関への依頼

- 認定申請事業所が行った地球温暖化の対策の推進の程度に係る評価結果は、公平性、網羅的、正確性等を確保することが求められる。
- 認定申請事業所と著しい利害関係を有する登録検証機関には検証の依頼ができないことに留意した上で、登録検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない。

※検証機関の登録申請ガイドラインより抜粋（p17,18）

- 検証機関の親株式会社
- 検証機関又は検証機関の親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3ヵ年に次の業務を実施した事業者
  - エネルギー利用に関するコンサルティング　等

注：第４計画期間の他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数のうち、事業所で契約する電気事業者等ごとのメニュー別排出係数を用いることができるため、４月から９月までで検証を終えることができないケースがある。
上記のようなケースにおいては、認定申請の期限について、別途都が定める日までとなるため、その期限に併せて検証を実施する。

本日の講習内容

トップレベル事業所の認定について

1　トップレベル事業所の全体概要

2　トップレベル事業所の認定基準

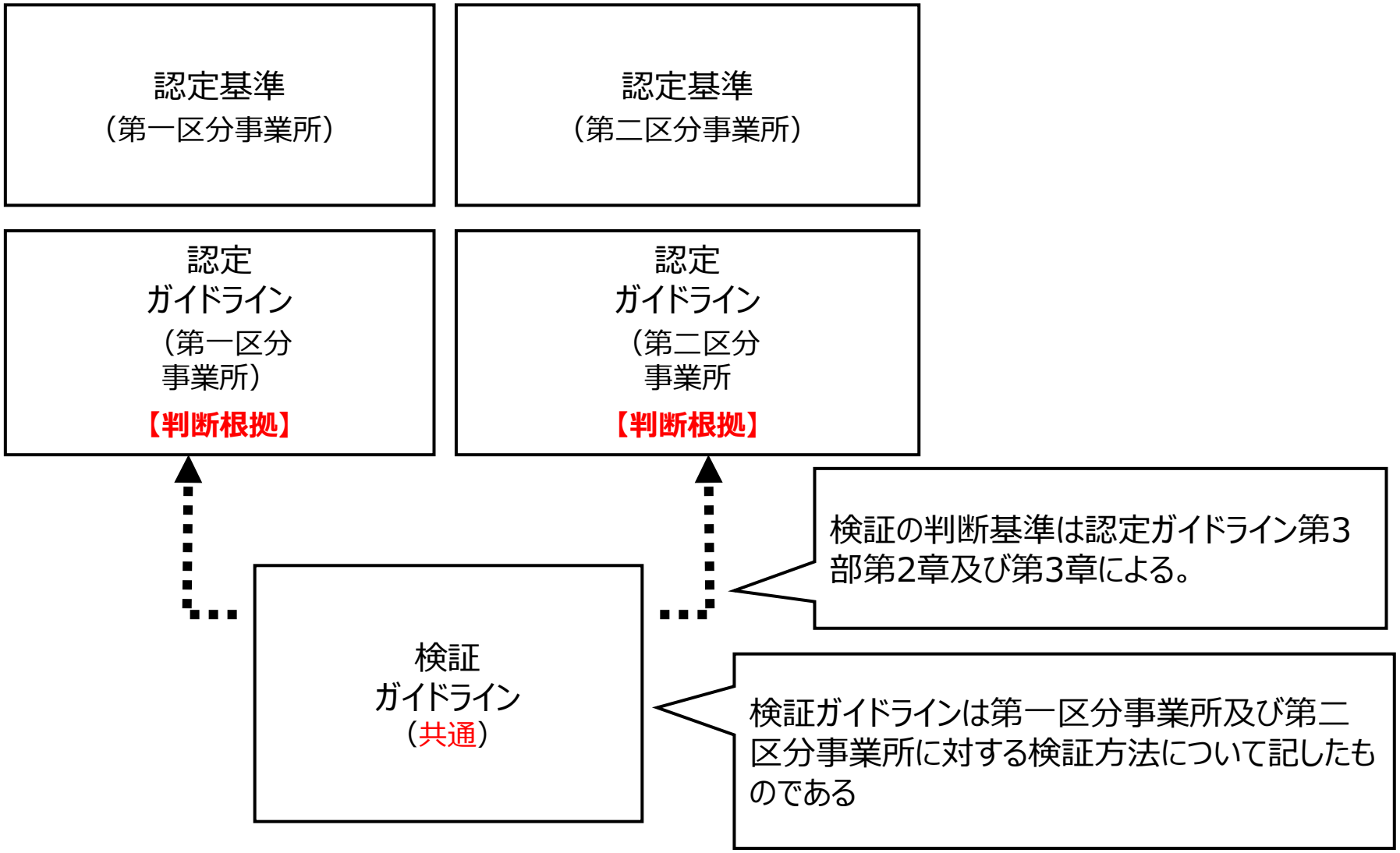
3　トップレベル事業所の認定ガイドライン

トップレベル事業所の検証について

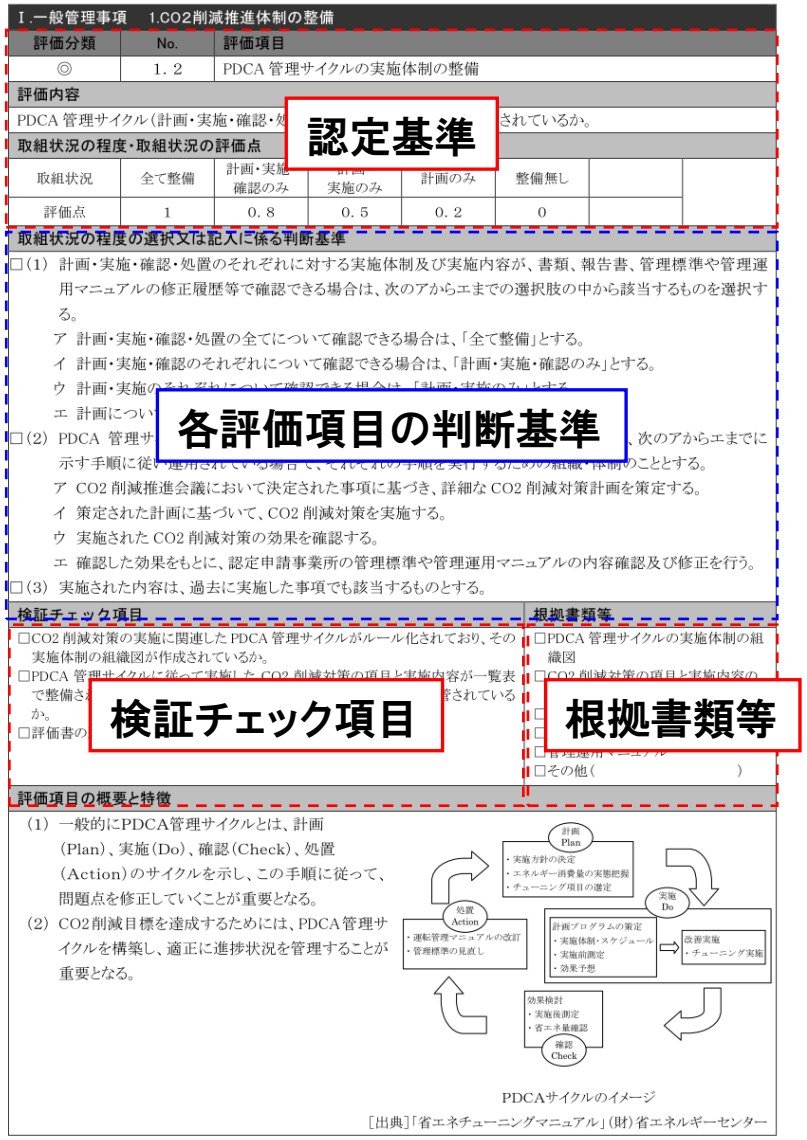
4　トップレベル事業所の検証の概要

5　トップレベル事業所の検証の実施方法

5－1　検証ガイドラインの構成



5－2　検証の判断規準



Ⅰ.一般管理事項　1.CO2削減推進体制の整備

評価分類	No.	評価項目
◎	1．2	PDCA 管理サイクルの実施体制の整備

評価内容

PDCA 管理サイクル（計画・実施・確認・処[illegible]されているか。

取組状況の程度・取組状況の評価点

取組状況	全て整備	計画・実施・確認のみ	計画・実施のみ	計画のみ	整備無し	
評価点	1	0．8	0．5	0．2	0	

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準

□（1）計画・実施・確認・処置のそれぞれに対する実施体制及び実施内容が、書類、報告書、管理標準や管理運用マニュアルの修正履歴等で確認できる場合は、次のアからエまでの選択肢の中から該当するものを選択する。

ア 計画・実施・確認・処置の全てについて確認できる場合は、「全て整備」とする。

イ 計画・実施・確認のそれぞれについて確認できる場合は、「計画・実施・確認のみ」とする。

ウ 計画・実施のそれぞれについて確認できる場合は、「計画・実施のみ」とする。

エ 計画につい[illegible]

□（2）PDCA 管理サ[illegible]、次のアからエまでに示す手順に従い運用されている場合で、それぞれの手順を実行するための組織・体制のこととする。

ア CO2 削減推進会議において決定された事項に基づき、詳細な CO2 削減対策計画を策定する。

イ 策定された計画に基づいて、CO2 削減対策を実施する。

ウ 実施された CO2 削減対策の効果を確認する。

エ 確認した効果をもとに、認定申請事業所の管理標準や管理運用マニュアルの内容確認及び修正を行う。

□（3）実施された内容は、過去に実施した事項でも該当するものとする。

検証チェック項目	根拠書類等
□CO2 削減対策の実施に関連した PDCA 管理サイクルがルール化されており、その実施体制の組織図が作成されているか。 □PDCA 管理サイクルに従って実施した CO2 削減対策の項目と実施内容が一覧表で整備さ[illegible]されているか。 □評価書の[illegible]	□PDCA 管理サイクルの実施体制の組織図 □CO2 削減対策の項目と実施内容の[illegible] □[illegible] □管理運用マニュアル □その他（　　）

評価項目の概要と特徴

（1）一般的にPDCA管理サイクルとは、計画（Plan）、実施（Do）、確認（Check）、処置（Action）のサイクルを示し、この手順に従って、問題点を修正していくことが重要となる。

（2）CO2削減目標を達成するためには、PDCA管理サイクルを構築し、適正に進捗状況を管理することが重要となる。

PDCAサイクルのイメージ

［出典］「省エネチューニングマニュアル」(財)省エネルギーセンター

認定基準

各評価項目の判断基準

検証チェック項目

根拠書類等

- 検証の判断規準は認定ガイドラインの第３部第２章及び第３章による。
- 評価書の前半部分（第１号様式その2）の判断規準は認定ガイドライン p54～65 （第一区分事業所）、p55～67 （第二区分事業所）を参照する。
- 調書の左側部分（第２号様式）の判断規準は、認定ガイドラインp66～74 （第一区分事業所）、p68～74（第二区分事業所）を参照する。
- 各評価項目（第１号様式その8～15）の判断規準は、認定ガイドライン p75～334（第一区分事業所）、p75～566（第二区分事業所）を参照する。

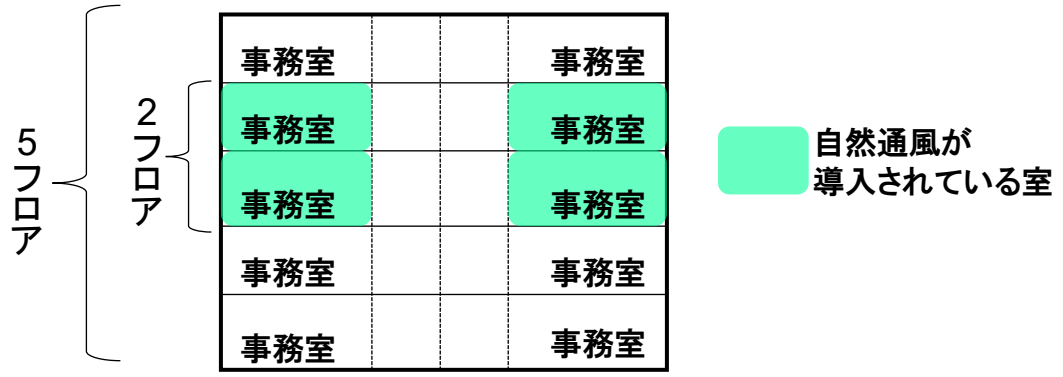
5－3　根拠書類について（1）

根拠書類の例

- 調書作成用シートには、「床面積」・「窓面長さ等」・「誘導灯」・「衛生器具」・「オフィス機器」等、評価にあたり根拠となるシートがないため、調書以外で根拠書類を作成する必要がある。
- 当該根拠書類においては、詳細比率を算出しなくても、概ねの割合を証明できればよい。

（例１）床面積の根拠書類の作成

- Ⅱ1.2「自然通風を利用したシステムの導入」等の評価項目では主たる室用途の床面積に対する導入割合を評価する。
- 主たる用途：事務所、主たる室用途：事務室の場合

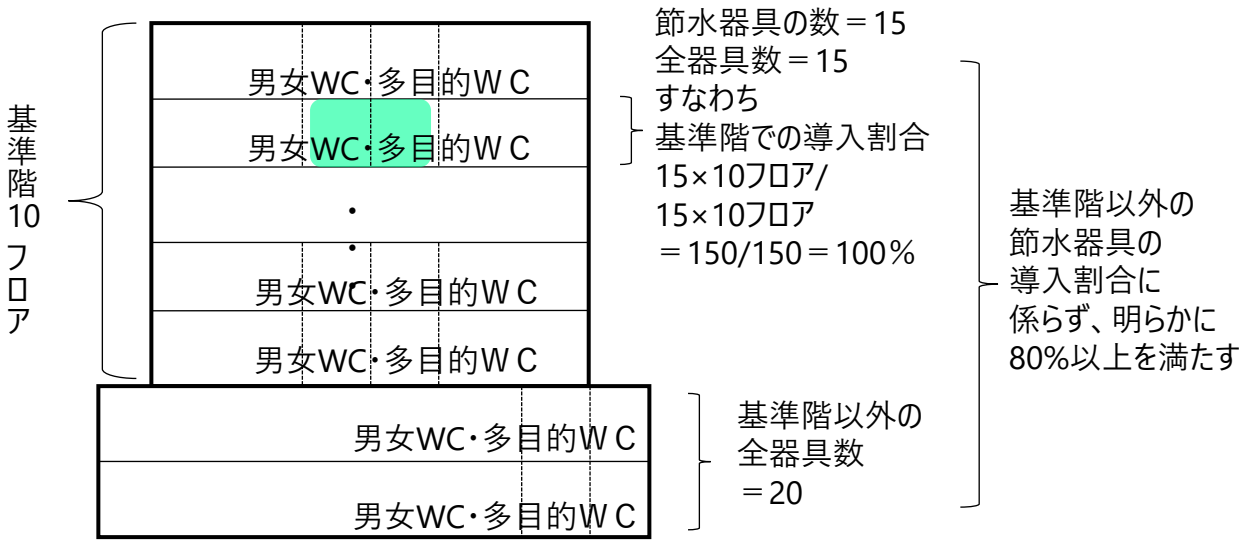


事務室基準階フロア数で計算
（概略計算・図の場合2フロア/5フロア＝40%）

5－4　根拠書類について（2）

（例2）設備数量に係る根拠書類の作成

- Ⅱ3c.2「高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入」、Ⅱ3d.2「大便器の節水器具の導入」等の評価項目では省エネ型設備の、全数量に対する割合を評価する。
- 取組状況の程度は、評価点1：「80％以上に採用」、評価点0.5:「40％以上80％未満に採用」、評価点0：「40％未満に採用又は採用なし」といったように詳細比率を問わず、3択や4択となっている場合が多い。
- 基準階を有する事業所にて、大便器の節水器具数の根拠書類を作成する場合



基準階での導入割合を確認し、全数の調査を行わない
（概略計算・図の場合、80％以上に採用）

5－5　検証の基本的考え方

検証ガイドライン P10,12

- 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準適合に関する検証は、
  以下について第三者の立場でチェック、判断するものである。

  ① 認定申請事業所により行われた自己評価の結果が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているか。
  ② 設備機器、建物等の規模、仕様等の把握及びエネルギー消費量の実績又は推計が適切であるか。

- 検証は認定ガイドライン及び検証チェックリストを用いて実施する。

- 検証において、認定申請事業所に赴き、検証を実施することを実地調査とし、優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を１名以上当該調査に立ち合わせなければならない。
  ただし、検証主任者が検証担当者に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、検証担当者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。

５－６　検証における注意点

同一の事業所の検証を複数年に亘って継続して請け負う場合は、次の点に特に注意して実施する。

- 過去の検証時の記憶や経験をもとに検証を省略しないこと。

  ✓機器の構成や全体のルート確認（レビュー）は毎回実施

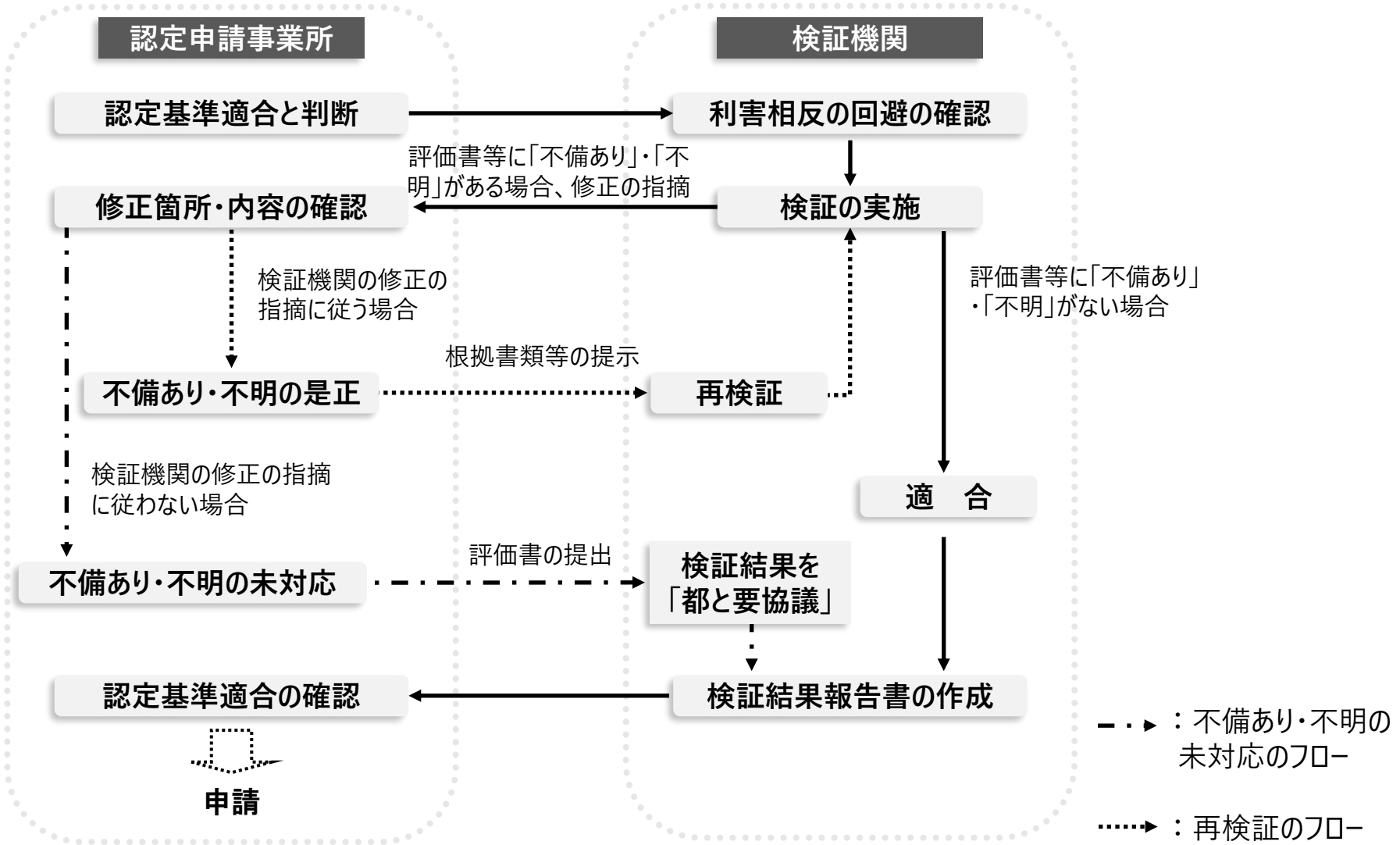
  ✓前回検証時から変更がないと思われる部分も必ず再確認を実施
  （特定の評価項目を除く）

↓

経験の有無に関わらず、ガイドラインの手順に則った検証を実施

5－7　検証のフロー

検証ガイドライン P9



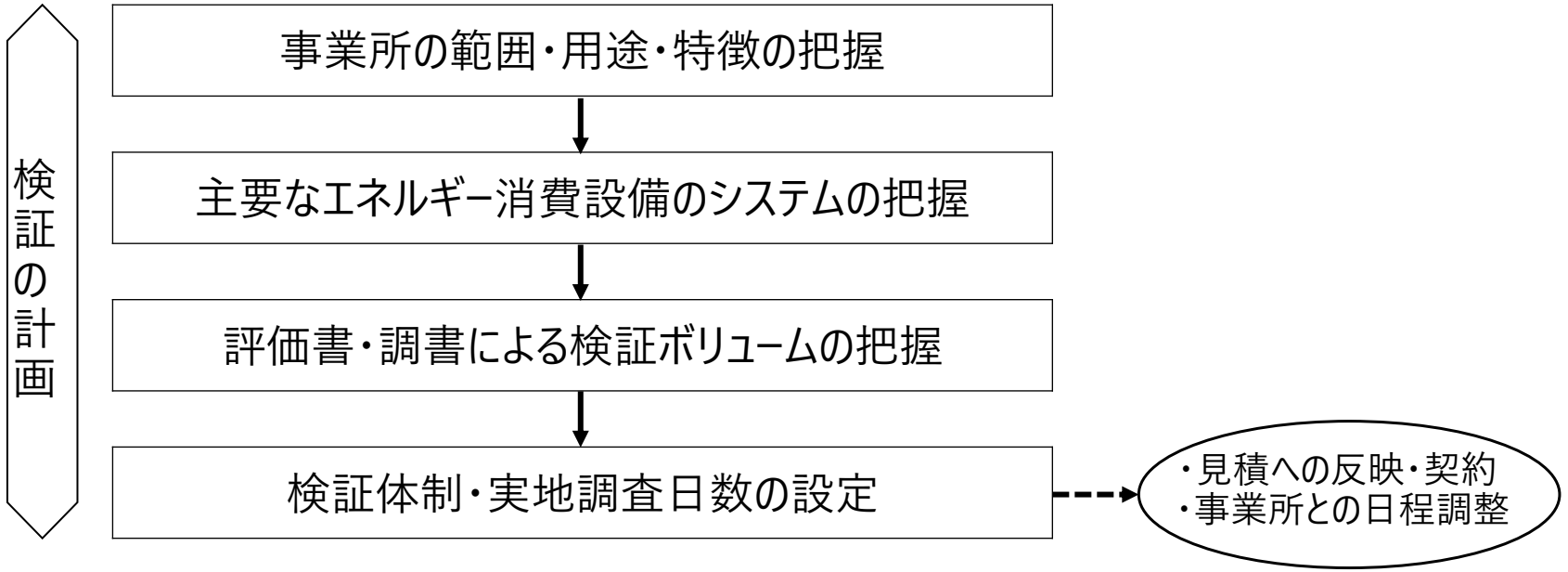
5－8　検証の計画

検証ガイドライン P12～14

利害相反の回避の確認

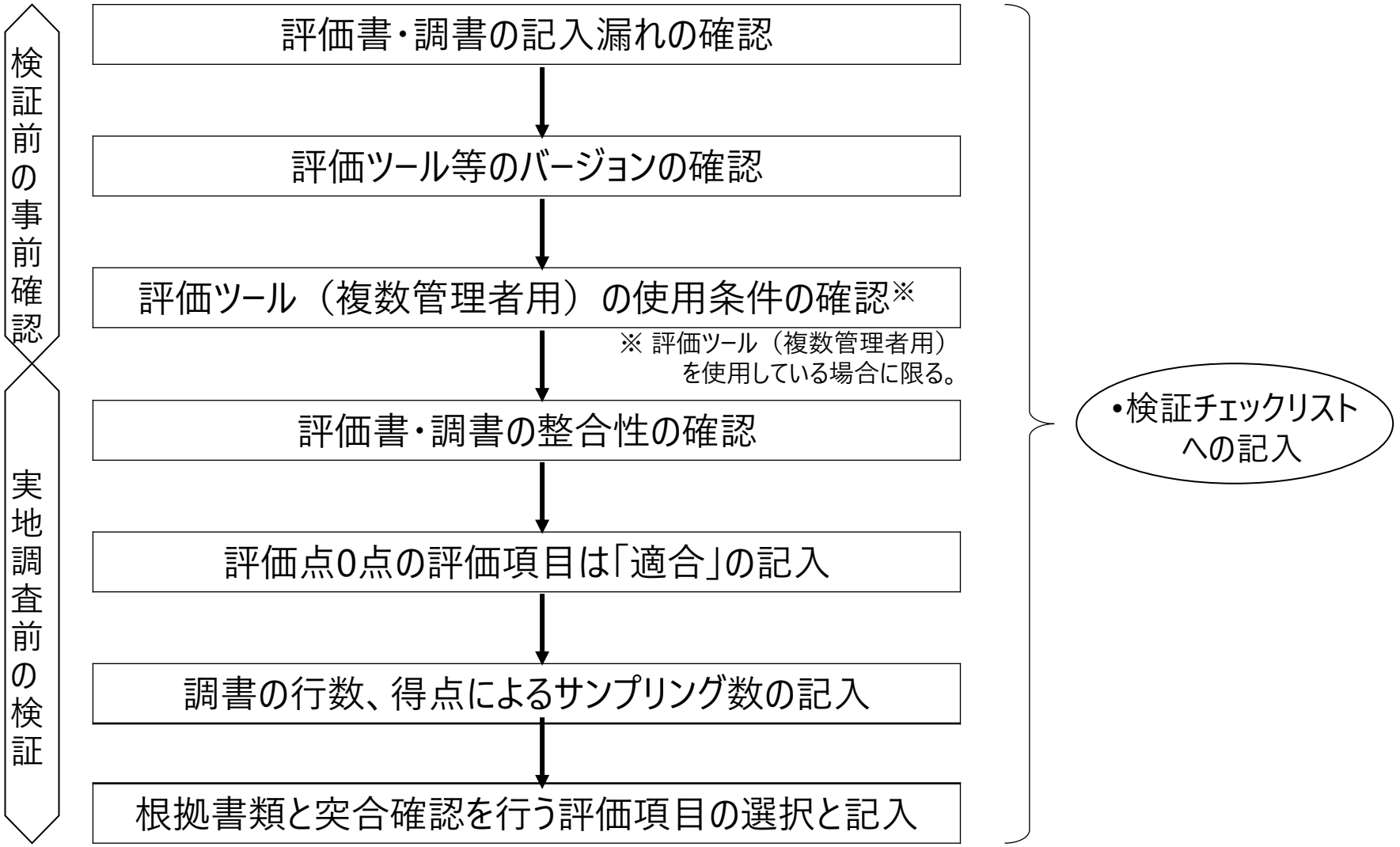
「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認する。

検証の計画のフロー



5－9　実地調査前の検証フロー

検証ガイドライン P20



5－10　実地調査時の検証フロー

検証ガイドライン P21

実地調査時の検証

検証の説明※1

事業所の概要のヒアリング

現地見学 → 可能なものは現地確認の実施

評価書の前半部分※2の確認

区分Ⅰ：調書の2重線の左側部分※3の確認
（区分Ⅱ：調書の2重線左側部分※3及び右側部分※4の確認）

評価書の後半部分※5の確認

区分Ⅰ：調書の2重線右側部分※6の確認
（区分Ⅱ：調書の2重線中央部分※6の確認）

実地調査のまとめ

再検証を行う場合 → 評価書の前半部分※2の確認

検証を終了した場合 → 実地調査の終了

※1 評価に適用される認定基準及び認定ガイドラインの説明、評価の対象期間の説明
実地調査を開始する前に検証主任者にあっては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあっては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示する。

※2　区分Ⅰ：メインシート
区分Ⅱ：メインシート、エネルギー使用量総括表シート、基本情報入力シート

※3　設備機器等の仕様や使用用途の部分
※4　エネルギー使用量の部分
※5　取組状況入力シートの評価項目
※6　取組状況の程度の部分

- 根拠書類等の確認
- 現地確認の実施
- 検証チェックリスト・調書の原本への記入

※評価ツール（複数管理者用）を使用している場合、検証チェックリストは、エネルギー管理者ごと及び認定申請事業所全体で作成する。

5－11　実地調査時の検証フロー

検証ガイドライン P21

実地調査時の検証

検証の説明※1

事業所の概要のヒアリング

現地見学 → 可能なものは現地確認の実施

評価書の前半部分※2の確認

区分Ⅰ：調書の2重線の左側部分※3の確認
（区分Ⅱ：調書の2重線左側部分※3及び右側部分※4の確認）

評価書の後半部分※5の確認

区分Ⅰ：調書の2重線右側部分※6の確認
（区分Ⅱ：調書の2重線中央部分※6の確認）

実地調査のまとめ

再検証を行う場合 → 評価書の前半部分※2の確認

検証を終了した場合 → 実地調査の終了

※1 評価に適用される認定基準及び認定ガイドラインの説明、評価の対象期間の説明
実地調査を開始する前に検証主任者にあっては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあっては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示する。

※2　区分Ⅰ：メインシート
区分Ⅱ：メインシート、エネルギー使用量、総括表シート、基本情報入力シート

※3　設備機器等の仕様や使用用途の部分
※4　エネルギー使用量の部分
※5　取組状況入力シートの評価項目
※6　取組状況の程度の部分

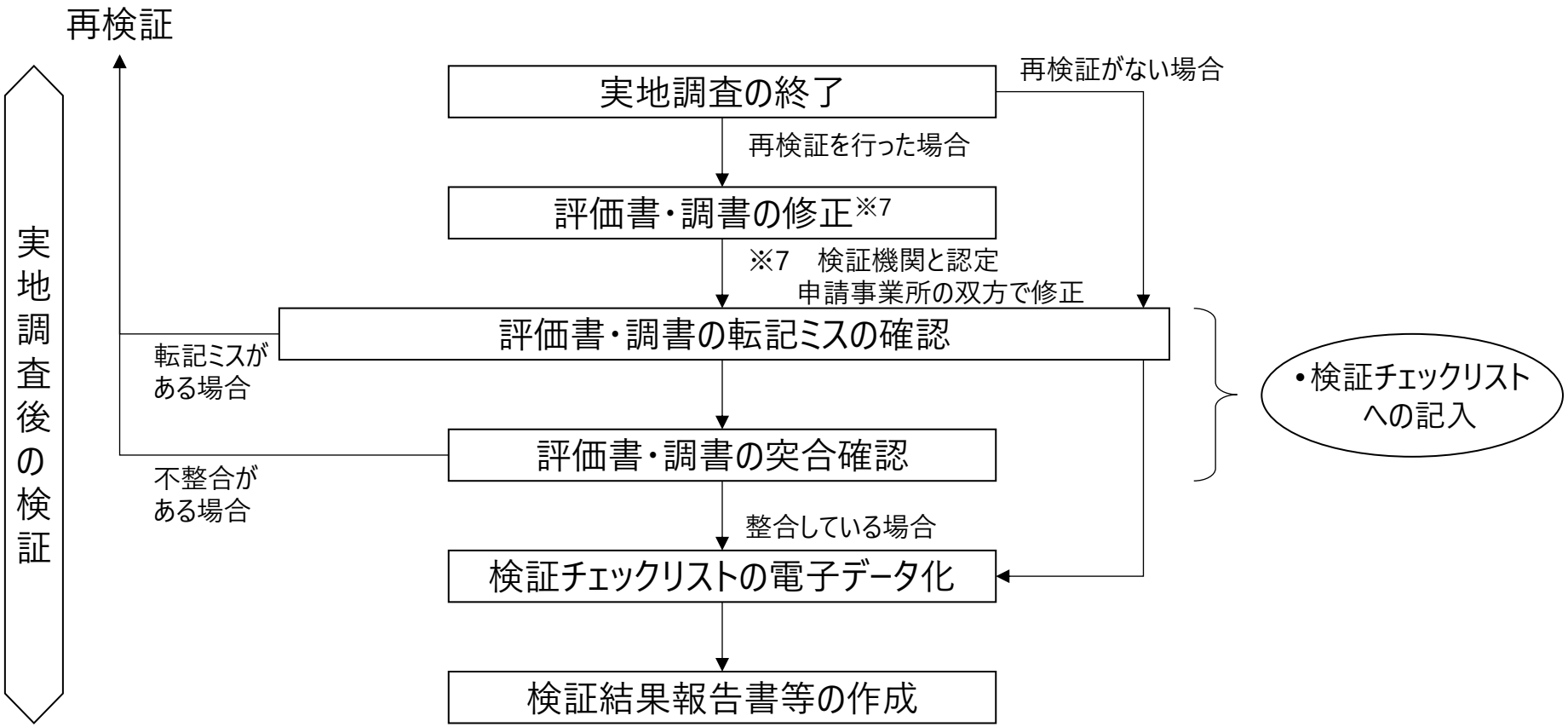
この範囲について、
確認に関することは
検証担当者の立会いをもって代替可能とする。

- 根拠書類等の確認
- 現地確認の実施
- 検証チェックリスト・調書の原本への記入

※評価ツール（複数管理者用）を使用している場合、検証チェックリストは、エネルギー管理者ごと及び認定申請事業所全体で作成する。

5－12　実地調査後の検証フロー

検証ガイドライン P21



5－13　検証チェックリストを用いた検証

検証ガイドライン P41～78（区分Ⅰ）、P79～149（区分Ⅱ）

- 検証チェックリストは、検証において確認が必要な事項がすべて「検証チェック項目」としてリスト化され、検証結果が記録できるようになっている。

  （認定ガイドラインp76～334（区分Ⅰ）、p76～566（区分Ⅱ）の「各評価項目の解説」に、検証チェックリストと同内容の検証チェック項目、根拠書類等を記載している。）

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その8

認定ガイドライン　第1号様式その8関連

Ⅰ．一般管理事項

1.　エネルギー管理体制の整備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅰ.1.1	CO_2削減推進会議の設置及び開催	－	□ 申請前年度に開催されたCO_2削減推進会議、特定テナント連絡会議及びテナント説明会の担当者名簿、議事録及び配布資料が作成されているか。 □ CO_2削減推進会議に、統括管理責任者、技術管理者及びエネルギー管理責任者が出席しているか。 □ CO_2削減推進会議、特定テナント連絡会議及びテナント説明の議題が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 □ 欠席したテナントがある場合は、そのテナントに会議における配布資料や議事録が配布されていることを、根拠書類で確認できるか。 □ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 □ 除外する場合、特定テナントが無いこと、テナントが無いことを、根拠書類で確認できるか。	□ CO_2削減推進会議、特定テナント連絡会議及びテナント説明会の担当者名簿 □ CO_2削減推進会議、特定テナント連絡会議及びテナント説明会の議事録（出席者名簿を含む） □ CO_2削減推進会議、特定テナント連絡会議及びテナント説明会の配布資料	－					
Ⅰ.1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	－	□ CO_2削減対策の実施に関連したPDCA管理サイクルがルール化されており、その実施体制の組織図が作成されているか。 □ PDCA管理サイクルに従って実施したCO_2削減対策の項目と実施内容が一覧表で整備され、全ての事項について、その事実が確認できる資料が保管されているか。 □ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	□ PDCA管理サイクルの実施体制の組織図 □ CO_2削減対策の項目と実施内容の一覧表 □ 計画書 □ 報告書 □ 管理運用マニュアル □ その他（　　）	－					
Ⅰ.1.3	環境認証の取得	－	□ 認証を示す取得証明書等が保管されているか。 □ 自己評価でなく、認定機関からの認証を受けたものであることが確認できるか。	□ 認証証明書等 □ その他（　　）	－					

2.　図面、管理標準等の整備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅰ.2.1	図面・改修履歴等の整備	－	□ 建築、空調設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備、その他設備の竣工図、主要な設備の機器完成図及びエネルギー消費設備に関わる改修履歴がわかる図面（過去にエネルギー消費設備に関わる改修を行っている場合に限る。）が、図書又は電子データとして整備及び保管されているか。 □ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	□ 竣工図の図書又は電子データ □ 機器完成図及び改修履歴のわかる図面の図書又は電子データ	－					
Ⅰ.2.2	設備台帳等の整備	－	□ 設備台帳が電子データで保管されているか。 □ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	□ 設備台帳 □ システム概要書 □ 現地確認（全数）	－					
Ⅰ.2.3	管理標準等の整備	－	□ 省エネ法の事業者の判断基準に基づいた管理標準及び設備機器の運転操作マニュアルが整備されているか。 □ 管理標準及び設備機器の運転操作マニュアル通りに設備が運用されているか。	□ 管理標準及び設備機器の運転操作マニュアル	－					

（日本産業規格A列4番）

※ なお、評価項目で、評価点が０点である場合、検証を行わず「適合」を選択してよい。

5－14　根拠書類等・サンプリング数

📖 検証ガイドライン P22～23

根拠書類等

- 検証主任者等は、各検証チェック項目における検証結果を判断するための十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。
- 根拠書類には、公的な書類、認定申請事業所の図面等を用いることができる。
  - 機器完成図
  - 竣工図
  - 機器台帳
  - 運転実績データ 等
- 現地確認では、評価項目の評価内容について、実際に採用又は実施されているかどうか、根拠書類に誤りがないか、確認する必要がある。

サンプリング数

- 調書に係る検証チェック項目の検証に当たって、サンプリング数の欄には検証チェック項目に対して判断を行う上で選択したサンプリングの総数を示す。検証主任者等は、再検証も含めた最終的なサンプリングの数を記入する。

5－15　現地確認

検証ガイドライン P22～23

現地確認

- 現地確認では、評価項目の評価内容について、実際に正しく採用又は実施がされているかどうか、根拠書類の内容が正しいかどうか、実際の場所や設備機器の実物等を確認する必要がある。
- ただし、根拠書類の確認により十分に正しく採用又は実施されていることが確認でき、その内容が正しいことが判断できる場合は、これを省略することができる。
- 現地確認の方法には、全数と抜き打ちの２種類があり、抜き打ちの場合は、２箇所（対象が１箇所しか無い場合は１箇所）に対して実施することとする。
- 箇所とは、室又は機器の置き場を基本単位とし、１箇所に現地確認の対象物が複数ある場合は、対象物を２つ（対象物が２つに満たない場合は、全て）を選択して確認する。
- 機器性能上、正当な理由により現地確認が実施できない場合であって、検証ガイドライン第３部第３章２各評価項目の取組状況の程度の適合に関する判断基準を示す取組状況の程度の検証に係わる判断基準に適合すると判断できる場合は、検証チェックリストの不備有り又は不明の判断基準の欄に現地確認できない理由を明記のうえ、「適合」とすることが出来る。

5－16　検証結果の判断基準

検証ガイドライン P23～24、P32～33

項目等ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適　　合	評価書等に記載された内容が、認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されている。又は認定申請事業所の実態と整合している。
不備あり	記載すべき内容であるにもかかわらず評価書等に記載がない、記載された内容が正しくない、評価書等に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていない、又は認定申請事業所の実態と整合していない。
不　　明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、評価書等に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されているかどうか、又は認定申請事業所の実態と整合しているかどうかの判断ができない。
該当なし	認定申請事業所に評価対象項目に該当する設備がないなどの場合。

※ 検証を進めていくうえで、検証機関が認定ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。（P32,33）

※ 誤字・脱字等評価や検証に影響の無い軽微なものは、「適合」とする。

5－17　検証結果の記録

検証ガイドライン P24

- 検証主任者等は、検証結果として、検証チェックリストの「適合」、「不備あり」、「不明」、「該当なし」の欄に、「○」の印を記入する。
- 検証結果が「不備あり」又は「不明」の場合、不備あり又は不明の判断理由の欄にその理由の概要を記入する。
- 再検証の後、「不備あり」又は「不明」が「適合」になった場合、不備あり又は不明の判断理由の欄に履歴を記入し、「適合」の欄に「○」の印、「不備あり」又は「不明」の欄に「●」の印を記入し、検証の経緯を記録に残す。
- 検証チェックリストは、電子データで認定申請事業所に提出する必要があるため、実地調査における、検証チェックリストの内容を電子データ化する。

5－18　過小評価、修正の自己申告がある場合の対応

📖 **検証ガイドライン P25**

過小評価がある場合の対応

- 評価項目の検証において、認定申請事業所が実際の取組状況と異なる過小評価を行っていることを発見した場合であっても、自己評価の評価点が 0 点であるときは変更しない。
- 同様の場合で、自己評価の評価点が 0 点でなく、かつ、根拠書類等により実際の取組状況が数値等で明確に判断できるときは、正しい数値等になるよう、修正の指摘を行う。
- 明確に判断できないときは、事業所の判断を優先させる。

修正の自己申告がある場合の対応

- 評価書及び調書が検証機関に提出され、実地調査前の検証を開始した後に、認定申請事業所から修正の自己申告があった場合は、該当する箇所を「不備あり」として取扱う。

5－19　不備あり又は不明の場合の対応

検証ガイドライン P25

- 「不備あり」又は「不明」であった場合には、認定申請事業所に対し、その評価項目等について、評価書又は調書を修正するよう指摘する。
- 修正箇所は、検証で発見した箇所に限定するものとし、認定申請事業所は他の箇所の修正を行わないものとする。
- 評価項目に対する検証結果が「不備あり」又は「不明」であった場合、取組状況の評価点を０点にすると評価項目に対する検証結果は「適合」になることを伝える。
- 認定申請事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、当該対応策を検証主任者等に提示して再検証の実施を求め、検証主任者等はこれに対応しなければならない。
- ただし、ここで言う対応策とは、現地や根拠書類に基づく、集計、拾い図、調書、評価書の作成又は修正とし、Ⅰ 一般管理事項及びⅢ事業所及び設備の運用に関する事項に関する根拠書類そのものの作成は、評価対象期間が終了しているため、認めない。

5 －20　再検証の実施、突合確認、不備あり又は不明のまま残った場合の対応

📖 検証ガイドライン P25～26

再検証の実施

認定申請事業所から提示された対応策については、当日又は後日、実地調査の期間内に再検証を実施し、内容を確認する。

突合確認

- 検証機関は、修正を指摘した箇所以外の部分で修正が行われていないことを確認しなければならない。
- この確認は、次の２つの評価書の総合得点と不合格の要件の数、調書の合計の欄の数値を突合させることで行う。

ア 認定申請事業所が自ら修正し、検証機関に再提出したもの

イ 検証機関が、最初に認定申請事業所から提出された評価書及び調書に対して、指摘どおりに修正を加えたもの

「不備あり」又は「不明」が残った場合の対応

- 「不備あり」又は「不明」であった場合には、その理由の概要を「不備あり又は不明の判断理由」欄に記入し、理由の詳細について検証結果の詳細報告書の４　東京都の要協議の事由に記入する。
- 東京都が判断するための情報を可能な限り入手して添付しなければならない。

5－21　調書の検証

検証ガイドライン P26～31

- 検証チェックリストの各評価項目の中で、調書の有無の欄に「○」の印があるものは調書に対して検証を行う必要がある。
  - （共通）設備機器等の仕様や使用用途の部分【調書の２重線左側部分】
    →機器完成図や竣工図等の根拠書類からサンプリングの対象を決定する。
  - （共通）取組状況の程度の部分【調書の２重線右側部分（第二区分事業所は調書の中央部分）】
    →調書に記載されている設備機器等からサンプリングの対象を決定する。
  - （第二区分事業所）エネルギー使用量の部分【調書の２重線右側部分】
    →調書に記載されている設備機器等からサンプリングの対象を決定する。
- 調書の整合性については全行数を、調書の記入内容と根拠書類との整合性については検証対象となる設備機器等をサンプリングして確認する。
- サンプリングされた設備機器等の仕様、規模、性能、機能等については、調書の内容と機器完成図や竣工図などの第三者が作成した図面や図書に記載されているデータ等とを確認する。
- サンプリングにより選択したデータ記入行等が明らかになるように、認定申請事業所から提出された調書の原本に直接チェックマーク等を記入することとする。このチェックマーク等を記入した調書の原本は、検証結果報告書等とともに認定申請事業所へ提出する。

5－22　検証の方法

検証ガイドライン P27

- 認定申請事業所の実態と整合しているか、すべて漏れなく、また正しく記載されているか、実績値が適切であるかなどを確認して行う。
- 実地検証前の評価書・調書の整合の確認は、評価漏れ、過大評価及び不整合の発見を目的とし、以下の内容について、調書の全行数に対して確認を行う。（同一調書内での整合性に問題がある場合は原則、セルが赤色に変化する）

  - 用途別床面積と空調・照明等の設備機器の系統名又は室名との関連
  - 熱源機器・冷却塔・空調用ポンプ、空調機・ファン等のシステム上の関連
  - 使用用途・評価項目の対象室と空調機等の機器名称にある系統名との関連　　など

5－23　設備機器等の仕様・使用用途の部分のサンプリング方法

検証ガイドライン P28

- 機器完成図や竣工図などの根拠書類から検証を行う設備機器等をサンプリングし、設備機器等の仕様や使用用途の部分等の記載内容と整合しているかどうかを検証する方法である。
- サンプリングに当たっては、根拠書類又は現地から、仕様の異なる５種類のサンプリング対象を選択する。ただし、調書の記載が５行に満たない場合は、全行数を選択する。
- サンプリング時の留意事項として、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランス良く選択する。また、実地調査時に発見した状況に応じて、誤りが生じる可能性が高いと推察されるものを検証留意事項として念頭において、サンプリングの対象とすることが望ましい。
- 検証の対象としたデータ記入行の数値、状況等は、対象としたことが明らかになるように赤等の色を使い、直接、調書の原本にマーク等を記入する。

5－24　取組状況の程度の部分のサンプリング方法

検証ガイドライン P28～29

- 調書に記載されている評価項目ごとに、検証を行う設備機器等をサンプリングした上で検証する方法である。
  - 各評価項目の得点が１点以上の場合、原則、取組が採用又は実施されている設備機器等の調書５行分とする。ただし、調書の記載が５行に満たない場合は、全行数とする。
  - 各評価項目の得点が１点未満の場合、原則、取組が採用又は実施されている設備機器等の調書２行分とする。ただし、調書の記載が２行に満たない場合は、全行数とする。
- 評価内容に関して取組が複数設定されており、また、それが併用して選択できる評価項目の場合、いずれかの取組の採用又は実施がされているものを基本単位としてサンプリングの数を計算する。
- 検証の対象としたデータ記入行の数値や状況等は、対象としたことが明らかになるように赤等の色を使い、直接、調書の原本にマーク等を記入する。

5－25　エネルギー使用量の部分のサンプリング方法（※第二区分事業所のみ）

検証ガイドライン P29～30

- 調書に記載された設備機器等の年間稼働時間及び負荷率、実測値のいずれかがすべて漏れなく記入されていることを確認した上で、その数値の妥当性をサンプリングにより確認する方法である。
  - サンプリングに当たっては、原則、設備機器等の調書 5 行分とする。ただし、調書の記載が 5 行に満たない場合は、全行数とする。
  - サンプリング時の留意点として、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランス良く選択すること。
- 検証の対象としたデータ記入行の数値や状況等は、対象としたことが明らかになるように赤等の色を使い、直接、調書の原本にマーク等を記入することとする。

5－26　調書におけるサンプリング方法（第一区分事業所）

検証ガイドライン P29

設備機器等の仕様や使用用途の部分

取組状況の程度の部分

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その4

空調機その1

最も古い設備の設置年度 2014　2013年度以降設置の設備の割合 100.0%

No	設置年度	機器記号	機器名称	送風量 [m³/h]	外気導入量 [m³/h]	冷却能力 [kW]	加熱能力 [kW]	ファン電動機出力 [kW]	台数	空調機(外調機・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ機械室・電気室を除く。)	エレベーター機械室・電気室	24時間空調外気導入	厨房用外気導入	医療施設用外気導入	ファンコイルユニット	Ⅱ3b.1 プラグファン	モータ直結形ファン	永久磁石(IPM)モータ	ﾌﾟﾚﾐｱﾑ効率(IE3)モータ	高効率(IE2)モータ	楕円管熱交換器
				—	—	No.6	—	No.24	—	No.26	—	—	No.30	—	No.7						
										使用用途											
取組状況の程度				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95%	95%	0%	0%	100%	0%
										1.3kW	44.4kW	0m3/h	86,100m3/h	0m3/h	200.0kW	876.5kW	876.5kW	0.0kW	0.0kW	920.9kW	0.0kW
1	2014										○									○	
2	2014										○									○	
3	2014															○	○			○	
4	2014	OAC-SP4-10-B1F	B1F店舗4～10	12,300	12,300	134.2	126.2	11.0	7				○			○	○			○	
5	2014	AC-EH-B1F	B1Fエントランスホール	6,300	2,530	59.9	32.2	7.5	1	○						○	○			○	
6	2014	AC-EH-1F	1Fエントランスホール	9,400	1,780	59.3	36.4	7.5	1	○						○	○			○	
7	2014	AC-OEH-2F	2Fオフィスエントランスホール	27,300	4,110	189.1	130.2	18.5	1	○											
8	2014	AC-CE-3F	3F会							○											
9	2014	AC-DK-3F	3F大							○											
10	2014	OAC-CK-3F	3F中																		
11	2014	OAC-4-33F	4～33																		
12	2014	AC-1I-4-33F	4～33							○											
13	2014	AC-1P-4-33F	4～33							○											
14	2014	AC-2I-4-33F	4～33							○											
15	2014	AC-2P-4-33F	4～33F事務室2ﾍﾟﾘﾒｰﾀ	2,000		6.8	4.8	0.8	30	○											
16	2014	AC-3I-4-33F	4～33F事務室3インテリア	6,900		50.9	25.8	3.7	30	○											
17	2014	AC-3P-4-33F	4～33F事務室3ﾍﾟﾘﾒｰﾀ	2,000		6.8	4.8	0.8	30	○											
18	2014	AC-4I-4-33F	4～33F事務室4インテリア	6,900		50.9	25.8	3.7	30	○											
19	2014	AC-4P-4-33F	4～33F事務室4ﾍﾟﾘﾒｰﾀ	2,000		6.8	4.8	0.8	30	○						○	○			○	
20	2014	OAC-34F	34F事						1												
21	2014	AC-1I-34F	34F事						1	○											
22	2014	AC-1P-34F	34F事						1	○											
23	2014	AC-2I-34F	34F事						1	○											
24	2014	AC-2P-34F	34F事						1	○											
25	2014	AC-3I-34F	34F事						1	○											
26	2014	AC-3P-34F	34F事						1	○											
27	2014	AC-4I-34F	34F事						1	○											
28	2014	AC-4P-34F	34F事						1	○											
29	2014	AC-EV-14F	14FEV						2		○										
30	2014	AC-EV-25F	25FEV機械室	9,000		62.0		5.5	2		○										

得点が1点以上の評価項目

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」のサンプリングの基本単位

サンプリングは、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランスよく選択する。

「評価内容に関して取組が複数設定されており、また、それが併用して選択できる評価項目の場合」
いずれかの取組が採用又は実施がされているものを基準単位としてサンプリングの数を計算

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」
5行分をサンプリング
(ただし5行に満たない場合は全行数をサンプリング)

「取組状況の程度の部分」
・得点が1点以上:5行分
・得点が1点未満:2行分をサンプリング
(ただし5行(2行)に満たない場合は全行数をサンプリング)

5－27　調書におけるサンプリング方法（第二区分事業所）

検証ガイドライン P30

設備機器等の仕様や使用用途の部分　　取組状況の程度の部分　　エネルギー使用量の部分

第2号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所））その4

熱源ポンプ

No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	－	Ⅱ1b.5	Ⅱ1b.6	Ⅱ1b.8			Ⅱ1b.11	Ⅱ1b.12	Ⅱ1b.13	Ⅱ1b.22	エネルギー使用量				
				種別																		
				熱源2次ポンプ	熱源1次ポンプ	冷却水ポンプ	電動機出力[kW]	台数	熱源2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	熱源2次ポンプの3台以上に分割又は小容量ポンプ	永久磁石（IPM）モータ	プレミアム効率（IE3）モータ	高効率（IE2）モータ	熱源1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	熱源2次ポンプの末端差圧制御	熱源2次ポンプの送水圧力設定制御	年間稼働時間[h/年]	負荷率	推計値[MWh/年]	実測値[MWh/年]	採用値[MWh/年]
取組状況の程度				－	－	－	－	－	100%	100%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	－	－	－	－	－
合計				111.0kW	148.0kW	220.0kW	479.0kW	14台	111.0kW	111.0kW	0.0kW	0.0kW	479.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	－	－	1,302MWh/年	200MWh/年	1,396MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	55.0	3					○					3,000	1.00	495		495
2	ユーティリティ	PC-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷水ポンプ		○		37.0	3					○					3,000	1.00	333		333
3	ユーティリティ	PCD-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1					○					4,000	1.00	220		220
4	ユーティリティ	PC-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		37.0	1					○					4,000	1.00	148		148
5	ユーティリティ	PC-2-1～3	冷水2次ポンプ	○			22.0	3	○	○			○					4,000	0.40	106	200	200
6	ユーティリティ	PH-2-1～3	温水水2次ポンプ	○			15.0	3	○	○			○							0		0
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						

得点が1点以上の評価項目

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」のサンプリングの基本単位

「取組状況の程度の部分」
・得点が1点以上：5行分
・得点が1点未満：2行分
をサンプリング
（ただし5行(2行)に満たない場合は全行数をサンプリング）

サンプリングは、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランスよく選択する。

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」
5行分をサンプリング
（ただし5行に満たない場合は全行数をサンプリング）

「エネルギー使用量の部分」
5行分をサンプリング
（ただし5行に満たない場合は全行数をサンプリング）

5－28　関連データとの突合せ、調書の原本への記録方法

検証ガイドライン P30～31

関連データとの突合せ

- 検証対象としたデータ記入行及び箇所の数値や状況等について、原則として機器完成図や竣工図などの第三者が作成した図面や図書に記載されているデータ等と突合わせ、以下のように判断する。
  - 一致する場合には「適合」
  - 一致しない場合には「不備あり」
  - 関連データ等が不足・欠損している場合には「不明」
- その上で、検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった箇所には、直接調書の原本に「×」を記入する。

調書原本への記録方法

- 調書にはサンプリングにより選択したデータ記入行等が明からになるように、認定申請事業所から提出された調書の原本に直接チェックマーク等を記入する。
- 調書は、原則として、最初に認定申請事業所から提出されたものを原本とする。

5－29　設備機器等の仕様や使用用途、取組状況の程度の部分に誤りがあった場合の対応

検証ガイドライン P31

- サンプリングしたものの中に図面、図書等の根拠書類と一致しない等の誤りがあった場合、以下に示す通りに対応を行う。なお、実地調査中においてサンプリングを行った以外の誤りを発見した場合は当該箇所の修正指示を行う。

設備機器等の仕様や使用用途の部分

- サンプリング検証の結果、1箇所でも「不備あり」又は「不明」があった場合、誤りの箇所を指摘した上で当該調書に関連する評価項目の評価点が全て0点になることを指摘する。
- 再検証は２回までとし、「不備あり」又は「不明」となった場合は、当該調書に関連する評価項目の評価点を全て0点に修正して「適合」とする。

取組状況の程度の部分

- サンプリング検証の結果、1箇所でも「不備あり」又は「不明」があった場合誤りの箇所を指摘した上で当該評価項目の評価点が0点になることを指摘する。
- １つの評価項目に対する再検証は２回までとし、「不備あり」又は「不明」となった場合は、評価点を0点に修正して「適合」とする。

5－30　エネルギー使用量の部分に誤りがあった場合の対応（第二区分事業所のみ）

検証ガイドライン P32

- サンプリングしたものの中に根拠書類と一致しない誤りがあった場合、以下に示す通りに対応を行う。

エネルギー使用量の部分

- サンプリング検証の結果、1箇所でも「不備あり」又は「不明」があった場合、その部分を修正するように指示する。
- サンプリングした５行の中に、「不備あり」又は「不明」が無くなるまで、又はサンプリング対象が無くなるまで行う。

5－31　調書左側部分のサンプリング方法と記入例

左側部分

検証①

第2号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所））その4

熱源ポンプ

No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	―	Ⅱ1b								Ⅱ1b.22	エネルギー使用量				
				種別			電動機出力 [kW]	台数	熱源2次ポンプ台数制御及びインバータによる変流量制御	又は小容量ポンプ	モータ	モータ	モータ	インバータによる変流量制御	インバータによる変流量制御	圧制御	熱源2次ポンプの水圧力設定制御	年間稼働時間 [h/年]	負荷率	推計値 [MWh/年]	実測値 [MWh/年]	採用値 [MWh/年]
				熱源2次ポンプ	熱源1次ポンプ	冷却水ポンプ																
取組状況の程度				―	―	―	―	―	100%	100%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	―	―	―	―	―
合計				111.0kW	148.0kW	220.0kW	479.0kW	14台	111.0kW	111.0kW	0.0kW	0.0kW	479.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	―	―	1,302MWh/年	200MWh/年	1,396MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	55.0	3					○					3,000	1.00	495		495
2	ユーティリティ	PC-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷水ポンプ		○		37.0	3					○					3,000	1.00	333		333
3	ユーティリティ	PCD-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1					○					4,000	1.00	220		220
4	ユーティリティ	PC-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		37.0	1					○					4,000	1.00	148		148
5	ユーティリティ	PC-2-1～3	冷水2次ポンプ	○			22.0	3	○	○			○					4,000	0.40	106	200	200
6	ユーティリティ	PH-2-1～3	温水水2次ポンプ	○			15.0	3	○	○			○							0		0
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						

サンプリングした機器の番号に「○」を記入する。

根拠書類等の中から仕様が異なる5種類のサンプリング対象を抽出。
（ただし5種類に満たない場合は全数をサンプリング）

「不備あり」又は「不明」の箇所は「×」を記入。
（この場合のように、同一行の「不備」又は「不明」は、1箇所とみなす。）

5－32　調書中央部分のサンプリング方法と記入例

・得点が1点以上：5行分
・得点が1点未満：2行分
　をサンプリング。
（ただし5行(2行)に満たない
　場合は全行数をサンプリング）

中央部分

得点が1点未満の評価項目

検証①

第　事業所））その4

No	管理区分	機器記号	機器名称	種別 熱源2次ポンプ	種別 熱源1次ポンプ	種別 冷却水ポンプ	No.1 電動機出力[kW]	台数	Ⅱ1b.5 熱源2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	Ⅱ1b.6 熱源2次ポンプの3台以上に分割又は小容量ポンプ	永久磁石(IPM)モータ	Ⅱ1b.8 プレミアム効率(IE3)モータ	高効率(IE2)モータ	Ⅱ1b.11 熱源1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	Ⅱ1b.12 冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	Ⅱ1b.13 熱源2次ポンプの末端差圧制御	Ⅱ1b.22 熱源2次ポンプの送水圧力設定制御	エネルギー使用量 年間稼働時間[h/年]	負荷率	推計値[MWh/年]	実測値[MWh/年]	採用値[MWh/年]
取組状況の程度				－	－	－	－	－	100%	100%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	－	－	－	－	－
合計				111.0kW	148.0kW	220.0kW	479.0kW	14台	111.0kW	111.0kW	0.0kW	0.0kW	479.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	－	－	1,302MWh/年	200MWh/年	1,396MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	55.0	3					○							495		495
2	ユーティリティ	PC-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷水ポンプ		○		37.0	3					○							333		333
3	ユーティリティ	PCD-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1					○							220		220
4	ユーティリティ	PC-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		37.0	1					○							148		148
5	ユーティリティ	PC-2-1～3	冷水2次ポンプ	○			22.0	3	○	○			×					4,000	0.40	106	200	200
6	ユーティリティ	PH-2-1～3	温水水2次ポンプ	○			15.0	3	○	○			×							0		0
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						

「不備あり」又は「不明」の箇所は「×」を記入。

サンプリングの対象(2行)

5－33　調書右側部分のサンプリング方法と記入例

調書から5行分をサンプリング。
（ただし5行に満たない場合は
全数をサンプリング）

右側部分

検証①

第2号様式（優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所））その4

熱源ポンプ

数値の妥当性は、以下の点等に注意して確認する。
・インバータ機器の負荷率が1.0となっていないかどうか。
・年間稼働時間が事業所の操業時間と著しく乖離していないかどうか。
・定格で連続稼動する機械の負荷率が、1.0未満となっていないかどうか。　等

				No.2	No.3	No.4	No.1	—	Ⅱ1b.5	Ⅱ1b.6	Ⅱ1b.8			Ⅱ1b.11	Ⅱ1b.12	Ⅱ1b.13	Ⅱ1b.22	エネルギー使用量				
				種別					熱源2次	熱源2次				熱源1次	冷却水ポの台御又インタに変流制御	熱源2次ポンプの末端差圧制御	熱源2次ポンプの送水圧力設定制御	年間稼働時間[h/年]	負荷率	推計値[MWh/年]	実測値[MWh/年]	採用値[MWh/年]
															0%	0%	0%	—	—	—	—	—
															0.0kW	0.0kW	0.0kW	—	—	1,302MWh/年	200MWh/年	1,396MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	55.0	3					○					3,000	1.00	495		495
2	ユーティリティ	PC-RH-1-3	直焚吸収冷温水機用冷水ポンプ		○		37.0	3					○					3,000	1.00	333		333
3	ユーティリティ	PCD-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1					○					4,000	1.00	220		220
4	ユーティリティ	PC-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		37.0	1					○					4,000	1.00	148		148
5	ユーティリティ	PC-2-1～3	冷水2次ポンプ	○			22.0	3	○	○			○					4,000	0.40	106	200	200
6	ユーティリティ	PH-2-1～3	温水水2次ポンプ	○			15.0	3	○	○			○						0.50	0		0
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						

根拠書類と数値が異なる場合は「不備あり」とし、根拠書類の数値を記入。

5－34　検証機関による質問

検証ガイドライン P32～33

- 検証を進めていくうえで、検証機関が検証ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。

- 検証開始後の当該認定申請事業所に関する質問は、すべて検証機関を通して文書（メールを含む。）で行うものとする。なお、東京都は、質問に対する回答の信頼性を担保するために、原則として、検証開始後の当該認定申請事業所から直接来た質問に対しては、改めて検証機関から質問するように要請するが、他の認定申請事業所にも共通する質問に回答している場合もあるため、検証機関は必ず東京都から検証機関に回答したもので判断する。

5－35　検証結果の品質管理

検証ガイドライン P34

- 検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が、本ガイドラインに従い、適切な検証が行われているかどうか客観的に評価しなければならない。
- 検証精度確保部門による検証結果の確認内容は、以下の観点から実施する。
  また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

プロセスレビュー

- 検証機関が定めた手続きに沿って検証が行われ、そのすべての手続きが完了しているか。

テクニカルレビュー

- 検証意見が適切なものであるか。

- 品質管理手続きを終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任を持って検証意見を確定させなければならない。

5－36　検証結果報告書等の作成

検証ガイドライン P34～35

- 検証結果の品質管理レビューで検証結果が問題ないと判断された場合は、検証結果報告書（P150）・検証結果詳細報告書（P39）を作成する。
- 検証チェックリストのすべての検証結果が「適合」または「該当なし」である場合は、「適合」欄に○を記入する。
- 「不備あり」又は「不明」が残っている場合は、「東京都と要協議」欄に○を記入すると共に、検証結果詳細報告書の「４　東京都と要協議の事由」（P35)において、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載する。
- 検証結果報告書「５　検証結果」(P35）における検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等の欄は、総合得点及び不合格要件に該当するものの数を記入する。
  なお、「東京都と要協議」の場合は、「東京都と要協議」の内容を修正する前の総合得点及び不合格要件の数を記入する。

5－37　検証結果報告書等の提出

検証ガイドライン P35

- 検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を認定申請事業所に提出する。なお、提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から起算して7年間保管しなければならない。
  - ①　「検証結果報告書」
  - ②　「検証結果詳細報告書」
  - ③　「検証チェックリスト」
  - ④　「検証を行った際の調書の原本」
- 検証結果報告書の提出後、東京都が認定申請事業所及び検証機関に対して、検証結果報告書及び検証結果詳細報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。
- 検証機関は都からの聴取に対応できるよう検証意見を確定させた際の資料も上記の各書類と併せて保存する。
- 東京都との協議の結果、総合得点を確定させるための代替措置を別途指示する場合があるので、その旨留意すること。

5－38　検証の対象

📖 **検証ガイドライン P36～37**

- 検証の対象は、評価書及び調書である。また、評価書及び調書が適正であるかどうかを判断するために、関連する根拠書類並びに、一部の評価項目においては現地確認も検証の対象となる。

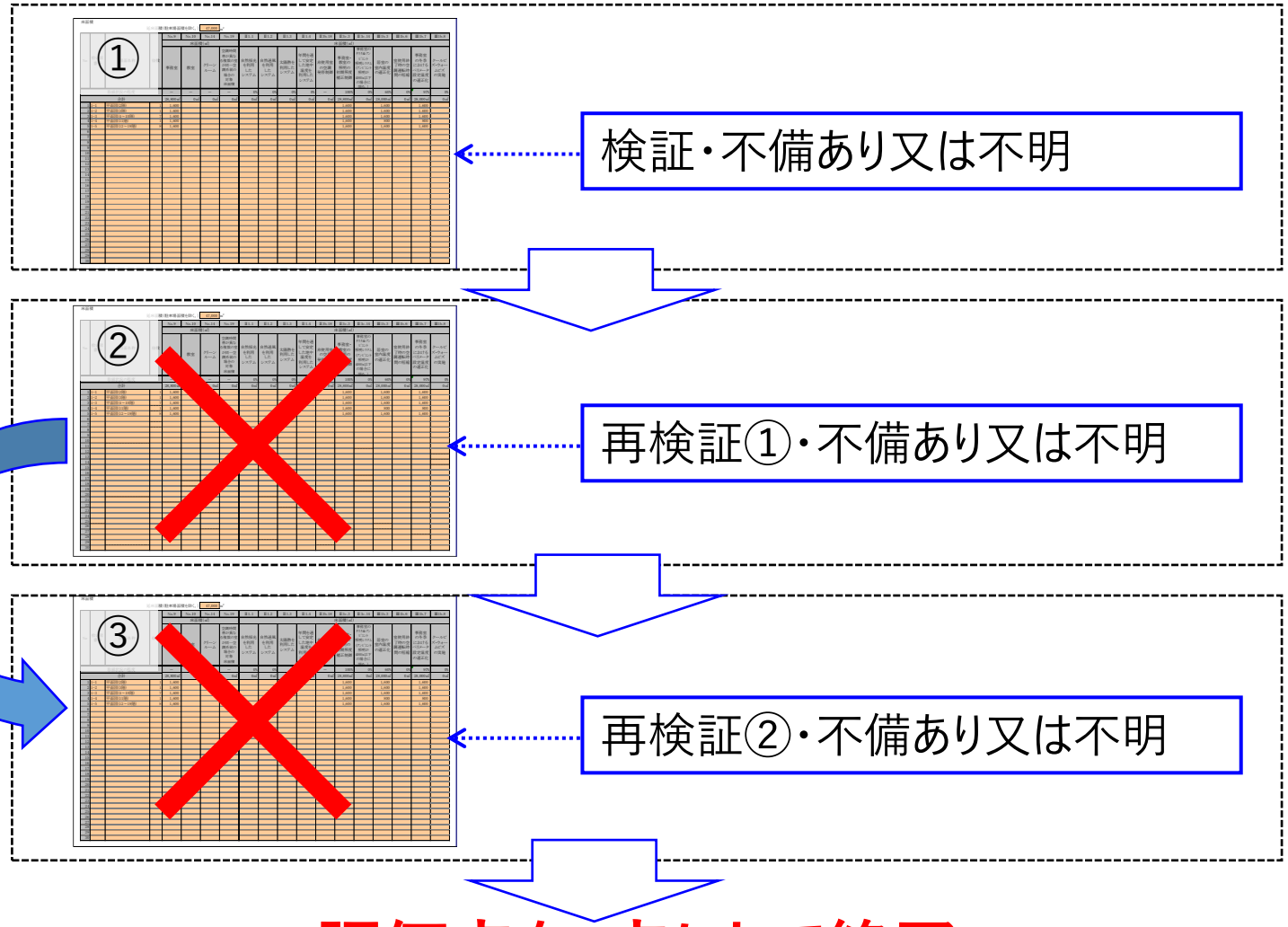
過去に認定を受け、次期の計画期間に継続して認定を受けるために認定申請をする 事業所の根拠書類との突合確認の対象

- 第３計画期間に優良特定地球温暖化対策事業所として認定された事業所が**第４計画期間に継続して認定を受けるために行う認定申請**においては、一定の条件を満たす評価項目に係る根拠書類との突合確認を省略できる。

  ⇒検証ガイドラインP37 表3.1に示す評価項目であること。

  ⇒第３計画期間の評価書及び調書（都から受領したもの）と比較し、評価点が変更されていない評価項目であること。
- 上述の条件に該当する評価項目であっても、検証機関が事業所の状況を確認し、必要に応じて根拠書類との突合確認の対象とすることができる。

5－39　検証の実施方法について



※評価の判断基準の解釈により、不備あり又は不明となったもの以外は「東京都と要協議」とはならない